

平成24年度 参考資料

障害者支援制度

- ・各障害者手帳制度・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- ・障害者手当・年金等・・・・・・・・・・・・ P11
- ・生活保護制度・・・・・・・・・・・・・・ P23

国の障害者雇用支援制度

- ・(身体・知的・精神) 障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)・・・・・・・・ P 35
- ・(身体・知的・精神) 特例子会社等設立促進助成金・・・・・・・・ P 38
- ・(身体・知的・精神) 事業協同組合等雇用促進事業助成金・・・・・・・・ P 42
- ・(身体・知的・精神) 特定求職者雇用開発助成金・・・・・・・・ P 45
- ・(重度身体・知的・精神) 重度障害者等多数雇用施設設置等助成金・ P 55
- ・(重度知的・精神) 職場支援従事者配置助成金・・・・・・・・ P 60
- ・(精神) 精神障害者等ステップアップ雇用奨励金及びグループ雇用奨励加算金・・・・・・・・ P 62
- ・(精神) 精神障害者雇用安定奨励金・・・・・・・・ P 64
- ・(発達障害) 発達障害者雇用開発助成金・・・・・・・・ P 66
- ・(身体・知的・精神・発達障害) 長野障害者職業センターあんない・ P 68
- ・(身体・知的・精神・発達障害) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構各種助成金あんない・ P 72

発達障害に関する資料

- ・発達障害者支援のあり方検討会・・・・・・・・ P 80
- ・高等学校における発達障害に関する実態調査・・・・・・・・ P 89

その他

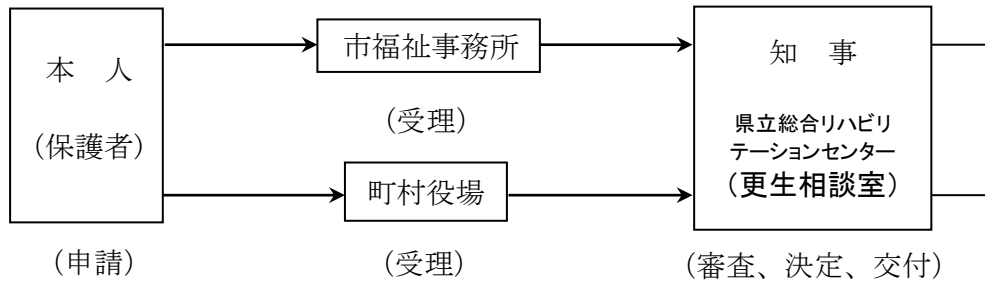
- ・生活支援戦略中間まとめ (全国知事会 社会保障常任委員会配布資料) P 97

手帳制度

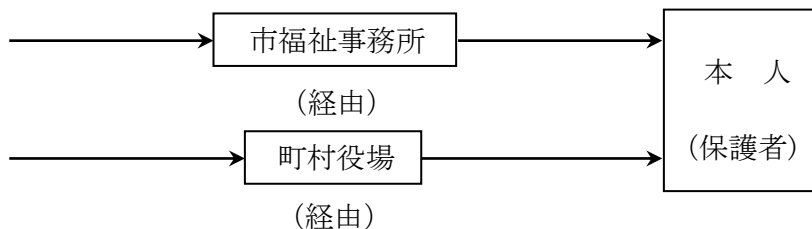
1 身体障害者手帳の交付を受けるには

(身体障害者)

内 容	<p>身体障害者手帳は、身体に障害のある方が、様々な福祉施策を利用するために必要な手帳です。</p> <p>なお、身体障害者福祉法によるサービス以外にも、電車、バス、飛行機などの交通機関を割引で利用する場合等にも利用できます。</p> <p>手帳は、障害の程度によって、1級～6級までに区分されます。</p>
交付対象	<p>視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能の障害者、肢体不自由者（上肢、下肢、体幹機能、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能の障害者）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障害がある者</p>
窓 口	市福祉事務所、町村障害福祉担当課
手 続	交付申請書、指定医師による診断書・意見書、写真（縦4cm×横3cm正面脱帽）を窓口に出します。



〔 指定医師の意見を
付した診断書 〕



身体障害者障害程度等級表

〔 ■は、第1種身体障害者の範囲
□は、第2種 " 〕

(視覚障害)

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
両眼の視力の和が0.01以下のもの	① 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの	① 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの	① 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの	① 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの
	② 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの	② 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの	② 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	② 両眼による視野の1/2以上が欠けているもの	

(聴覚障害・平衡機能障害)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
聴覚障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100dB以上のもの	両耳の聴力レベルが90dB以上のもの	① 両耳の聴力レベルが80dB以上のもの		① 両耳の聴力レベルが70dB以上のもの
				② 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		② 一側耳の聴力レベルが90dB以上、他側耳の聴力レベルが50dB以上のもの
平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害		平衡機能の著しい障害	

(音声機能・言語機能・そしゃく機能障害)

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害		

(肢体不自由)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級					
上肢	① 両上肢の機能を全廃したものの	① 両上肢の機能の著しい障害										
	② 両上肢を手関節以上で欠くもの	② 両上肢のすべての指を欠くもの	① 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	① 両上肢のおや指を欠くもの								
			② 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	② 両上肢のおや指の機能を全廃したもの	① 両上肢のおや指の機能の著しい障害							
			③ 一上肢を上腕の1/2以上で欠くもの	③ 一上肢の機能の著しい障害	③ 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの	② 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害			① 一上肢の機能の軽度の障害			
						④ 一上肢の機能を全廃したもの			② 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害			
			④ 一上肢のすべての指を欠くもの	④ 一上肢の機能を全廃したもの	④ 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	③ 一上肢のおや指を欠くもの	③ 一上肢のおや指を欠くもの	④ 一上肢のおや指の機能を全廃したもの	① 一上肢のおや指の機能の著しい障害			
						⑤ 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの				⑤ 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害	③ 一上肢の手指の機能の軽度の障害	
			⑤ 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	⑤ 一上肢の機能を全廃したもの	⑤ 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	⑥ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの	⑥ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	② ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの	④ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害			
						⑦ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの	③ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの			⑤ 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの		
						⑥ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	⑥ 一上肢の機能を全廃したもの	⑥ 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの				⑥ 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの

(注) 7級に該当する障害については、二つ以上重複する場合に、手帳交付の対象となります。

		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級			
下 肢		① 両下肢の機能を全廃したもの	① 両下肢の機能の著しい障害					① 両下肢のすべての指の機能の著しい障害			
		② 両下肢を大腿の1/2以上で欠くもの	② 両下肢を下腿の1/2以上で欠くもの	① 両下肢をショパ関節以上で欠くもの	① 両下肢のすべての指を欠くもの	② 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの	① 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの	④ 一下肢のすべての指を欠くもの	② 一下肢の機能の軽度の障害		
					③ 一下肢を下腿の1/2以上で欠くもの				③ 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害	③ 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害	
				③ 一下肢の機能を全廃したもの	④ 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの	⑤ 一下肢の足関節の機能を全廃したもの			② 一下肢の足関節の機能の著しい障害	⑤ 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの	
					⑤ 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの	⑥ 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの1/10以上短いもの			③ 一下肢の足関節の機能を全廃したもの		⑥ 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの1/20以上短いもの
					⑥ 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの1/10以上短いもの	③ 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの1/15以上短いもの					
体 幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	① 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの		体幹機能の著しい障害						
		② 体幹の機能障害により立ち上がるのが困難なもの									
乳幼児期以前非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの				
	移動機能障害	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの				

(注) 7級に該当する障害については、二つ以上重複する場合に、手帳交付の対象となります。

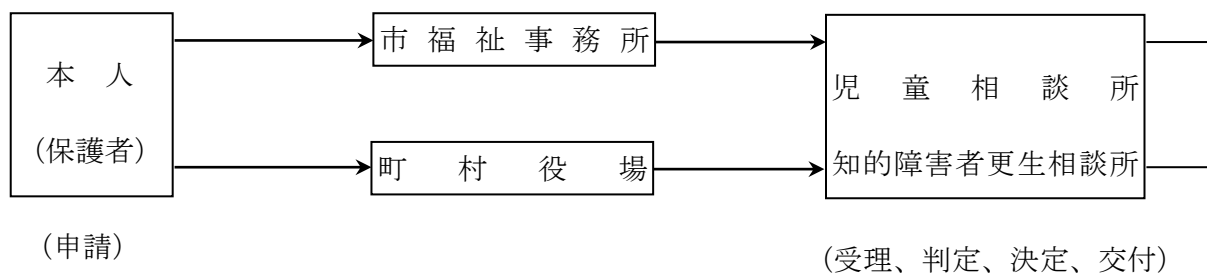
(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓の機能の障害)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限をされるものを除く。)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		

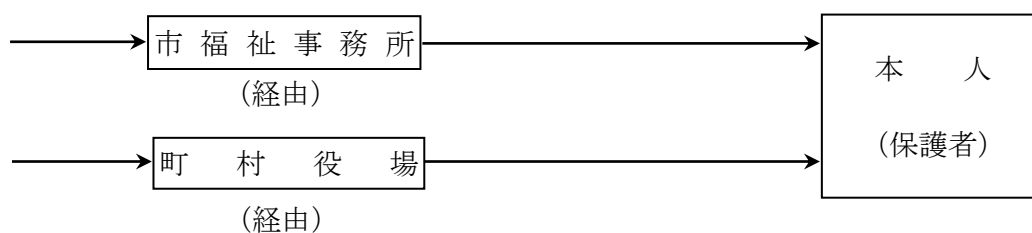
2 療育手帳の交付を受けるには

(知的障害者)

内 容	療育手帳は、知的障害者が一貫した療育・援助を受け、この手帳を取得したことにより様々な福祉施策を受けやすくすることを目的としたものです。 なお、知的障害者福祉法による援護以外にも、電車、バス飛行機（国内線に限る）などの交通機関を割引料金で利用する場合等にも利用できます。 障害の程度によって、A1, A2, B1, B2に区分されます。
交付対象	児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障害と判定された者
窓 口	児童相談所、知的障害者更生相談所、市町村障害福祉担当課
手 続	交付申請書、写真（縦4cm×横3cm正面脱帽）を窓口提出します。



[本人の写真を添付]



知的障害者の障害の程度

1 知的障害者 障害の程度による療育手帳の区分表

区 分	身 体 障 害				備 考
	重 度 (1, 2級)	中 度 (3, 4級)	軽 度 (5, 6級)	な し	
知的 障 害	重 度 (IQ35以下)	A1			「身体障害」欄の ()内の数字 は、身体障害者 福祉法に基づく 障害等級であ る。
	中 度 (IQ36～50)	A2	B1		
	軽 度 (IQ51～75)	B2			

- ・A1・・・重度の知的障害(IQ35以下)
- ・A2・・・中度の知的障害(IQ36～50)であって、3級以上の身体障害を合併している者
- ・B1・・・中度の知的障害(IQ36～50)
- ・B2・・・軽度の知的障害(IQ51～75)

2 発達障害の程度の指標(厚生労働省の知的障害者実態調査(1975)における知的障害の程度に関する判定資料)

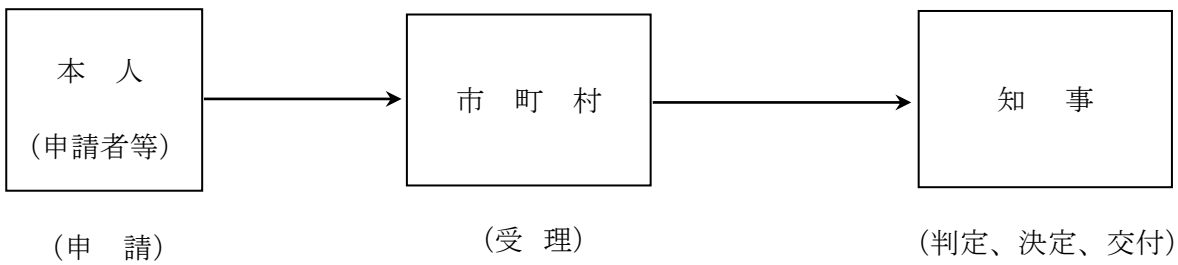
年齢	階 段	軽 度	中 度	重 度	最 重 度
5歳以下		<ul style="list-style-type: none"> 日常会話はどうにかできる 数の理解はすこし遅れている 運動機能の目立った遅れは見られない 身のまわりの始末は代替できるが不完全 	<ul style="list-style-type: none"> 言語による意思表示はいくらかできる 数の理解に乏しい 運動機能の遅れが目立つ 身のまわりの始末は部分的に可能 集団遊びは困難 	<ul style="list-style-type: none"> ことばがごく少なく意思の表示は身振りなどで示す ある程度の感情表現はできる(笑ったり、怒ったり等) 運動機能の発達の遅れが著しい 身のまわりの始末はほとんど出来ない 集団遊びは出来ない 	<ul style="list-style-type: none"> 言語不能 最小限の感情表示(快、不快等) 歩行が不能又はそれに近い 食事、衣服の着脱などはまったくできない
6歳から11歳		<ul style="list-style-type: none"> 普通の学級における学習活動についていくことは難しい 身辺整理は大体できる 比較的遠距離でも一人で通学できる 	<ul style="list-style-type: none"> 日常会話はある程度可能 数の理解が身につき始める 身辺整理は大体できるが不完全 ゲーム遊びなどの集団行動はある程度可能 	<ul style="list-style-type: none"> 言語による意思表示はある程度可能 読み書きの学習は困難である 数の理解に乏しい 身近なものの認知や区別はできる 身辺整理は部分的に可能 身近な人と遊ぶことはできるが長続きしない ごく簡単なお手伝いはできる 	<ul style="list-style-type: none"> 言語は数語のみ 数はほとんど理解できない 食事、衣服の着脱など一人ではほとんどできない 一人遊びが多い
12歳～17歳		<ul style="list-style-type: none"> 小学校3～4年生程度の学力にとどまる 抽象的思考や合理的判断に欠ける 身辺整理は普通児並にできる 基本的な作業訓練は可能である 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校2～3年生程度の学力にとどまる 身辺整理は大体できる 簡単なゲームのきまりを理解する 単純な作業に参加できる 	<ul style="list-style-type: none"> 日常会話はある程度できる ひらがなはどうか読み書きできる 数量処理は困難 身辺整理は大体できる 単純作業にある程度従事できる 	<ul style="list-style-type: none"> 会話は困難 文字の読み書きはできない 数の理解はほとんどできない 身辺整理はほとんど不可能 作業能力はほとんどない
18歳以上		<ul style="list-style-type: none"> 小学校5～6年生程度の学力にとどまる 抽象的思考や合理的判断に乏しい 事態の変化に適応する能力は弱い 職業生活はほぼ可能 	<ul style="list-style-type: none"> 簡単な読み書きや金銭の計画ならばできる 適切な指導のもとでは対人関係や集団参加がある程度可能 単純作業に従事できる 	<ul style="list-style-type: none"> 日常会話はある程度できる ひらがなはどうか読み書きできる 数量処理は困難 身辺整理は大体できる 単純作業にある程度従事できる 	<ul style="list-style-type: none"> 会話は困難 文字の読み書きはできない 数の理解はほとんどできない 身辺整理はほとんど不可能 作業能力はほとんどない
		75	50	35	20
標準化されたテストによる指数 (IQ, SQ, DQ)					

(注) 1 「5歳以下」の欄は、おおむね4～5歳児の発達障害を示したものであり、それ以下の年齢についてはこれと年齢相応の発達の程度を参考にして判定すること。
 2 「標準化されたテストによる指数」欄の数と斜線は「おおむね」の意味をもつ。

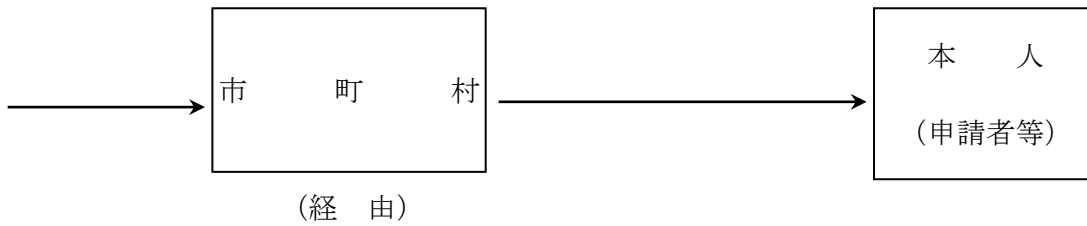
3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるには

(精神障害者)

内 容	精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害を持つ方が様々な福祉的施策を受けやすくなることを目的としたものです。 障害の程度によって、1級、2級、3級に区分されます。
交付対象	精神疾患を有する者（知的障害者を除く）のうち、精神障害のために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者
窓 口	市町村
手 続	申請書、医師の診断書又は精神障害を支給事由とする年金証書の写し等、写真（縦4cm×横3cm正面脱帽）を窓口提出します。



〔 医師の診断書又は精神障害を支給事由とする年金証書の写し等 〕



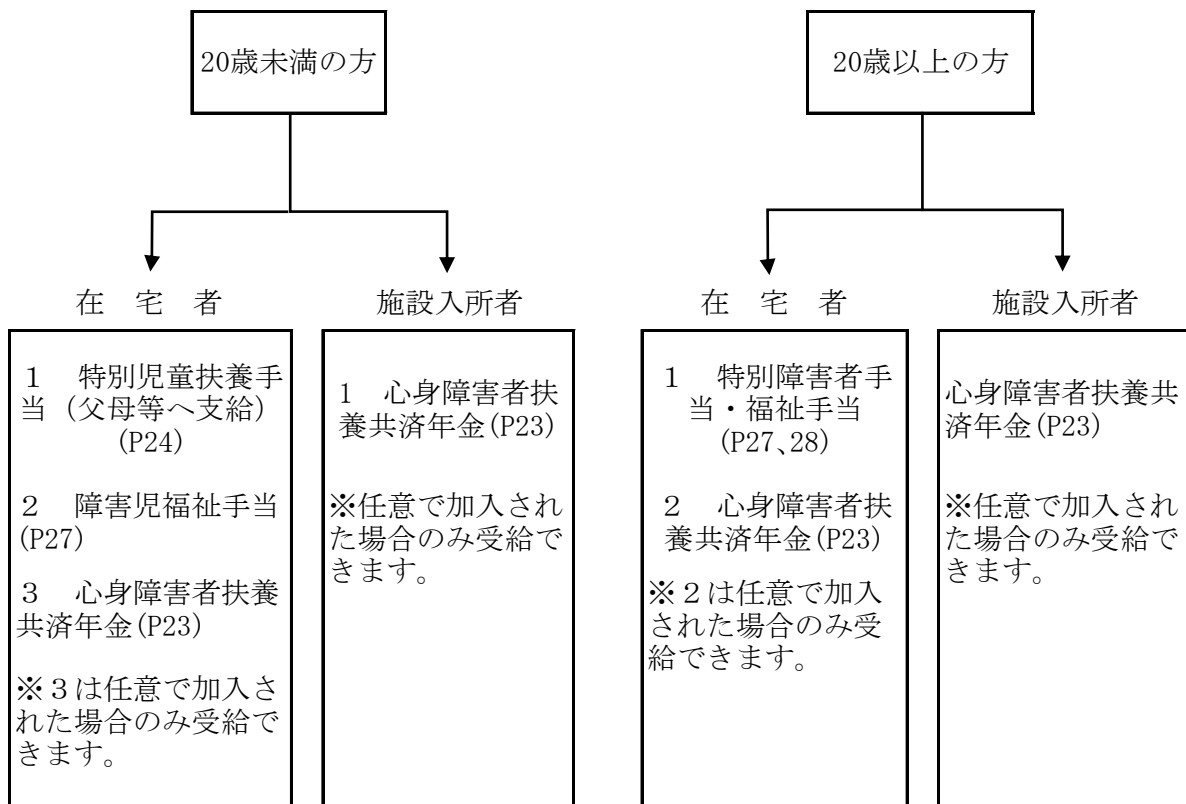
精神障害者保健福祉手帳障害等級表

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
<p>1 級 (精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。 2 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの。 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの。 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神病神経状が高度のもの。 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの。 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの。 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持ができない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が無く、文化的社会活動に参加できない。 <p>(上記1～8のうちいくつかに該当するもの)</p>
<p>2 級 (精神障害であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの。 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの。 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神病神経状があるもの。 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの。 7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの。 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は援助なしにはできない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5 家族や知人、近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6 身の安全を保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会活動への参加は援助なしにはできない。 <p>(上記1～8のうちいくつかに該当するもの)</p>

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
3級 （精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの）	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの。 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの。 4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの。 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくないが、その他の精神神経症状があるもの。 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの。 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの。 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことはできるがなお援助を必要とする。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3 金銭管理や計画的で適切な買物は概ねできるがなお援助を必要とする。 4 規則的な通院・服薬は概ねできるがなお援助を必要とする。 5 家族や知人、近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。 6 身の安全の保持や危機的状況での適切な対応は概ね適切であるが、なお援助を必要とする。 7 社会的手続や一般の公共施設の利用は概ねできるが、なお援助を必要とする。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心があり、文化的社会活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 <p>（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）</p>

手当・年金等

このような手当等があります。



その他児童扶養手当 (P25) や、交通・災害遺児見舞金及び就職激励金 (P28) があります。
障害基礎年金 (P19)、障害厚生年金・障害手当金 (P20)、特別障害給付金 (P21) については該当ページを御覧ください。

1 年金を受けるには

障害基礎年金

(身体障害者・知的障害者・精神障害者)

内容

次の要件をすべて満たす人に支給されます。

(1) 初診日に関する要件

初診日において次のア又はイに該当すること。

ア 国民年金の被保険者であること

イ 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること

(2) 障害認定日に関する要件

障害認定日（原則として初診日から起算して1年6月を経過した日）においてその傷病により国民年金法施行令別表で定める1級又は2級の障害の状態に該当すること。

(3) 保険料納付要件

初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があるものについては、その被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上あること。

または、初診日が平成28年4月1日前の場合は、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に滞納がないこと（初診日において65歳以上の者は除く）。

ただし、20歳前の初診日にかかる障害については、上記(1)、(3)の要件に該当しなくても20歳以降に一定以上の障害の状態にあれば支給されます。

※ 障害認定日において、一定以上の障害にない人が事後において一定以上の障害状態になった場合にも支給されます。ただし、65歳に達する日の前日までにおいて障害等級に該当する程度の障害の状態に至った人に限ります。（65歳前に請求することが必要です。）

年金額

年金額 (平成23年度)	1 級	983,100円
	2 級	786,500円

(注) 障害基礎年金の受給権者と生計を同一にしている子（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子及び20歳未満で1級・2級の障害の状態にある子に限る。）がいる場合は、子の人数に応じて次の額が加算されます。

加算額 (平成24年度)	1人目及び2人目の子	1人につき226,300円
	3人目以降の子	〃 75,400円

支給制限

初診日が20歳前の傷病による障害基礎年金又は昭和61年4月に障害福祉年金から裁定替えされた障害基礎年金、平成6年法に該当することにより支給される障害基礎年金を受給している人は、所得により支給が制限されます。

また、他の公的年金を受けることができる場合にも支給が制限されることがあります。

障害厚生年金及び障害手当金

(身体障害者)

次の要件をすべて満たすものに支給されます。

- (1) 厚生年金加入中に初診日（初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）があること。
- (2) 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに厚生年金、国民年金又は共済組合の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること。
ただし、初診日が平成28年4月1日前の場合は、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に滞納がないこと（初診日において65歳以上の者は除く）。
- (3) 障害認定日（原則として初診日から起算して1年6か月を経過した日）において、その傷病により国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の状態に該当すること。

※ 障害認定日において、一定以上の障害にない人が事後において一定以上の障害状態になった場合にも支給されます。ただし、65歳に達する日の前日までにおいて障害等級に該当する程度の障害の状態に至った人に限ります。（65歳前に請求する必要があります。）

年金額

(平成24年度)

内容

	障害厚生年金	障害基礎年金
1級障害	報酬比例の年金額×1.25 生計を維持する配偶者がいる場合 配偶者加給年金額 226,300円	983,100円 子の加算 2人まで1人 226,300円 3人目から1人 75,400円
2級障害	報酬比例の年金額×1.0 生計を維持する配偶者がいる場合 配偶者加給年金額 226,300円	786,500円 子の加算 2人まで1人 226,300円 3人目から1人 75,400円
3級障害	報酬比例の年金額×1.0 ※3級障害の場合は、障害基礎年金が支給されないので、589,900円が最低保障される。	

障害手当金

報酬比例の年金額×2.0

一時金最低保障額 1,150,200円

支給制限

他の公的年金を受けることができる場合には支給が制限されることがあります。

特別障害給付金

(身体障害者)

内容

・制度の概要

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として創設されました。

次のいずれかに該当する者であって、国民年金法による障害基礎年金を受ける権利を有していない人に支給されます。

- (1) 昭和61年3月31日以前に初診日があり、その当時被用者年金各法の被保険者の配偶者であり、かつ、国民年金保険法の任意加入被保険者でなかった者であって、その傷病により現に障害基礎年金1級、2級相当に該当する程度の障害の状態にあること。
- (2) 平成3年3月31日以前に初診日があり、その当時学生又は生徒であり、かつ、国民年金法の任意加入被保険者でなかった者であって、その傷病により現に障害基礎年金1級、2級相当に該当する程度の障害の状態にあること。(国民年金任意加入であった学生とは、大学、大学院、短大、高等学校及び高等専門学校の日間部等に在学していた学生で定時制、夜間部、通信を除く。また、昭和61年4月から平成3年3月までは専修学校及び一部の各種学校を含む。)

(注) 65歳に達する日の前日までにおいて当該障害等級に該当する程度の障害の状態に至った人に限ります。(65歳前に請求することが必要です。)

・支給額

給付額 (平成24年度)	1 級	月額49,500円
	2 級	月額39,600円

・支給制限

受給している本人の所得により支給が制限されます。

他の公的年金を受ける場合には、その受給額相当額は支給されません。経過的福祉手当を受給されている方は、特別障害給付金を受給した場合、経過的福祉手当の受給資格がなくなります。

障害年金・特別障害給付金の1・2級に該当する障害程度は、おおむね次のとおりです。

年金	等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級
	障害							
1	視覚		■	■				
	聴覚			■				
	上肢		■	■				
	下肢		■	■	■			
	体幹		■	■				
	心臓		■					
	じん臓		■					
	呼吸器		■					
	知的障害	精神能力の全般的発達に高度の遅滞があるもの						
	精神障害	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの						

年金	等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級
	障害							
2	視覚				■			
	聴覚				■			
	平衡				■			
	音声・言語				■	■		
	そしゃく				■			
	上肢			■	■			
	下肢					■	■	
	体幹					■		
	心臓		■					
	じん臓		■		■			
級	呼吸器		■		■			
	ぼうこう又は直腸		■		■			
	知的障害	精神能力の全般的発達に遅滞があるもの						
	精神障害	日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの						

※ 身体障害者手帳等の級と障害年金との対照表はあくまで目安となります。必ず該当するというものではありませんのでご注意ください。

1級…日常生活において、他人の介護を必要とするもの

2級…日常生活において、著しい制限を受ける程度のもの

3級…労働が著しい制限を受ける又は、労働に著しい制限を加えるもの

窓 口
(問い合わせ先)

障害基礎年金と特別障害給付金について
市町村国民年金担当課（係）、住所地を管轄する年金事務所

障害厚生年金について
勤務先を管轄する年金事務所

☆ 年金事務所等一覧表

名 称	〒	所 在 地	電 話
長野南年金事務所	380-8677	長野市岡田町126-10	026-227-1286
長野北年金事務所	381-8558	長野市吉田3-6-15	026-244-4097
岡谷年金事務所	394-8665	岡谷市中央町1-8-7	0266-23-3663
伊那年金事務所	396-8601	伊那市山寺1499-3	0265-76-2098
飯田年金事務所	395-8655	飯田市宮の前4381-3	0265-53-6377
松本年金事務所	390-8702	松本市白板2-5-1	0263-32-5822
小諸年金事務所	384-8605	小諸市田町2-3-5	0267-22-1082

心身障害者扶養共済

(身体障害者・知的障害者・精神障害者)

<p>内 容</p>	<p>心身障害者を扶養している方が、毎月一定の掛金を払い込み、扶養している方が死亡したり著しい障害を有する状態となったとき、その方が扶養していた心身障害者に年金を支給するものです。1人の心身障害者につき2口まで加入できます。加入者が他の都道府県などに転出されても転出先での手続きにより継続されます。掛金は全額所得控除され、年金・弔慰金には所得税がかかりません。</p>
<p>加 入 対 象 者</p>	<p>障害のある方（次の障害のある方の範囲）を扶養している保護者（父母、配偶者など）で次のすべての要件を満たしているもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 県内に住所があること。 (2) 年齢（毎年4月1日における）が65歳未満であること。 (3) 特別な疾病又は障害のない健康状態であること。 (4) 障害のある方1人に対し加入できる保護者は一人であること。 <p>(1) 知的障害者 (2) 身体障害者（1級～3級） (3) 精神又は身体に永続的な障害のある方で、(1)(2)と同程度の障害と認められるもの（精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）</p>
<p>掛 金</p>	<p>・加入時の年齢により段階があります。（1口月額9,300円～23,300円）（加入者が65歳以上かつ20年以上加入したときはその後の掛金が免除されます。また、掛金の納付が困難な方には掛金の減免を行っています。）</p>
<p>年 金 等 の 給 付</p>	<p>(1) 加入者が死亡し、又は著しい障害を有する状態となったとき、加入者が扶養していた心身障害者に月額1口20,000円の年金を支給します。（月額2口まで） (2) 加入期間が1年以上で、障害者が加入者より先に死亡したとき、加入者に対して、加入期間に応じて1口50,000円～250,000円の弔慰金（一時金）を支給します。 (3) 5年以上加入した後、この制度を脱退したときは、加入期間に応じて1口75,000円～250,000円の脱退一時金を支給します。</p>
<p>窓 口</p>	<p>保健福祉事務所、市町村障害福祉担当課</p>

2 手当等を受けるには

特別児童扶養手当

(障害児の養育者)

内 容	重度若しくは中度の身体障害又は知的障害、精神障害がある20歳未満の在宅の児童を監護している父若しくは母又は養育者に支給されます。 (所得が一定額を超える場合は支給されません。)
-----	---

月 額	1級	障害児1人につき	50,550 円
	2級	〃	33,670 円

児童の障害の程度はおおむね次のとおりです。

手当	障害	等級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1級 (重 度)	視 覚	■	■				
	聴 覚		■				
	上 肢	■	■				
	下 肢	■	■	■			
	体 幹	■	■				
	内 部	■	■				
	知的障害	精神能力の全般的発達に高度の遅滞があるもの (療育手帳は、A1又はA2程度)					
精神障害	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの						

手当	障害	等級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
2級 (中 度)	視 覚			■			
	聴 覚			■			
	平 衡			■			
	音声・言語			■			
	そしゃく			■			
	上 肢			■			
	下 肢				■		
	体 幹			■			
	内 部			■			
	知的障害	精神能力の全般的発達に遅滞があるもの					
精神障害	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの						

(注)

- 1 脳原性運動機能の障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱います。
- 2 1級の内部障害については、日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度のものをいいます。
- 3 2級の内部障害については、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難である程度のものをいいます。

窓 口	市町村障害福祉担当課
-----	------------

児童扶養手当

ひとり親家庭の父母等

内容
 父母の離婚等により、ひとり親家庭等の、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある在宅の児童（ただし、その児童が重度若しくは中度の身体障害又は精神障害、知的障害がある場合（おおむね知能指数50以下）には20歳未満の児童も対象になります）を監護している父、母又は養育者に支給されます。
 ただし、公的年金を受給している場合には支給されません。また、所得が一定の額を超える場合は手当の一部又は全部が支給されません。

(手当額)

児童の障害の程度はおおむね次のとおりです。

区分	児童の数	全部支給	一部支給
月額	1人	41,430円	所得額に応じ 41,420円～ 9,780円
	2人	5,000円加算	
	3人 以降	1人につき 3,000円加算	

障害	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚		■	■	■			
聴覚			■	■			
平衡				■			
音声・言語				■			
そしゃく				■			
上肢		■	■	■			
下肢		■	■	■	■		
体幹		■	■	■			
内部		■	■	■			
知的障害		精神能力の全般的発達に遅滞があるもの					
精神障害		日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの					

(注) 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱います。

窓口 市町村福祉担当課

児童扶養手当

障害者（身体障害者・精神障害者）の子を監護する父、母等

内 容	<p>父、母が重度の障害者であって、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある在宅の児童若しくは20歳未満の在宅の障害児を監護している父、母又は養育者に支給されます。</p> <p>ただし、公的年金を受給している場合は支給されません。（父又は母が障害を事由とした年金を受給している場合の加算対象児童については、受給変更ができる場合があります。）また、所得が一定の額を超える場合は、手当の一部又は全部が支給されません。</p> <p>父、母の障害程度は、おおむね次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視 覚</td> <td>■</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>聴 覚</td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上 肢</td> <td>■</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下 肢</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>体 幹</td> <td>■</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>内 部</td> <td>■</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>知的障害</td> <td colspan="6">労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度のもの</td> </tr> <tr> <td>精神障害</td> <td colspan="6">労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)</p> <p>1 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱います。</p> <p>2 内部障害については、労働能力を全く喪失し、かつ、常時の介護を必要とする程度のもの。</p>								1級	2級	3級	4級	5級	6級	視 覚	■	■					聴 覚		■					上 肢	■	■					下 肢	■	■	■				体 幹	■	■					内 部	■	■					知的障害	労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度のもの						精神障害	労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度のもの					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級																																																															
視 覚	■	■																																																																				
聴 覚		■																																																																				
上 肢	■	■																																																																				
下 肢	■	■	■																																																																			
体 幹	■	■																																																																				
内 部	■	■																																																																				
知的障害	労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度のもの																																																																					
精神障害	労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度のもの																																																																					
窓 口	市町村福祉担当課																																																																					

障害児福祉手当

(身体障害児・知的障害児・精神障害児)

内 容	日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障害児（20歳未満）に支給されます。						
	月額	14,330円 (所得が一定の額を超える場合や、障害年金等一定の年金を受給している場合は支給されません。)					
	該当する障害程度は、おおむね次の程度又はそれと同程度以上のものです。						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
	視覚	■					
	聴覚		■				
	上肢	■					
	下肢	■					
	体幹	■					
	内部	■					
知的障害	知能指数おおむね20以下						
精神障害	日常生活において常時介護を必要とする程度						
窓 口	市町村障害福祉担当課						

(注) 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱います。

特別障害者手当

(身体障害者・知的障害者・精神障害者)

内 容	日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障害者（病院又は診療所に継続して3か月以上入院している者を除く。）に支給されます。						
	月額	26,340円 (所得が一定の額を超える場合等は支給されません。)					
	該当する障害程度は、おおむね次の障害が重複するもの又はそれと同程度以上のものです。						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
	視覚	■					
	聴覚		■				
	上肢	■					
	下肢	■	■				
	体幹	■					
	内部	■					
知的障害	知能指数おおむね20以下						
精神障害	日常生活において常時介護を必要とする程度						
窓 口	市町村障害福祉担当課						

(注) 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱います。

福祉手当（経過措置）

（身体障害者・知的障害者・精神障害者）

内 容	<p>昭和61年3月31日において、20歳以上の従来の福祉手当受給者で、昭和61年4月1日において特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されない方には、引き続き支給要件に該当する間に限って従来通り福祉手当が支給されます。</p> <p>月額 14,330円</p>
窓 口	市町村障害福祉担当課

交通・災害遺児見舞金及び就職激励金

（障害者の子）

内 容	<p>満18歳に達した日以後最初の3月31日までに、交通事故又は災害事故により、父又は母が死亡若しくは重度の障害者となった児童に支給されます。</p>																																																																																	
	<p>（支給額）1人当たり</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>交通・災害遺児見舞金</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>交通・災害遺児就職激励金</td> <td>70,000円</td> </tr> </table>		交通・災害遺児見舞金	50,000円	交通・災害遺児就職激励金	70,000円																																																																												
交通・災害遺児見舞金	50,000円																																																																																	
交通・災害遺児就職激励金	70,000円																																																																																	
		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>障害</th> <th>等級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視 覚</td> <td></td> <td>■</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>聴 覚</td> <td></td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上 肢</td> <td></td> <td>■</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下 肢</td> <td></td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>体 幹</td> <td></td> <td>■</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>心 臓</td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>じん臓</td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>呼吸器</td> <td></td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神障害</td> <td></td> <td colspan="6">精神の障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</td> </tr> </tbody> </table>	障害	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	視 覚		■	■					聴 覚			■					上 肢		■	■					下 肢		■	■	■				体 幹		■	■					心 臓		■						じん臓		■						呼吸器		■						精神障害		精神の障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの					
障害	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級																																																																											
視 覚		■	■																																																																															
聴 覚			■																																																																															
上 肢		■	■																																																																															
下 肢		■	■	■																																																																														
体 幹		■	■																																																																															
心 臓		■																																																																																
じん臓		■																																																																																
呼吸器		■																																																																																
精神障害		精神の障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの																																																																																
窓 口	市町村社会福祉協議会																																																																																	

自動車事故重度後遺障害者介護料

内 容	<p>自動車事故が原因で、脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事、排泄などの日常生活動作について常時または随時の介護が必要な状態である方に支給されます。（受給者資格の認定申請が必要になります。なお、介護保険法に基づく介護給付や労働者災害補償保険法に基づく介護補償給付または介護給付などを受給された場合には、支給されません。）</p> <p>介護料は、介護に要する費用（主に次に掲げる事項によるもの）として支出した額（上限額を限度）を支給します。ただし、介護を要する費用として支出額がないときや一律定額に満たない場合は、一律定額を支給します。</p> <p>① 訪問介護などの介護サービス（ホームヘルプ、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、デイサービス）の費用</p> <p>② 介護用品の購入費</p> <p>（①、②いずれも在宅の場合のみ）</p>	
受給資格	支給金額（月額）	
	一律定額	上限額
特Ⅰ種（最重度）	68,440円	136,880円
Ⅰ種（常時要介護）	58,570円	108,000円
Ⅱ種（随時要介護）	29,290円	54,000円
窓 口	<p>独立行政法人 自動車事故対策機構長野支所 T E L 026-480-0521</p>	

3 生活福祉資金の貸付けを受けるには

(身体障害者世帯・知的障害者世帯・精神障害者世帯)

内 容		次のとおり各種資金の貸付けが受けられます。(平成23年度)				
資金の種類	内 容	貸付上限額	据置期間	償還期間	備 考	
福祉資金 (福祉費)	生業費	生業を営むのに必要な経費	4,600,000円	6月以内	20年以内	(設備、原材料、車両等の購入費や店舗作業所等の補修、改造、拡張等)
	技能習得費	生業を営み、又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な経費及びその技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費	1,300,000円		8年以内	【貸付限度額の区分】 技能を習得する期間が6月程度のとき、 1年程度2,200,000円 2年程度4,000,000円 3年以内5,800,000円
	福祉費	冠婚葬祭、転居、就職時の支度等	500,000円		3年以内	
	福祉用具購入費	障害者の福祉用具購入費	1,700,000円		8年以内	
	自動車購入費	障害者自動車購入費	2,500,000円			
	中国残留邦人等国民年金追納費	中国残留邦人等国民年金追納資金	5,136,000円		10年以内	
	住宅資金	住宅の増改築、補修等に必要経費	2,500,000円		7年以内	
	介護等費	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	1,700,000円		5年以内	【貸付限度額の区分】 介護サービスを受ける期間が1年を超えないとき、 1年を超え1年6月以内で世帯の自立に必要なときは、2,300,000円とする。
<p>(1) 貸付利率は据置期間経過後、年1.5%です。(連帯保証人を立てれば無利子です。)</p> <p>(2) 延滞利率は年10.75%です。(最終償還期間を過ぎた延滞元金に対し。)</p> <p>(3) 上記のほかに、生活福祉資金には、「総合支援資金」、「教育支援資金」、「不動産担保型生活資金」、「福祉資金(緊急小口資金)」があります。</p>						
窓 口	市町村社会福祉協議会、民生委員、長野県社会福祉協議会 (TEL 026-226-2036)					

生活保護制度

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。（支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なります。）

制度の趣旨

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

相談・申請窓口

生活保護の相談・申請窓口は、現在お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当です。福祉事務所は、市（区）部では市（区）が、町村部では都道府県が設置しています。

（注）福祉事務所を設置していない町村にお住まいの方は、町村役場でも申請の手続を行うことができます。

（注）一部、福祉事務所を設置している町村もあります。

生活保護を受けるための要件及び生活保護の内容

保護の要件等

生活保護は世帯単位で行い、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提でありまた、扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先します。

資産の活用とは

預貯金、生活に利用されていない土地・家屋等があれば売却等し生活費に充ててください。

能力の活用とは

働くことが可能な方は、その能力に応じて働いてください。

あらゆるものの活用とは

年金や手当など他の制度で給付を受けることができる場合は、まずそれらを活用してください。

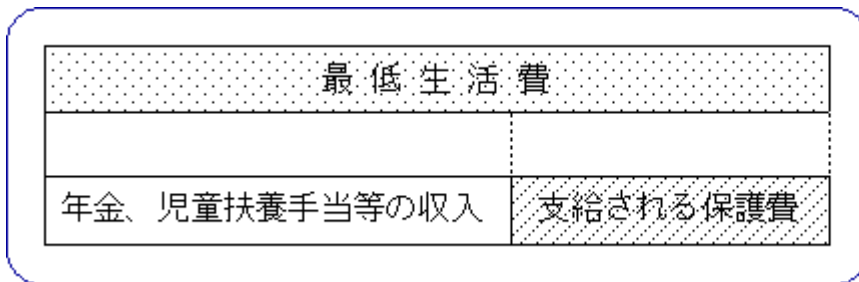
扶養義務者の扶養とは

親族等から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。

そのうえで、世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、保護が適用されます。

支給される保護費

厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。



収入としては、就労による収入、年金等社会保障給付、親族による援助等を認定します。

保護の種類と内容

以下のように、生活を営む上で必要な各種費用に対応して扶助が支給されます。

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	生活扶助	基準額は、 (1) 食費等の個人的費用 (2) 光熱水費等の世帯共通費用を合算して算出。 特定の世帯には加算があります。(母子加算等)
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給 ※ 1級地及び2級地 37,600円(月額上限) 3級地 31,800円(月額上限)
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払 (本人負担なし)
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払 (本人負担なし)
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給

生活保護の手続きの流れ

1 事前の相談

生活保護制度の利用を希望される方は、お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当までお越し下さい。生活保護制度の説明をさせていただくとともに、生活福祉資金、各種社会保障施策等の活用について検討します。

2 保護の申請

生活保護の申請をされた方については、保護の決定のために以下のような調査を実施します。

生活状況等を把握するための実地調査(家庭訪問等)

預貯金、保険、不動産等の資産調査

扶養義務者による扶養(仕送り等の援助)の可否の調査

年金等の社会保障給付、就労収入等の調査

就労の可能性の調査

3 保護費の支給

厚生労働大臣が定める基準に基づく最低生活費から収入(年金や就労収入等)を引いた額を保護費として毎月支給します。

生活保護の受給中は、収入の状況を毎月申告していただきます。

世帯の実態に応じて、福祉事務所のケースワーカーが年数回の訪問調査を行います。

就労の可能性のある方については、就労に向けた助言や指導を行います。

相談・申請に必要な書類

生活保護の申請にあたっては、必要な書類は特別ありませんが、生活保護制度の仕組みや各種社会保障施策等の活用について十分な説明を行うためにも、生活保護担当窓口での事前の相談が大切です。

なお、生活保護の申請をした後の調査において、世帯の収入・資産等の状況がわかる資料(通帳の写しや給与明細等)を提出していただくことがあります。

生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法（平成24年4月～）

【最低生活費＝①＋②＋③＋④】

① 生活扶助基準(第1類費)

(単位:円)

年齢	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	20,900	19,960	19,020	18,080	17,140	16,200
3～5	26,350	25,160	23,980	22,790	21,610	20,420
6～11	34,070	32,540	31,000	29,470	27,940	26,400
12～19	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70～	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

世帯構成員の数が4人の世帯の場合は、第1類費の個人別の額を合算した額に0.95を乗じた額をその世帯の第1類費とし、世帯構成員の数が5人以上の世帯の場合は、同じく合算した額に0.90を乗じた額をその世帯の第1類費とする。

② 生活扶助基準(第2類費)

(単位:円)

人員	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	43,430	41,480	39,520	37,570	35,610	33,660
2人	48,070	45,910	43,740	41,580	39,420	37,250
3人	53,290	50,890	48,490	46,100	43,700	41,300
4人	55,160	52,680	50,200	47,710	45,230	42,750
5人以上1人を増すごとに加算する額	440	440	400	400	360	360

①級地別に入院患者、施設入所者、出稼者を除いたすべての世帯員を合計する。
②冬季(11月～翌年3月)には地区別に冬季加算が別途計上される。

③ 加算額

(単位:円)

加算できる対象		加算額		
		1級地	2級地	3級地
障害者	身体障害者障害程度等級表の1・2級に該当する者等	26,850	24,970	23,100
	身体障害者障害程度等級表の3級に該当する者等	17,890	16,650	15,400
母子世帯等	児童1人の場合	23,260	21,640	20,020
	児童2人の場合	25,100	23,360	21,630
	3人以上の児童1人につき加える額	940	870	800
中学校修了前の子どもを養育する場合		15,000 (3歳未満の場合・子ども1人当たり)		

①該当者がいるときだけその分を加える。
②入院患者、施設入所者は金額が異なる場合がある。
③このほか、「妊婦・産婦」などがある場合は、別途、妊婦加算等あり。
④児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある者。
⑤ひとり親については、「障害者」に対する加算と「母子世帯等」に対する加算は併給できない。

④ このほか、必要に応じて住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助等が支給される。

最低生活費

【1級地-1】

(平成24年4月1日現在)

都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名
埼 玉 県 川口市 さいたま市 東 京 都 区 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 府昭島市 調布市 町田市 小金井市	小平市 日野市 東国分寺市 国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 多摩市 稲城市 西東京市	神 奈 川 県 横浜市 鎌倉市 藤沢市 逗大市 三葉市 愛 知 県 名古屋 京 都 府 京都市	大 阪 府 大塚市 豊池市 吹高市 守枚市 茨八市 寝松市 大箕市 阪中田市 田槻口市 方木市 尾川市 原東市 面市	門真市 摂大市 東市 兵 庫 県 神戸市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市

【1級地-2】

都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名
北 海 道 札幌市 江別市 宮 城 県 仙台市 埼 玉 県 所沢市 蔵戸市 朝霞市 新座市	千 葉 県 千代田市 船橋市 松戸市 習志野市 浦安市 東 京 都 青森市 武蔵野市 梅村市 山手市 神 奈 川 県 横須賀市 平塚市 小茅ヶ丘市	相模原市 三浦市 秦野市 厚木市 座間市 滋 賀 県 大津市 京 都 府 宇治市 向日市 向日京市 長岡京市	大 阪 府 岸和田市 泉大津市 貝塚市 高石市 藤井寺市 四條畷市 交野市 泉北岡市 忠岡市 兵 庫 県 姫路市 明石市	岡 山 県 岡山市 倉敷市 広 島 県 広島市 呉市 福安市 安芸中府市 福 岡 県 北九州市 福岡市

都道府県・市町村名			都道府県・市町村名			都道府県・市町村名			都道府県・市町村名			都道府県・市町村名										
千	葉	県	見村	附上	市市	大勝	野山	市市	木埴	曾科	町郡	愛	知	県								
			銚館	子山	市市										あ越	江わ	市市	坂高	城井	半津	田島	市市
			木茂	更津	市市										越坂	前井	市市	小布	井施	碧西	南尾	市市
			成東	原田	市市										吉永	田平	市市			蒲犬	郡山	市市
			旭勝	金浦	市市										南南	田平	市市			常江	滑南	市市
			勝鴨	川津	市市										丹越	条越	市市			小稻	牧沢	市市
			君富	津浦	市市											寺前	市市			新高	城多	市市
			袖白	ヶ井	市市											越前	市市			高田	浜原	市市
			匝香	井	市市											梨田	市市			愛弥	西富	市市
			印酒	々井	郡町											吉留	市市			みあ	よし	市市
東	京	都	魚氷	津見	市市	富都	士留	田	高関	山	市市	東	郷	市市								
			滑黒	川部	市市	山大	梨月	市市	津濃	川茂	愛弥	日山	市市									
			砥小	波部	市市	葦甲	崎斐	市市	濃島	那加	みあ	羽井	市市									
			南射	矢新	市市	笛上	吹原	市市	岐笠	児穂	愛	ま知	市市									
			中新	水川	市市	甲中	州央	市市	本北	島南	西丹	豊	市市									
			舟上	橋市	市市	中中	摩和	市市		松巢	大扶	大	市市									
			立新	山川	市市	昭巨	野	市市		方	蟹飛	知	市市									
			入朝	善日	市市	飯須	田坂	市市		宮	阿東	額	市市									
			七輪	尾島	市市	小伊	諸那	市市		田田	南武	幸	市市									
			珠加	洲賀	市市	駒中	根野	市市		津川	美武	北	市市									
新	湯	県	川上	井北	市市	飯茅	野山	市市	殿	枝場	市市	額	幸	市市								
			柄井	甲川	市市	塩佐	尻久	市市	御袋	野西	の国	北	設	市市								
			中山	甲川	市市	千東	曲御	市市	下裾	豆の方	南東	長	設	市市								
			愛清	川	市市	安北	野久	市市	湖伊	方南	水泉		東	市市								
					市市	詠	井訪	市市	伊田	国	山		久	市市								
					市市	上	諏下	市市	伊田	函清			手	市市								
					市市	辰	富伊	市市	駿	長小												
					市市	箕	上	市市														
					市市	木	上	市市														
					市市			市市														

都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名
出 水 市 伊 佐 市 指 宿 市 西 之 表 市 垂 水 川 内 市 薩 摩 置 串 木 野 市 日 ち 島 づ 美 市 霧 南 さ つ 美 市 奄 始 良 市				
沖 宜 野 湾 市 石 垣 添 市 浦 名 護 市 糸 沖 満 市 う 宮 る 古 島 市				

【3級地-2】

上記に掲げた以外の市町村

住宅手当緊急特別措置事業の概要

1 事業の内容

- 雇用と住居を失った方に ①賃貸住宅の家賃を住宅手当として支給
②住宅確保・就労支援員等により就労を支援

2 対象者

平成 19 年 10 月 1 日以降に離職し、住宅を喪失している（又は喪失するおそれのある）方で、就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所への求職申込みを行っている方

3 要件

- (1) 申請日の属する月における申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の収入の合計額が、次に定める収入基準額であること。

収入基準額		2 級地（長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市）	3 級地（左記以外の市町村）
単身世帯		121,600円未満	115,800円未満
複数世帯	2 人	172,000円以下	172,000円以下
	3 人以上	220,900円未満	213,300円未満

- (2) 預貯金の合計が次の金額以下であること。

単身世帯	500,000円	複数世帯	1,000,000円
------	----------	------	------------

- (3) 雇用施策による貸付け等及び地方自治体等が実施する住居等困難離職者に対する類似の貸付け又は給付（職業訓練受講給付金）を同居の親族が受けていないこと。

- (4) 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族のいずれもが暴力団員でないこと。

4 住宅手当

(1) 支給額

支給月額		2 級地（長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市）	3 級地（左記以外の市町村）
単身世帯	月収 84,000 円以下	37,600円 以内	31,800円 以内
	月収 84,000 円超	差 額 支 給 《家賃-(月収-84,000円)》	差 額 支 給 《家賃-(月収-84,000円)》
複数世帯	2 人	48,900円 以内	41,300円 以内
	3 人以上	月収 172,000 円以下	48,900円 以内
		月収 172,000 円超	差 額 支 給 《家賃-(月収-172,000円)》

- (2) 支給期間 最長 6 か月 + 3 か月の延長可能

- (3) 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者口座に実施機関から直接振り込む。

5 住宅確保・就労支援員等による就労支援

月 2 回以上の面接指導やハローワークとの連絡調整等により就労を支援する。

6 実施機関

- (1) 居住地が市の方は市福祉事務所

- (2) 居住地が町村の方は県福祉事務所

中小企業において、初めて身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用した事業主の方への奨励金

○ 障害者初回雇用奨励金(ファースト・ステップ奨励金)

中小企業における障害者雇用を促進するため、障害者雇用の経験のない中小企業(障害者の雇用義務制度の対象となる56~300人規模の中小企業)が初めて身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用した場合に、奨励金を支給するものです。

受給できる事業主

受給できる事業主は、次の(1)から(6)までのいずれにも該当する事業主です。

- (1) 雇用保険の適用事業の事業主で、その雇用する常用労働者数(障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」といいます。)第43条第1項に規定する労働者をいいます。
なお、除外率設定業種にあつては、除外率により控除すべき労働者を控除した数とします。以下同じ。)が56人~300人の事業主。
- (2) 平成21年2月6日以降に、次の①~③に掲げる対象労働者(雇い入れられた日現在における満年齢が65歳未満の者に限ります。)を公共職業安定所(以下「安定所」といいます。)の紹介により、一般被保険者(雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者(身体障害者及び知的障害者にあつては短時間労働者(障害者雇用促進法第43条第1項に規定する短時間労働者であつて、同法第2条第2号の重度障害者及び同条第4号に規定する重度障害者である短時間労働者を除きます。))を除きます。以下同じ。)として1人(精神障害者である短時間労働者として雇い入れる場合は2人)以上雇い入れ、かつ、当該対象労働者を奨励金の支給後も引き続き雇用することが確実であると認められる事業主。
 - ① 身体障害者
 - ② 知的障害者
 - ③ 精神障害者
- (3) 対象労働者の雇入れ日の前日までの過去3年間に上記(2)の①~③に該当する対象労働者について雇用実績のない事業主。
- (4) 対象労働者の雇い入れた日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの期間において、当該雇入れに係る事業所において、雇用する被保険者を解雇等事業主の都合で離職させた事業主(次の①又は②に該当する解雇を行った事業主を除きます。)以外の事業主。
 - ① 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇
 - ② 当該労働者の責めに帰すべき理由による解雇
- (5) 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの期間において、当該雇入れに係る事業所において、雇用保険法第23条第1項に規定する特定受給資格者となる離職理由により雇用する被保険者を、当該事業所における当該雇入れ日における被保険者数の6%を超えて離職させていない事業主(特定受給資格者となる離職理由により離職した者が3人以下である場合を除きます。))。
- (6) 対象労働者の出勤状況及び賃金の支払い状況等を明らかにする書類(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等)を整備、保管している事業主。

注意

- 1 次のいずれかに該当する場合は、この奨励金は支給されません。
 - (1) 対象事業所が安定所の紹介以前に、雇用の内定があった対象労働者を雇い入れる場合
 - (2) 雇い入れた日の前日から過去3年間に職場適応訓練(短期の職場適応訓練を除きます。)を受け又は受けたことのある者を当該職場適応訓練を行い、又は行った事業主が雇い入れる場合
 - (3) 雇い入れの前日から起算して3年前の日から当該雇入れの日の前日までの間のいずれかの日に雇用関係、出向、派遣又は請負により就労したことのある者を、再び同一事業所に雇い入れる場合
 - (4) 資本、資金、人事、取引等の状況から見て、対象労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある事業主が対象労働者を雇い入れる場合
 - (5) 対象労働者に対する賃金を支払期日を超えて支給申請を行うまでに支払っていない場合
 - (6) 安定所の紹介時点とは異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益、又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについて申し出があった場合
 - (7) 奨励金の支給を行う際に、雇入れに係る事業所において成立する保険関係に基づく前々年度よりも前の年度に係る労働保険料を滞納している場合
 - (8) 偽りその他不正行為により本来受けることのできない奨励金等を受け又は受けようとしたことにより3年間に渡る奨励金等の不支給措置が執られている場合
 - (9) 労働関係法令の違反を行っていること等により助成金を支給することが適切でないものと認められる場合
- 2 この奨励金を受給した後、対象労働者を解雇した事業主に対しては、支給した助成金の返還を求められます。
- 3 不正行為により本来受けることのできない奨励金を受け又は受けようとした場合には、これにより助成金の支給を受けることができないこととなった日以後3年間、助成金を受けることができなくなることがあります。
- 4 助成金の支給申請から支給決定までの間及び支給終了後において総勘定元帳等の帳簿の提示を求められますのでご協力ください。

奨励金の支給額

対象労働者1人目を雇用した場合に限り、奨励金100万円を支給します。

ただし、精神障害者である短時間労働者を雇い入れる場合は、2人以上の雇入れをもって1人目と見なします。

受給のための手続き

障害者初回雇用奨励金(障害者雇用ファースト・ステップ奨励金)の支給を受けようとする事業主は、対象労働者を雇い入れた事業所の所在地を管轄する労働局長に、奨励金の支給対象となる雇入れ日から起算した6か月後の翌日から起算して1か月以内に必要な書類を添えて障害者初回雇用奨励金支給申請書(以下「支給申請書」といいます。)を提出することが必要です。なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する安定所を經由して行うことができる場合があります。

また、支給申請書に添付する書類は次のとおりです。

(1) 必須の添付書類

- ① 対象労働者に対して支払われた賃金が手当ごとに区分された賃金台帳又はその写し
- ② 雇入れ日の属する月の出勤簿等
- ③ 対象労働者であることを証明する書類
 - ・身体障害者手帳(写)
 - ・療育手帳(写)又は判定書
 - ・精神障害者保健福祉手帳(写)
- ④ 雇用契約書又は雇入れ通知書
- ⑤ 対象労働者雇用状況等申立書(以下「申立書」といいます。)

ただし、対象労働者が2人になる場合(精神障害者である短時間労働者を雇い入れる場合)は、対象労働者それぞれの申立書

- ⑥ 対象労働者となる障害者の雇用実績の有無を確認する資料
 - ・過去安定所で受理された障害者雇用状況報告(写)等
- ⑦ 支給申請時点で、常用労働者数が56人～300人である事業主であるかを確認するための書類

(2) 必要に応じて添付する書類

- ① 対象労働者の出勤簿
- ② 事業所を離職した常用労働者の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類
- ③ 就業規則、賃金規定等
- ④ 最低賃金法第7条の最低賃金の減額の特例の許可を受けたことを示す書類
- ⑤ その他必要と認める書類

なお、支給申請期間の末日が申請期限となりますので、この日を過ぎると、原則として支給を受けることができませんのでご注意ください。

※ 手続きその他詳細については、最寄りの安定所にお問い合わせ下さい。

特例子会社や重度障害者多数雇用事業所を 設立した事業主に対する助成金

16 特例子会社等設立促進助成金

障害者の安定的な雇用を確保するため、障害者を新たに雇用して、特例子会社や重度障害者多数雇用事業所を設立した事業主に対し、助成金を支給することにより、安定的な障害者雇用を保障するとともに、地域における特例子会社等を増やし、それを核とした地域の障害者雇用の拡大を図ることを目的としています。

受給できる事業主

受給できる事業主は、次の(1)から(9)までのいずれにも該当する事業主です。

- (1) 雇用保険の適用事業の事業主
- (2) 平成21年2月6日以降に設立する法人であって、次の①、②のいずれかに該当する事業主
※なお、労働者の数の算定に当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第43条第3項に規定する短時間労働者を0.5人として算定する
 - ① 障害者雇用促進法第44条第1項に規定する特例子会社の認定を受けた事業主であって、次のいずれにも該当すること
 - a 対象労働者として身体障害者、知的障害者及び精神障害者を常用労働者として新規に10人以上雇用し、かつそれらの対象労働者数が当該特例子会社の全常用労働者に占める割合が20%以上であること
 - b 常用労働者である対象労働者のうち、重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上であること
 - ② 次のいずれにも該当する事業所(以下「重度障害者多数雇用事業所」という。)を新たに設置した事業主であること。
 - a 対象労働者として、重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者を常用労働者として新規に10人以上雇用すること
 - b 当該事業所に雇用される常用労働者のうち、対象労働者である重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が20%以上であること
- (3) 特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所(以下「特例子会社等」といいます。)である法人の設立登記の日以降1年以内に、助成金の対象となる対象労働者の雇入れを完了し、受給資格申請により当該対象労働者の氏名、人数等について管轄労働局又は安定所に届け出ている事業主
- (4) 対象労働者を助成金支給後も適切な雇用を継続すると認められる事業主
- (5) 助成金の対象となる対象労働者の雇入れを完了した日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの期間において、当該特例子会社等において、雇用する被保険者を解雇等事業主の都合で離職させた事業主(次の①又は②に該当する解雇を行った事業主を除く。)以外の事業主
 - ① 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇
 - ② 当該労働者の責めに帰すべき理由による解雇
- (6) 対象労働者の雇入れを完了した日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの期間

において、当該雇入れに係る事業所において、雇用保険法第23条第1項に規定する特定受給資格者となる離職理由により雇用した被保険者を、当該事業所における当該雇入れ日における被保険者数の6%を超えて離職させていない事業主（特定受給資格者となる離職理由により離職した者3人以下である場合を除きます。）

- (7) 公序良俗に反するなど、社会通念上、助成の対象としてふさわしくないと判断される事業を行うことを目的とする法人以外の法人の事業主
- (8) 対象労働者の出勤状況及び賃金支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備・保管している事業主

注意

- 1 次のいずれかに該当する場合は、この助成金は支給されません。
 - (1) 対象労働者の雇入れを完了した日から起算して1年前の日から当該雇入れを完了した日の前日までの間のいずれかの日に、助成金の支給の対象となる特例子会社の親会社、当該親会社の別の子会社その他資本金的・経済的・組織的関連性の高い事業所に在籍していた者であって、解雇等事業主の都合により離職した者を対象労働者として雇い入れる場合
 - (2) 対象労働者に対する賃金を支払期日を超えて支給申請を行うまでに支払っていない場合
 - (3) 当初と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについて申し出があった場合
 - (4) 助成金の支給を行う際に、雇入れに係る事業所において成立する保険関係に基づく前々年度よりも前の年度に係る労働保険料を滞納している場合
 - (5) 偽りその他不正行為により本来受けることのできない助成金等を受け又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金等の不支給措置が執られている場合
 - (6) 労働関係法令の違反（船員に適用される労働関係法令違反を含む。）を行っていること等により助成金を支給することが適切でないものと認められる場合
なお、特例子会社については、親会社が労働関係法令の違反（船員に適用される労働関係法令違反を含む。）を行っているなど、親会社と子会社の関係から助成金を支給することが適切でないとして認められる場合
- 2 この助成金を受給した後、対象労働者を解雇した事業主に対しては、支給した助成金の返還を求められます。
- 3 不正行為により本来受けることのできない助成金を受け又は受けようとした場合には、これにより助成金の支給を受けることができないこととなった日以後3年間、助成金を受けることができなくなることがあります。
- 4 助成金の支給申請から支給決定までの間及び支給終了後において総勘定元帳等の帳簿の提示を求められますのでご協力ください。

助成金の支給額

受給資格申請において認定された対象労働者数に応じた額を支給対象期（対象労働者の雇入れが完了した日（賃金締切日が定められている場合は、雇入れが完了した日の直後の賃金締切日の翌日。ただし、賃金締切日に完了した場合は完了した日の翌日、賃金締切日の翌日に完了した場合は完了の日）から起算した6か

月を第1期支給対象期とし、以後1年ごとに第2期、第3期支給対象期といいます。)ごとに支給します。

対象労働者数	10人以上 15人未満	15人以上 20人未満	20人以上 25人未満	25人以上
助成金の 支給額	(第1期) 1,000万円 (第2・3期) 500万円	(第1期) 1,500万円 (第2・3期) 750万円	(第1期) 2,000万円 (第2・3期) 1,000万円	(第1期) 2,500万円 (第2・3期) 1,250万円

注) 平成24年度から支給額が変更になりました(平成24年4月1日以降に対象労働者の雇入れを完了した事業主が対象。)

なお、対象労働者数の変動については、その変動が減少である場合は、変動後の対象労働者数に応じた額を支給します。増加である場合は、変動前の対象労働者数に応じた額を支給します。

受給のための手続き

(1) 受給資格申請

特例子会社等設立促進助成金を受けようとする事業主は、法人の設立登記の日以降1年以内に対象労働者の雇用を完了し、完了した日の翌日から起算して1ヶ月以内に、対象労働者を雇い入れた事業所の所在地を管轄する労働局長に対し、必要な書類を添えて特例子会社等設立促進助成金受給資格認定申請書(以下「認定申請書」という。)を提出することが必要です。

なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する安定所を経由して行うことができる場合があります。

また、認定申請書に添付する資料は次のとおりです。

- ① 当該特例子会社等である法人の設立した日を示す書類
- ② 障害者に関する雇用状況を満たしていることを示す書類
- ③ 対象労働者であることを証明する書類
 - ・身体障害者手帳(写)
 - ・療育手帳(写)又は判定書
 - ・精神障害者保健福祉手帳(写)
- ④ 対象労働者に係る雇用契約書又は雇入れ通知書
- ⑤ 特例子会社については、子会社特例認定通知書(写)(認定申請中である場合は、子会社特例認定申請書(写))
- ⑥ その他必要と認める書類

(2) 支給申請

特例子会社等設立促進助成金の支給を受けようとする事業主は、各支給対象期が経過するごとに、当該支給対象期分の助成金について、当該支給対象期の末日の翌日から起算して1か月以内に、対象労働者を雇い入れた事業所の所在地を管轄する労働局長に対し、必要な書類を添えて特例子会社等設立促進助成金支給申請書(以下「支給申請書」という。)を提出することが必要です。

なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する安定所を経由して行うことができる場合があります。また、支給申請書に添付する書類は次のとおりです。

① 必須の添付書類

- イ 特例子会社等設立促進助成金受給資格認定通知書(写)
- ロ 前支給対象期に係る特例子会社等設立促進助成金支給決定通知書(写)(第2期及び第3期の支給対象期に係る申請の場合)
- ハ 特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所であることを証明する書類
- ニ 対象労働者であることを証明する書類(上記(1)③参照)
- ホ 対象労働者に係る雇用契約書又は雇入れ通知書
- ヘ 対象労働者に対して支払われた賃金が手当ごとに区分された賃金台帳又はその写し
- ト 対象労働者ごとに掲げる雇入れ日の属する月の出勤簿等

② 必要に応じて添付する書類

- イ 対象労働者の出勤簿
- ロ 事業所を離職した常用労働者の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類
- ハ 就業規則、賃金規定等
- ニ 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第7条の最低賃金の減額の特例の許可を受けたことを示す書類
- ホ その他必要と認める書類

※ 手続きその他詳細については、最寄りの安定所にお問い合わせ下さい。

事業協同組合等において、身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用した雇用促進事業の実施に対する助成金

○ 事業協同組合等雇用促進事業助成金

複数の中小企業が、事業協同組合等を活用して共同で、身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用し、雇用促進事業を実施することに対して助成金を支給します。

受給できる事業主

受給できる事業主は、次の(1)から(5)までのいずれにも該当する事業主です。

- (1) 雇用保険の適用事業の事業主で、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の8に規定する事業協同組合、水産加工業協同組合、商工組合又は商店街振興組合(以下「事業主」といいます。)であること。
- (2) 平成21年4月1日以降に、次の①～③に掲げる対象労働者(雇い入れられた日現在における満年齢が65歳未満の者に限ります。)を一般被保険者(雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者)として雇い入れ、障害者雇用促進法第45条の3第1項第3号に規定する雇用促進事業を実施する事業主であること。
 - ① 身体障害者
 - ② 知的障害者
 - ③ 精神障害者
- (3) 対象労働者の雇い入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの期間において、当該雇入れに係る事業協同組合等で雇用する被保険者を解雇等事業主の都合で離職させた事業主(次の①又は②に該当する解雇を行った事業主を除きます。)以外の事業主。
 - ① 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇
 - ② 当該労働者の責めに帰すべき理由による解雇
- (4) 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの期間において、雇用保険法第23条第1項に規定する特定受給資格者となる離職理由により雇用する被保険者を、当該事業所における当該雇入れ日における被保険者数の6%を超えて離職させていない事業主(特定受給資格者となる離職理由により離職した者が3人以下である場合を除きます。)
- (5) 対象労働者の出勤状況及び賃金の支払い状況等を明らかにする書類(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等)を整備、保管している事業主。

注意

- 1 次のいずれかに該当する場合は、この奨励金は支給されません。
 - (1) 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に当該事業主又は当該事業主の特定事業主が当該対象労働者を雇用していた場合
 - (2) 対象労働者に対する賃金を支払期日を超えて支払っていない場合(支給申請を行うまでに当該賃金を支払った場合を除く。)
 - (3) 当初の求人条件と異なる条件で雇い入れた場合で対象労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合

- (4) 助成金の支給を行う際に、雇入れに係る事業所において成立する保険関係に基づく前々年度よりも前の年度に係る労働保険料を滞納している場合
 - (5) 偽りその他不正行為により本来受けることのできない助成金等又は特例子会社等設立促進助成金の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間に渡る助成金等の不支給措置が執られている事業主が雇い入れる場合
 - (6) 労働関係法令の違反を行っていること等により当該事業主に助成金を支給することが適切でないものと認められる場合及び雇用促進事業に係る特定事業主が労働関係法令の違反を行っている等であって、特定事業主と当該事業主の関係から助成金を支給することが適切でないものと認められる場合
- 2 この助成金を受給した後、対象労働者を解雇した事業主に対しては、支給した助成金の返還を求められます。
 - 3 不正行為により本来受けることのできない助成金等を受け又は受けようとした場合には、これにより助成金の支給を受けることができないこととなった日以後3年間、助成金等を受けることができません。
 - 4 助成金の支給申請から支給決定までの間及び支給終了後において総勘定元帳等の帳簿の提示を求められますのでご協力ください。

助成金の支給額

助成金の支給対象となる対象労働者の雇入れ日から起算した6か月を支給対象期とし、助成金50万円を支給します。

ただし、支給対象期の末日より前に対象労働者を雇用しなくなった場合は、助成金の支給を受けることができません。

受給のための手続き

事業協同組合等雇用促進事業助成金の支給を受けようとする事業主は、対象労働者を雇い入れた事業所の所在地を管轄する労働局長に、助成金の支給対象となる対象労働者の雇入れ日から6か月経過後の翌日から起算して1か月以内に必要な書類を添えて事業協同組合等雇用促進事業助成金支給申請書(以下「支給申請書」といいます。)を提出する必要があります。なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する安定所を経由して行うことができる場合があります。

また、支給申請書に添付する書類は次のとおりです。

(1) 必須の添付書類

- ① 事業協同組合等に係る登記簿謄本又は登記事項証明書
- ② 対象労働者に対して支払われた賃金が手当ごとに区分された賃金台帳又はその写し
- ③ 雇入れ日の属する月の出勤簿等
- ④ 対象労働者であることを証明する書類
 - ・身体障害者手帳(写)
 - ・療育手帳(写)又は判定書
 - ・精神障害者保健福祉手帳(写)
- ⑤ 雇用契約書又は雇入れ通知書

- ⑥ 対象労働者雇用状況等申立書(以下「申立書」といいます。)
 - ⑦ 雇用促進事業を実施する事業所であることを示す書類
- (2) 必要に応じて添付する書類
- ① 対象労働者の出勤簿
 - ② 事業所を離職した常用労働者の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類
 - ③ 就業規則、賃金規定等
 - ④ 最低賃金法第7条の最低賃金の減額の特例の許可を受けたことを示す書類
 - ⑤ その他必要と認める書類

なお、支給申請期間の末日が申請期限となりますので、この日を過ぎると、原則として支給を受けることができませんのでご注意ください。

※ 手続きその他詳細については、最寄りの安定所にお問い合わせ下さい。

新たに高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者又は65歳以上の離職者を雇い入れた事業主の方への給付金

5 特定求職者雇用開発助成金

特定求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成するもので、これらの者の雇用機会の増大を図ることを目的としています。

このうち、高年齢者（60歳以上65歳未満）、障害者等の就職が特に困難な者を、公共職業安定所若しくは地方運輸局（以下「運輸局」という。）又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者若しくは無料船員職業紹介事業者（以下「有料・無料職業紹介事業者等」という。）の紹介により雇い入れた事業主に対しては、特定就職困難者雇用開発助成金が、65歳以上の離職者を公共職業安定所若しくは運輸局又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等の紹介により雇い入れた事業主に対しては、高年齢者雇用開発特別奨励金が、それぞれ支給されます。

I 特定就職困難者雇用開発助成金

受給できる事業主

受給できる事業主は、次の1から5までのいずれにも該当する事業主です。

- 1 雇用保険の適用事業の事業主
 - 2 次のいずれかに該当する求職者（雇い入れられた日現在における満年齢が65歳未満の者に限る。）を公共職業安定所もしくは運輸局又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等※¹、無料船員職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れ、当該求職者を助成金の支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実であると認められる事業主※²
- ※1 「適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受けた有料・無料職業紹介事業者又は届出を行った無料職業紹介事業者のうち、特定求職者雇用開発助成金に係る取扱いを行うに当たって、厚生労働省職業安定局長の定める項目のいずれにも同意する旨の届出を都道府県労働局長に提出し、雇用関係給付金に係る取扱いを行う旨を示す標識の交付を受け、これを事業所内に掲げる職業紹介事業者のことであり、
- ※2 有期の雇用については、契約更新回数に制限がなく、希望すれば全員契約更新が可能である場合等期間の定めがない雇用と同様と判断される場合に限り、
- (1) 一般被保険者（短時間労働者を含む）として雇い入れられた、次のいずれかに該当する者（(2)に該当する者を除く。）（(2)以外の者については、職業紹介を受けた日に被保険者でない者（失業等の状態にある者）に限られます。）
 - イ 60歳以上の者
 - ロ 身体障害者
 - ハ 知的障害者
 - ニ 精神障害者
 - ホ 母子家庭の母等
 - ヘ 中国残留邦人等永住帰国者
 - ト 北朝鮮帰国被害者等
 - チ 認定駐留軍関係離職者（45歳以上の者に限る。）

- リ 沖縄失業者求職手帳所持者（45歳以上の者に限る。）
- ヌ 漁業離職者求職手帳所持者（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法によるもの）（45歳以上の者に限る。）
- ル 手帳所持者である漁業離職者等（45歳以上の者に限る。）
- ロ 一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者（45歳以上の者に限る。）
- ワ 認定港湾運送事業離職者（45歳以上の者に限る。）
- カ アイヌの人々※（北海道に居住している者で、45歳以上の者であり、かつ、公共職業安定所又は運輸局の紹介による場合に限る。）

※アイヌの人々：「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（平成9年7月公表）に用いられている用語

- (2) 重度障害者等（一般被保険者（短時間労働者を除く）として雇い入れられた次のいずれかに該当する者）
 - イ 重度身体障害者
 - ロ 身体障害者のうち45歳以上の者
 - ハ 重度知的障害者
 - ニ 知的障害者のうち45歳以上の者
 - ホ 精神障害者
 - 3 対象労働者の雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に、当該雇入れに係る事業所において、雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主都合による解雇（勧奨退職等を含む。）したことがない事業主
 - 4 対象労働者の雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に、当該雇入れに係る事業所において、特定受給資格者となる離職理由により雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を、当該雇入れ日における被保険者数の6%を超えて離職させていない事業主（特定受給資格者となる離職理由により離職した者が3人以下である場合を除く。）
- ※ 3、4について
- 従来の取扱いに加え、改正高齢法の施行に伴い、平成18年4月1日以降、高年齢者雇用確保措置を講じていない事業所においては、離職者の雇用継続の希望の有無にかかわらず、従来の定年時に離職した者についても、3の事業主都合による解雇及び4の特定受給資格者として取り扱われることとなりますので、ご注意ください。（詳細については公共職業安定所にてご確認ください。）
- 5 対象労働者の出勤状況及び賃金の支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備、保管している事業主

注意

- 1 次のいずれかに該当する場合には、この助成金は支給されません。
 - (1) 安定所若しくは運輸局又は有料・無料職業紹介事業者等の紹介以前に、雇用の内定があった対象労働者を雇い入れる場合
 - (2) 安定所若しくは運輸局又は有料・無料職業紹介事業者等の紹介時点と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益、又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合
 - (3) 資本、資金、人事、取引等の状況からみて、対象労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある事業主が対象労働者を雇い入れる場合
 - (4) 助成金の支給対象期間中、対象労働者を事業主の都合により解雇（勧奨退職等を含む。）した場合。
 - (5) 雇い入れた日の前日から過去3年間に職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く。）を受け又は受けたことのある者を当該職場適応訓練を行い、又は行った事業主が雇い入れる場合
 - (6) 雇い入れた日の前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣、請負、アルバイト、事前研修により就労したことのある者を、再び同一事業所に雇い入れる場合
 - (7) 支給対象期に対象労働者に対する賃金を支払期日を超えて支給申請を行うまでに支払っていない場合

- (8) 助成金の支給を行う際に、雇入れに係る事業所において成立する保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納している場合
- (9) 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金等を受け又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金の不支給措置が執られている場合
- (10) 労働関係法令の違反を行っていることにより助成金を支給することが適切でないものと認められる場合
- 2 この助成金の受給中や支給期間が終了してから対象労働者を解雇した事業主に対しては、支給した助成金の返還を求められます。
- 3 不正行為により本来受けることのできない助成金を受け又は受けようとした場合には、これにより助成金の支給を受けることができないこととなった日以後3年間助成金を受けることができなくなることがあります。
- 4 高齢者雇用確保措置を講じていない事業所においては、助成金を受けることができなくなることがあります。
- 5 助成金の支給申請から支給決定までの間及び支給終了後において総勘定元帳等の帳簿の提示を求められますのでご協力願います。

受給できる額

1 助成対象期間

対象労働者別の助成対象期間は次の表のとおり。

※ 「助成対象期間」は、対象労働者の雇入れの日（賃金締切日が定められている場合は雇入れの日の直後の賃金締切日の翌日。賃金締切日に雇入れられた場合は雇入れの日の翌日。賃金締切日の翌日に雇入れられた場合は雇入れの日。）から起算します。「支給対象期」についても同様です。

2 受給できる額

対象労働者別の支給額は次の表のとおり。助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1期、第2期、第3期、第4期）といい、支給対象期に分けて支給します。

	対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外	① ②・③を除く者（受給できる事業主の2(1)に該当する者）	50(90)万円	1年 (1年)	第1期25(45)万円、 第2期25(45)万円
	② 重度障害者等を除く身体・知的障害者（受給できる事業主の2の(1)ロ・ハに該当する者）	50(135)万円	1年(1年 6か月)	第1期25(45)万円、 第2期25(45)万円、 第3期(45)万円
	③ 重度障害者等（受給できる事業主の2の(2)に該当する者）	100(240)万円	1年6か月 (2年)	第1期33(60)万円、 第2期33(60)万円、 第3期34(60)万円、 第4期(60)万円
短時間労働者※	④ ⑤を除く者（受給できる事業主の2(1)に該当する者）	30(60)万円	1年 (1年)	第1期15(30)万円、 第2期15(30)万円
	⑤ 身体・知的・精神障害者（受給できる事業主の2(1)ロ・ハ・ニに該当する者）	30(90)万円	1年 (1年6か月)	第1期15(30)万円、 第2期15(30)万円、 第3期(30)万円

注（ ）内は中小企業事業主に対する助成額及び助成対象期間です。

※ 短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいいます。

※ 支給対象期ごとの支給は、支給対象期に対象労働者に対して支払った賃金額を上回る額の助成は行われません。

ただし、対象労働者を雇い入れた事業主が当該対象労働者について最低賃金法第7条の最低賃金の減額の特例の許可を受けている場合は、支給対象期について対象労働者に対して支払った賃金に助成率を乗じた額（前表の支給対象期ごとの支給額を上限とする。）となります。

- 【助成率】 支給できる事業主の2の(1)に該当する者 1/4(中小企業1/3)
 支給できる事業主の2の(2)に該当する者 1/3(中小企業1/2)

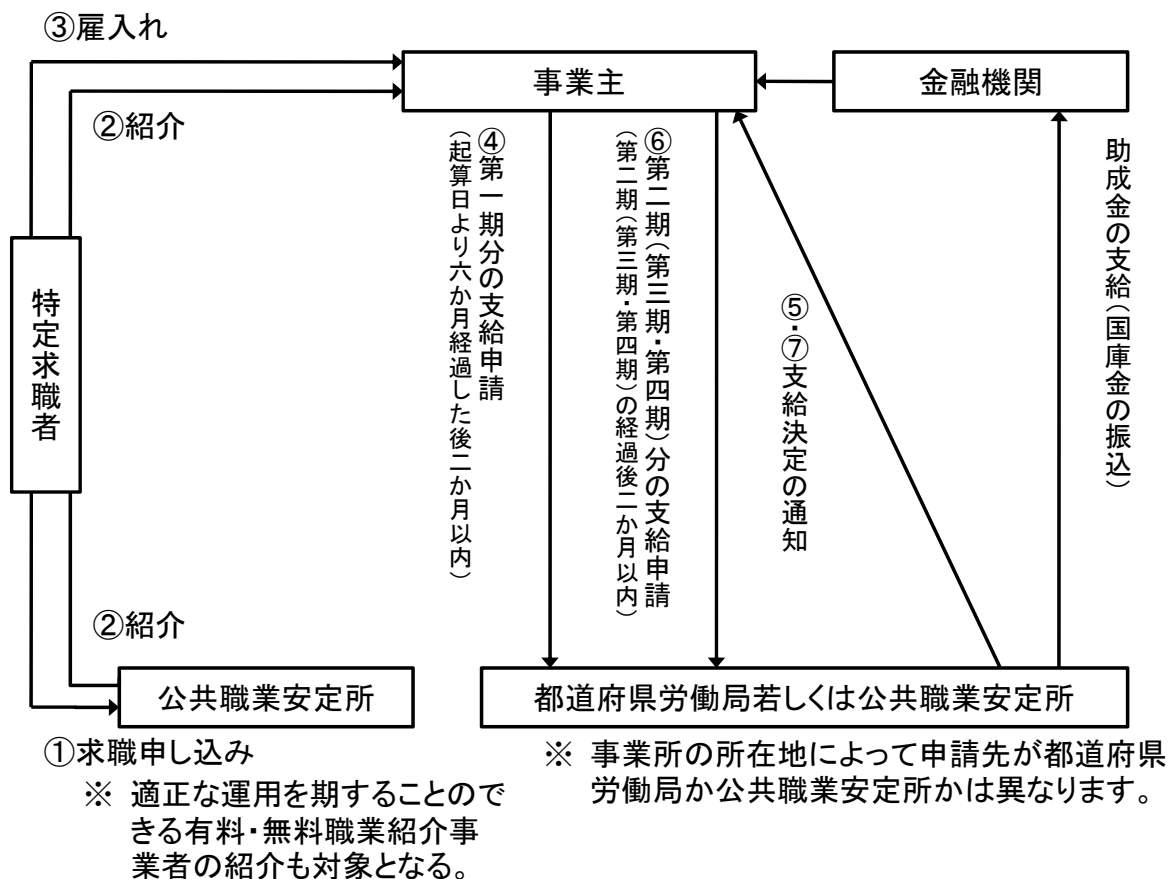
受給のための手続

特定就職困難者雇用開発助成金の支給を受けるためには、対象労働者を雇い入れた事業所の所在地を管轄する労働局長に、支給対象期ごとにそれぞれ支給対象期後2か月（支給申請期間）以内（※）に必要な書類を添えて支給申請書を提出することが必要です。なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所を経由して行うことができる場合があります。

支給申請期間の末日が申請期限となりますので、この日を過ぎると、原則として当該申請期限に係る支給対象期については支給を受けることができませんので注意してください。

（※）支給対象期後2か月となるのは、平成24年4月1日以降に申請期間の初日を迎えるものから対象となり、平成24年3月30日から4月29日までが当初の申請期間であるような場合の支給申請期限は1か月となります。

（参考）特定就職困難者雇用開発助成金の受給手続き



Ⅱ 高年齢者雇用開発特別奨励金

受給できる事業主

受給できる事業主は、次の1から5までのいずれにも該当する事業主です。

- 1 雇用保険の適用事業の事業主
- 2 次のいずれにも該当する求職者を公共職業安定所若しくは運輸局又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等、無料船員職業紹介事業者の紹介により、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れ、かつ1年以上継続して雇用することが確実であると認められる事業主
※ 「適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受けた有料・無料職業紹介事業者又は届出を行った無料職業紹介事業者のうち、特定求職者雇用開発助成金に係る取扱いを行うに当たって、厚生労働省職業安定局長の定める項目のいずれにも同意する旨の届出を都道府県労働局長に提出し、雇用関係給付金に係る取扱いを行う旨を示す標識の交付を受け、これを事業所内に掲げる職業紹介事業者のことであり。
 - (1) 雇入れ日における満年齢が65歳以上の者(船員として雇い入れられた者については65歳未満であっても対象となる場合があります。)
 - (2) 紹介日及び雇入れ日現在、以下のいずれにも該当しない者
 - イ 高年齢継続被保険者
 - ロ 短期雇用特例被保険者
 - ハ その他、イ・ロ以外の者であって当該雇入れに係る事業主以外の事業主と1週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にある労働者
 - (3) 雇用保険又は船員保険の被保険者資格を喪失した離職の日から3年以内に雇い入れられた者
 - (4) 雇用保険又は船員保険の被保険者資格を喪失した離職の日から起算して1年前の日から当該喪失日までの間に被保険者であった期間が6か月以上あった者
- 3 対象労働者の雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に、当該雇入れに係る事業所において、雇用する被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。)を事業主都合による解雇(勧奨退職等を含む。)したことがない事業主
- 4 対象労働者の雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に、当該雇入れに係る事業所において、特定受給資格者となる離職理由により雇用する被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。)を、当該雇入れ日における被保険者数の6%を超えて離職させていない事業主(特定受給資格者となる離職理由により離職した者が3人以下である場合を除く。)
- 5 対象労働者の出勤状況及び賃金の支払い状況等を明らかにする書類(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等)を整備、保管している事業主

注意

- 1 次のいずれかに該当する場合には、この助成金は支給されません。
 - (1) 安定所若しくは運輸局又は有料・無料職業紹介事業者等の紹介以前に、雇用の内定があった対象労働者を雇い入れる場合
 - (2) 安定所若しくは運輸局又は有料・無料職業紹介事業者等の紹介時点と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益、又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合
 - (3) 資本、資金、人事、取引等の状況からみて、対象労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある事業主が対象労働者を雇い入れる場合
 - (4) 助成金の支給対象期間中、対象労働者を事業主の都合により解雇(勧奨退職等を含む。)した場合。

- (5) 雇い入れた日の前日から過去3年間に職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く。）を受け又は受けたことのある者を当該職場適応訓練を行い、又は行った事業主が雇い入れる場合
 - (6) 雇い入れた日の前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣、請負、アルバイト、事前研修により就労したことのある者を、再び同一事業所に雇い入れる場合
 - (7) 支給対象期に対象労働者に対する賃金を支払期日を超えて支給申請を行うまでに支払っていない場合
 - (8) 助成金の支給を行う際に、雇入れに係る事業所において成立する保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納している場合
 - (9) 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金等を受け又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金の不支給措置が執られている場合
 - (10) 労働関係法令の違反を行っていることにより助成金を支給することが適切でないものと認められる場合
- 2 不正行為により本来受けることのできない助成金を受け又は受けようとした場合には、これにより助成金の支給を受けることができないこととなった日以後3年間助成金を受けることができなくなることがあります。
- 3 高齢者雇用確保措置を講じていない事業所においては、助成金を受けることができなくなることがあります。
- 4 助成金の支給申請から支給決定までの間及び支給終了後において総勘定元帳等の帳簿の提示を求めることがありますのでご協力願います。

受給できる額

1 助成対象期間

助成対象期間は、1年間とする。

※ 「助成対象期間」は、対象労働者の雇入れの日（賃金締切日が定められている場合は雇入れの日の直後の賃金締切日の翌日。賃金締切日に雇い入れられた場合は雇入れの日の翌日。賃金締切日の翌日に雇い入れられた場合は雇入れの日。）から起算します。「支給対象期」についても同様です。

2 受給できる額

対象労働者別の支給額は次の表のとおり。助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1期、第2期）といい、支給対象期に分けて支給します。

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外の者	50(90)万円	1年	第1期25(45)万円、第2期25(45)万円
短時間労働者※	30(60)万円	1年	第1期15(30)万円、第2期15(30)万円

注（ ）内は中小企業事業主に対する助成額です。

※ 短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいいます。

※ 支給対象期ごとの支給は、支給対象期に対象労働者に対して支払った賃金額を上回る額の助成は行われません。

ただし、対象労働者を雇い入れた事業主が当該対象労働者について最低賃金法第7条の最低賃金の減額の特例の許可を受けている場合は、支給対象期について対象労働者に対して支払った賃金に助成率を乗じた額（前表の支給対象期ごとの支給額を上限とする。）となります。

【助成率】 1/4(中小企業1/3)

受給のための手続

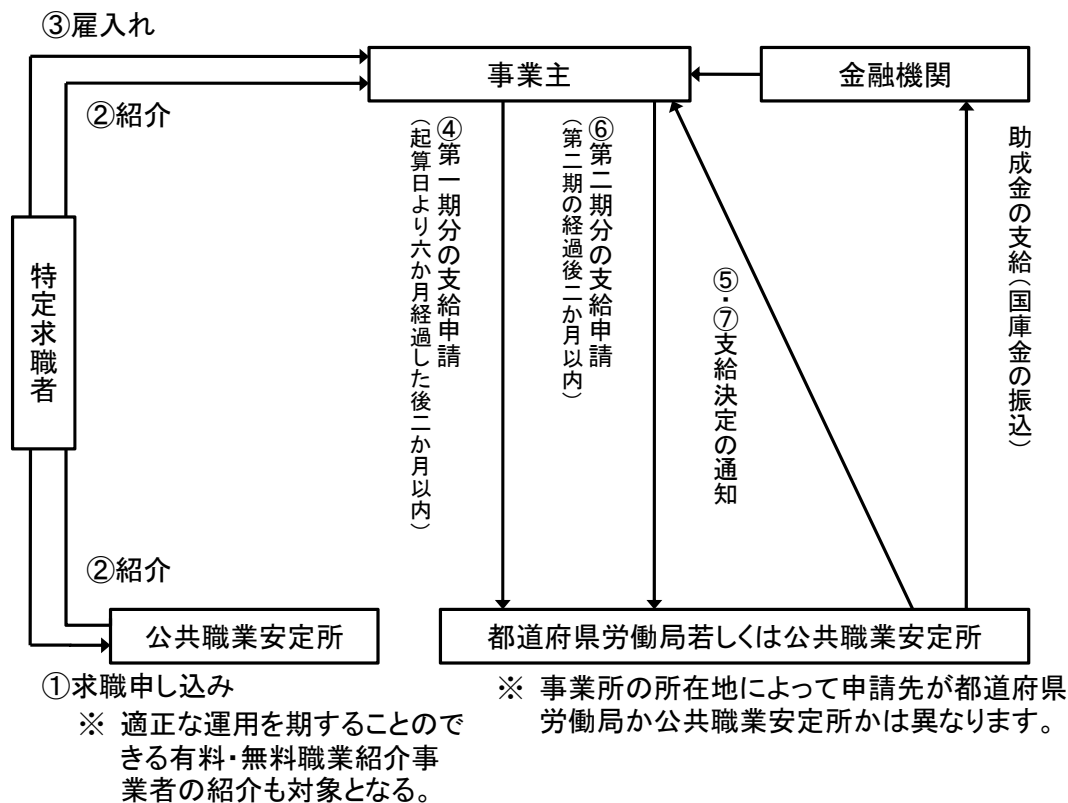
高齢者雇用開発特別奨励金の支給を受けるためには、対象労働者を雇い入れた事業所の所在地を管轄する労働局長に、支給対象期ごとにそれぞれ支給対象期後2か月（支給申請期間）以内(※)に必要な書類を添えて支給

申請書を提出することが必要です。なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所を経由して行うことができます場合があります。

支給申請期間の末日が申請期限となりますので、この日を過ぎると、原則として当該申請期限に係る支給対象期については支給を受けることができませんので注意してください。

(※) 支給対象期後2か月となるのは、平成24年4月1日以降に申請期間の初日を迎えるものから対象となり、平成24年3月30日から4月29日までが当初の申請期間であるような場合の支給申請期限は1か月となります。

(参考) 高齢者雇用開発特別奨励金の受給手続き



III 被災者雇用開発助成金

受給できる事業主

受給できる事業主は、次の1から5までのいずれにも該当する事業主です。

- 1 雇用保険の適用事業の事業主
- 2 平成23年5月2日以降、公共職業安定所若しくは運輸局又は適正な運用を期することのできる有料・無料職業紹介事業者等、無料船員職業紹介事業者の紹介により、次のイ又はロに該当する者を雇用保険の一般被保険者として雇い入れ、かつ1年以上継続して雇用することが見込まれる事業主
 - イ. 以下のいずれにも該当する者
 - (イ) 東日本大震災発生時に災害救助法が適用された市町村区域（東京都を除く）（以下、「被災地域」という。）において就業していた者
 - (ロ) 震災後に離職し、その後安定した職業についたことのない者
 - (ハ) 震災により離職を余儀なくされた者
 - ロ. 被災地域に居住する者（震災後、安定した職業についたことがない者で、震災後被災地域外に住所又は居

所を変更している者を含み、震災後、被災地域に居住することとなった者を除く)

※ 「適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受けた有料・無料職業紹介事業者又は届出を行った無料職業紹介事業者のうち、特定求職者雇用開発助成金に係る取扱いを行うに当たって、厚生労働省職業安定局長の定める項目のいずれにも同意する旨の届出を都道府県労働局長に提出し、雇用関係給付金に係る取扱いを行う旨を示す標識の交付を受け、これを事業所内に掲げる職業紹介事業者のことです。

- 3 対象労働者の雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に、当該雇入れに係る事業所において、雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主都合による解雇（勧奨退職等を含む。）したことがない事業主
- 4 対象労働者の雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に、当該雇入れに係る事業所において、特定受給資格者となる離職理由により雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を、当該雇入れ日における被保険者数の6%を超えて離職させていない事業主（特定受給資格者となる離職理由により離職した者が3人以下である場合を除く。）
- 5 対象労働者の出勤状況及び賃金の支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備、保管している事業主

注意

- 1 次のいずれかに該当する場合には、この助成金は支給されません。
 - (1) 安定所若しくは運輸局又は有料・無料職業紹介事業者等の紹介以前に、雇用の内定があった対象労働者を雇い入れる場合
 - (2) 安定所若しくは運輸局又は有料・無料職業紹介事業者等の紹介時点と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益、又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合
 - (3) 資本、資金、人事、取引等の状況からみて、対象労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある事業主が対象労働者を雇い入れる場合
 - (4) 助成金の支給対象期間中、対象労働者を事業主の都合により解雇（勧奨退職等を含む。）した場合。
 - (5) 雇い入れた日の前日から過去3年間に職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く。）を受け又は受けたことのある者を当該職場適応訓練を行い、又は行った事業主が雇い入れる場合
 - (6) 雇い入れた日の前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣、請負、アルバイト、事前研修により就労したことのある者を、再び同一事業所に雇い入れる場合
 - (7) 支給対象期に対象労働者に対する賃金を支払期日を超えて支給申請を行うまでに支払っていない場合
 - (8) 助成金の支給を行う際に、雇入れに係る事業所において成立する保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納している場合
 - (9) 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金等を受け又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金の不支給措置が執られている場合
 - (10) 労働関係法令の違反を行っていることにより助成金を支給することが適切でないものと認められる場合
- 2 不正行為により本来受けることのできない助成金を受け又は受けようとした場合には、これにより助成金の支給を受けることができないこととなった日以後3年間助成金を受けることができなくなることがあります。
- 3 高齢者雇用確保措置を講じていない事業所においては、助成金を受けることができなくなることがあります。
- 4 助成金の支給申請から支給決定までの間及び支給終了後において総勘定元帳等の帳簿の提示を求めることがありますのでご協力願います。

受給できる額

1 助成対象期間

助成対象期間は、対象労働者の雇入れの日から1年間とする。

2 受給できる額

対象労働者別の支給額は次の表のとおり。雇入れの日から6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1期、第2期）といい、支給対象期に分けて支給します。

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外の者	50(90)万円	1年	第1期25(45)万円、第2期25(45)万円
短時間労働者※	30(60)万円	1年	第1期15(30)万円、第2期15(30)万円

注（ ）内は中小企業事業主に対する助成額です。

※ 短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいいます。

※ 支給対象期ごとの支給は、支給対象期に対象労働者に対して支払った賃金額を上回る額の助成は行われません。

ただし、対象労働者を雇い入れた事業主が当該対象労働者について最低賃金法第7条の最低賃金の減額の特例の許可を受けている場合は、支給対象期について対象労働者に対して支払った賃金に助成率を乗じた額（前表の支給対象期ごとの支給額を上限とする。）となります。

【助成率】 1/4(中小企業1/3)

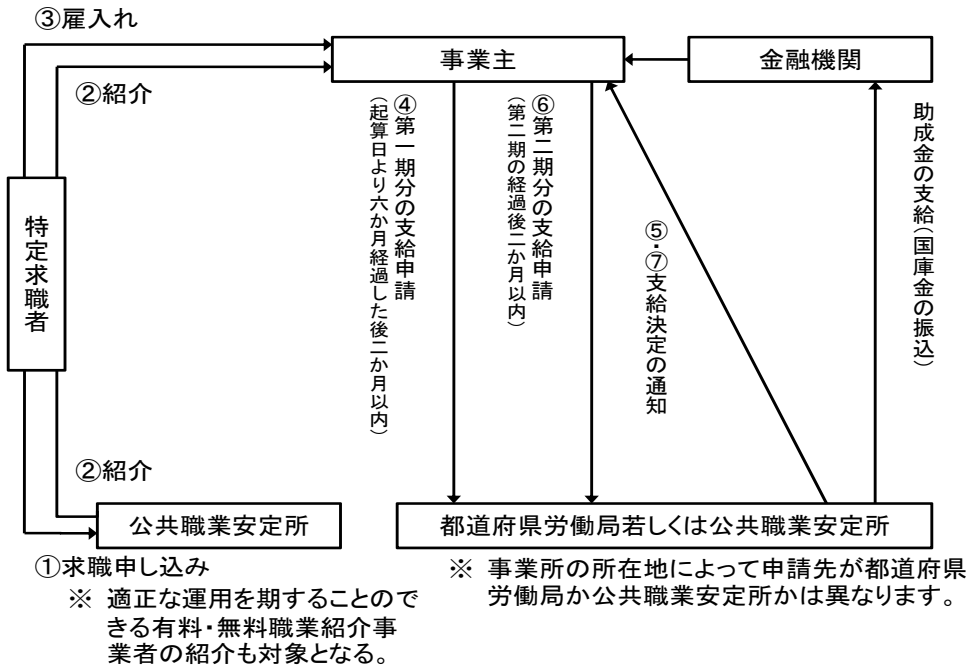
受給のための手続

被災者雇用開発助成金の支給を受けるためには、対象労働者を雇い入れた事業所の所在地を管轄する労働局長に、支給対象期ごとにそれぞれ支給対象期後2か月（支給申請期間）以内（※）に必要な書類を添えて支給申請書を提出することが必要です。なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所を經由して行うことができる場合があります。

支給申請期間の末日が申請期限となりますので、この日を過ぎると、原則として当該申請期限に係る支給対象期については支給を受けることができませんので注意してください。

（※）支給対象期後2か月となるのは、平成24年4月1日以降に申請期間の初日を迎えるものから対象となり、平成24年3月30日から4月29日までが当初の申請期間であるような場合の支給申請期限は1か月となります。

(参考) 被災者雇用開発助成金の受給手続き



重度障害者等を多数雇用するために施設・設備を設置した事業主に対する助成金

14 重度障害者等多数雇用施設設置等助成金

重度障害者等を多数雇い入れ、地域の障害者雇用の促進に資する取組等に関する計画を提出し、当該計画が他の計画に比して著しく優れていると認められる事業主に対し、当該障害者のための施設・設備の設置・整備に要した費用の一部を助成することにより、重度障害者等の雇用の促進を図ることを目的としています。

受給できる事業主

受給できる事業主は、次の(1)から(12)までのいずれにも該当する事業主です。

- (1) 雇用保険の適用事業の事業主。ただし、国、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人は除きます。

また、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（その資本金の全部又は大部分が国からの出資による法人及びその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金又は補助金によって得ている法人に限る。）に対しても、助成金は支給しません。
- (2) 都道府県労働局長に対して、(3)の雇入れ、(3)に係る事業所において雇用する障害者である労働者に係る雇用管理の方法及び当該事業所の所在する地域における障害者の雇用の促進に資する取組等に関する計画を提出し、当該計画が他の計画に比して著しく障害者の雇用の促進に資すると認められる事業所の事業主であること。
- (3) 次の①～③に掲げる支給対象障害者である65歳未満の求職者を常時雇用する労働者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者である場合に限る。以下同じ。以下「常用労働者」という。）として10人以上雇い入れ、その数と継続して常時雇用している支給対象障害者である労働者の数との合計数が15人以上である事業所の事業主

この場合の「雇い入れ」とは、助成金の受給資格認定の日の翌日から起算して6か月以内に雇い入れるものをいい、「継続して常時雇用している」とは支給申請時点において、常用労働者として1年を超えて雇用していることをいいます。

 - ① 重度身体障害者
 - ② 知的障害者（重度知的障害者以外の知的障害者については、短時間労働者を除きます。）
 - ③ 精神障害者
- (4) 雇入れ時点において、当該事業所に雇用される常用労働者の数に占める支給対象障害者である常用労働者の数の割合が10分の2以上である事業主
- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第3条の基本的理念を具現する事業主
- (6) 雇入れに係る事業所において、適切な雇用管理を行う事業主であること。また、障害者の雇用管理等について、他の事業主の模範となるような取組を行っていることと認められる事業主であること
- (7) 当該事業所の所在する地域における障害者の雇用の促進に資する取組を行っていること
- (8) 助成金支給後も支給対象障害者を引き続き雇用することが確実であること
- (9) 公序良俗に反するなど、社会通念上、助成の対象としてふさわしくないと判断される事業を行う事業

主以外の事業主

- (10) (3)に定める「雇い入れ」に係る支給対象障害者の最初の雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から重度障害者等多数雇用施設設置等助成金支給申請書（以下「支給申請書」という。）を受理した日の前日までの期間（以下「解雇要件確認期間」という。）において、当該事業所で雇用する被保険者を解雇した事業主（次のイ又はロに該当する解雇を行った事業主を除く。）以外の事業主
- イ 天災その他やむを得ない理由による解雇
 - ロ 当該労働者の責めに帰すべき理由による解雇
- (11) 解雇要件確認期間において、当該事業所等において、雇用保険法第23条第1項に規定する特定受給資格者（以下「特定受給資格者」という）となる離職理由のうち離職区分1A又は3Aとされる離職理由により離職した者として受給資格決定処理が行われたものの数を、当該事業所等における当該助成金の支給申請の日における被保険者数で除した割合が6%を超えている（特定受給資格者となる離職理由により離職した者として受給資格決定処理が行われた者の発生数が3人以下である場合を除く。）事業主以外の事業主
- (12) 支給対象となる事業所において、次の書類を整備、保管している事業主
- イ 支給対象障害者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿、タイムカード等（以下「出勤簿等」という）の書類
 - ロ 支給対象障害者に対して支払われた賃金について基本賃金とその他の諸手当とが明確に区分されて記載された賃金台帳等
 - ハ 当該事業所を離職した労働者（日々雇い入れる者を除く。）の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類

注意

- 1 次のいずれかに該当する場合は、この助成金は支給されません。
- (1) 支給対象障害者の最後の雇入れ日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に、助成金の支給の対象となる事業主の親会社、その他資本的・経済的・組織的関連性の高い事業所に在籍していた者であって、解雇等事業主の都合により離職した者を対象労働者として雇い入れた場合
 - (2) 支給対象障害者に対する賃金を支払期日を超えて支払っていない場合
 - (3) 当初と異なる条件で雇い入れた場合で、支給対象障害者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについて申し出があった場合
 - (4) 助成金の支給を行う際に、雇入れに係る事業所において成立する保険関係に基づく前々年度よりも前の年度に係る労働保険料を滞納している場合
 - (5) 偽りその他不正行為により本来受けることのできない助成金等の支給を受け又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金等の不支給措置が執られている場合
 - (6) 労働関係法令の違反（船員に適用される労働関係法令違反を含む。）を行っていること等により助成金を支給することが適切でないものと認められる場合
なお、特例子会社については、親会社が労働関係法令の違反（船員に適用される労働関係法令違反を含む）を行っているなど、親会社と子会社の関係から助成金を支給することが適切でないとして認められる場合
 - (7) 本助成金の支給を受けた又は受けている場合
- 2 この助成金を受給した後、支給対象障害者を解雇した事業主に対しては、支給した助成金の返還を求めることがあります。

- 3 不正行為により本来受けることのできない助成金を受け又は受けようとした場合には、これにより助成金の支給を受けることができないこととなった日以後3年間、助成金を受けることができなくなることがあります。
- 4 助成金の支給申請から支給決定までの間及び支給終了後において総勘定元帳等の帳簿の提示を求めることがありますのでご協力ください。

助成金の支給額

支給対象障害者を継続して雇用するために必要な施設等(自ら所有するものに限る。以下「支給対象事業施設」といいます。)の設置・整備に要する経費として、受給資格申請において認定された助成対象予定額(※1)に助成率を乗じて得た額(千円未満切り捨て)を、支給限度額を限度として支給します。

支給対象障害者数	助成率	支給限度額
15人以上 (うち新規雇用10人以上)	2 / 3 (※2)	1億円 (※3)

- ※1 実際の経費が、助成対象額を上回る場合は当該助成対象額を、下回る場合は実際の経費となります。
- ※2 第3セクター企業、又は、障害者福祉施設に入所・通所している者等を10人以上雇用する事業主である場合は3 / 4。
- ※3 特例子会社、第3セクター企業等の事業主は、対象障害者数の人数に応じて次の①②の限度額を適用。
- ①対象障害者数20人以上(うち新規雇用15人以上): 1億5千万円
- ②対象障害者数25人以上(うち新規雇用20人以上): 2億円

受給のための手続き

(1) 受給資格申請

助成金を受けようとする事業主は、着手(支給対象障害者の雇入れ及び支給対象事業施設等に係る工事等の発注、契約、支払等を行うこと(当該事業施設等に係る設計図書の作成に係るものを除く。))をいう。)する前に、支給対象障害者を継続して雇用するために設置しようとする施設等の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「管轄労働局長」という。)の認定(以下「受給資格の認定」という。)を受けなければなりません。

受給資格の認定を受けようとする場合は、4月1日から6月30日までの間に、支給対象事業施設の所在地を管轄する労働局長に対し、重度障害者等多数雇用施設設置等助成金受給資格認定申請書(以下「認定申請書」という。)、地域における障害者雇用を促進する取組等を記載した事業計画書に必要な書類を添えて、それぞれ正副を提出することが必要です。

当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する安定所を経由して行うことができる場合があります。

なお、管轄労働局長は、受給資格の判定を行う前に、提出された事業計画書等が他の計画と比して著しく障害者の雇用の促進に資するものと認められるかどうか、厚生労働本省に設置する受給資格認定審査委員会(以下「審査委員会」といいます。)に協議することとしています。審査委員会の審査に当たっては、当該委員会から認定申請書に添付する資料以外に資料の提出等を求められることがあります。

【審査委員会における審査基準】

① 事業主が掲げる障害者雇用の理念

事業主が掲げる障害者雇用に関する理念・考え方が、ノーマライゼーションの理念を規定した障害者雇用促進法第3条の基本的理念と合致しており、申請内容がその理念を具現化するものとして、優れたものとなっているか。

② 事業の安定性

「生産及び受注計画」及び「資金調達・借入返済の計画」について、資金計画、収益等に係る計画が妥当なものであり、収益の実績等も勘案して、事業の安定性が見込まれるか。

③ 施設・設備の妥当性

助成対象施設・設備は次の点から妥当と評価できるか。

- ・ 障害者の移動や雇用継続のための配慮や工夫がなされているか。
- ・ 助成対象となる施設・設備の内容が、支給対象障害者の障害特性や職務内容等と照らして妥当なものとなっているか。
- ・ 助成対象となる施設・設備の設置・整備の期間内終了の見込みは適切といえるか。

④ 適切な雇用管理

障害者の雇用管理に係る計画は、適切なものであり、他の事業主の模範となるような優れたものとなっているか。（具体的には次の事項等の内容により総合的に評価します。）

- ・ 障害者の業務内容や、勤務時間・日数、賃金等の労働条件（採用後の処遇を含む）が適切に設定されており、障害者が自立して生活できるようなものとなっているか。
- ・ 障害者が業務を行うに当たっての支援体制（例：指導者援助者、介助者等の選定等）が適切に整備されているか。
- ・ 働き続けるために必要な生活面への配慮（例：連絡網、相談員配置、外部の支援機関・医療機関との連携等）がなされているか。
- ・ 労働者の離職状況等から、雇用管理が適切に図られていると言える状況にあるか。
- ・ 事業所内の他の労働者に対して障害者雇用に関する理解促進を図るなどの障害者の円滑な就業に対する配慮がなされているか。
- ・ 障害者がキャリアアップするための能力開発や研修等に関する取組がなされているか。

⑤ 地域における障害者雇用の促進への貢献

地域における障害者雇用の促進への貢献度が大きいと評価できるか。（具体的には次の事項等の過去の実績、予定の内容により総合的に評価します。）

- ・ 他の事業主に対する雇用管理のノウハウの提供
- ・ 障害者、保護者、福祉施設等に対する意識の啓発、就業体験の場の提供
- ・ ハローワーク、労働局、地方自治体を含め障害者就労支援機関への協力、連携
- ・ 雇入れ・施設設置等完了時以後の障害者雇用の拡大見込み

認定申請書に添付する資料は次のとおりです。

- ① 事業主の登記事項全部証明書（写）、定款（写）、就業規則（写）、賃金規定（写）、退職金規程（写）
- ② 過去3年間（法人設立後3年未満である場合は設立時から）の決算報告書（写）及び各勘定科目内訳明細書（写）、確定申告書（別表含む）（写）、直近の決算期分の減価償却明細書（写）
- ③ 納税証明書その1及びその2（直近決算期分）（写）
- ④ 施設・設備の設置・整備に係る設計図書（建築意匠図、構造図（仕様書、地質柱状図等）等）、設計内訳書等（写）

※ ④については、原則として複数の施行業者から見積を取り、より低額な見積額を提示した業者のものを採用すること（参考資料として、見積を依頼した業者に対して提示した仕様書（障害者への配慮事項などが明記されたもの）及び不採用とした業者の見積明細書を添付すること。）。

(2) 支給申請

(1)により、受給資格の認定を受けて、助成金の支給を受けようとする事業主は、認定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、支給対象事業施設の設置等及び支給対象障害者の雇入れを完了することとし、支給対象事業施設の設置等及び支給対象障害者の雇入れが完了した日の翌日から起算して1か月以内に、支給申請書、支給対象事業施設等に係る実績明細書、支払内訳明細書及び支給対象障害者名簿に以下に掲げる書類を添付して、それぞれ正副を管轄労働局長に提出すること。

なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する安定所を経由して行うことができる場合があります。

① 必須の添付書類

- ・ 重度障害者等多数雇用施設設置等助成金受給資格認定通知書（写）
 - ・ 雇入れ日に支給対象障害者であることを証明する書類
 - (イ) 身体障害者
支給対象障害者に対して交付された身体障害者手帳(写)であって支給対象障害者の氏名及び障害の程度が確認できるもの
 - (ロ) 知的障害者
支給対象障害者に対して交付された療育手帳(写)又は児童相談所等による判定結果を示す判定書(支給対象障害者の知能指数及び身辺処理能力に関する意見を記入したものをいう。)(写)であって支給対象障害者の氏名が確認できるもの
 - (ハ) 精神障害者
支給対象障害者に対して交付された精神障害者保健福祉手帳(写)であって支給対象障害者の氏名が確認できるもの
 - ・ 支給対象障害者に係る雇用契約書又は雇入れ通知書
 - ・ 支給対象障害者に対して支払われた賃金が手当ごとに区分された賃金台帳等又はその写し
 - ・ 支給対象障害者ごとに掲げる雇入れ日の属する月の出勤簿等
 - ・ 支給対象事業施設等に係る書類
 - (イ) 作業施設等
施工業者等との契約内容が確認できる書類(工事請負契約書(写)及び設計監理委託契約書(写)又は売買契約書(写)等)
施設等の状況が確認できる書類(建築確認申請書(写)、建築確認申請に当たっての申請書類一式(写)及び建築確認済証(写)、設計図書関係書類)
支払いが確認できる書類(銀行振込金受取書(写)及び振込明細票、領収書(写)等)
 - (ロ) 設備
契約内容が確認できる書類(売買契約書(写))
設備の状況が確認できる書類(設備配置図、自動車車検証(写)(自動車が支給対象となっている場合のみ)、設備設置写真)
支払いが確認できる書類(銀行振込金受取書(写)及び振込明細票、領収書(写)等)
国、地方公共団体等からの補助金等を受ける場合は、当該補助金の金額が確認できる書類
- ② 必要に応じて支給申請書に添付する書類
- ・ 支給対象障害者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿等の書類
 - ・ 事業所を離職した常用労働者の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等
 - ・ 就業規則、賃金規定等
 - ・ 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第7条の最低賃金の減額の特例の許可を受けたことを示す書類
 - ・ その他管轄労働局長が必要と認める書類

※ 手続きその他詳細については、最寄りの安定所にお問い合わせ下さい。

障害者に対する職場支援従事者（職場支援パートナー） の配置を行った場合の助成金

19. 職場支援従事者配置助成金（職場支援パートナー配置助成金）

重度知的障害者又は精神障害者の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れ、職場支援従事者（職場支援パートナー）の配置を行う事業主に対して、助成金を支給します。

助成内容

ハローワーク若しくは地方運輸局又は有料・無料職業紹介事業者若しくは無料船員職業紹介事業者の紹介により、一般被保険者として対象労働者（※1）を雇い入れた日から3か月を経過した日までに、職場支援従事者（以下「職場支援パートナー」という。）（※2）の配置を行う事業主に対して、助成金（最大36か月間）を支給します。

なお、1人の職場支援パートナーにつき、対象労働者3人まで支援可能となります。

【助成額】

短時間労働者（※3）以外 : 対象労働者1人当たり 月額3万円（中小企業は月額4万円）
短時間労働者（※3） : 対象労働者1人当たり 月額1万5千円（中小企業は月額2万円）

※1 雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の重度知的障害者又は精神障害者

※2 対象労働者が行う業務に関する1年以上の実務経験を有し、かつ、次の(1)から(7)のいずれかの要件を満たし、対象労働者の業務の遂行に関する必要な援助及び指導の業務について相当程度の経験及び能力を有すると公共職業安定所長が認める者をいいます。

- (1) 特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所（障害者雇用促進法施行規則第22条第1項各号のいずれかに該当する事業所）での障害者の指導に関する経験が1年以上ある者
- (2) 重度知的障害者及び精神障害者を雇い入れた事業所において、障害者の指導に関する経験が2年以上ある者
- (3) 障害者福祉施設、障害者就業・生活支援センターなどの就労支援機関、精神科・診療内科等を標榜する医療機関などでの障害者の相談等に係る実務経験が1年以上ある者
- (4) 障害者職業生活相談員の資格を有する者
- (5) 職場適応援助者養成研修修了者である者
- (6) 産業カウンセラーの資格を有する者
- (7) 精神保健福祉士、社会福祉士、作業療法士、臨床心理士、臨床発達心理士、看護師又は保健師の資格を有する者

※3 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者を指します

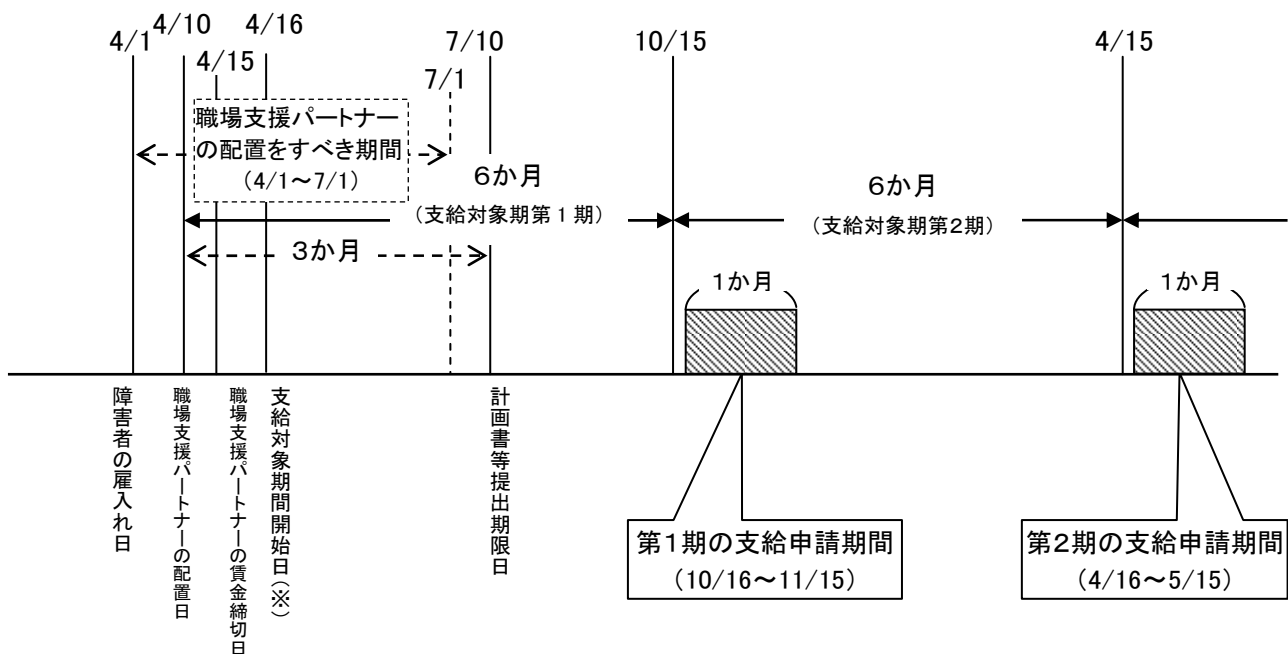
受給手続き

- 職場支援従事者配置助成金（職場支援パートナー配置助成金）の支給を受けるには、次の2つの雇入れ等のいずれかの遅い方の日の3か月を経過した日までに、必要な書類を労働局またはハローワークに提出することが必要です（なお、①の雇入れから3か月を経過した日までに②を行うことが必要です。）。

- ①対象労働者の雇入れ
 - ②職場支援パートナーの配置

- 支給対象期間は、上記①又は②のいずれか遅い方の日から3年間とし、6か月ごとに支給されます。
- 支給を受けるには、支給対象期ごとに必要な書類を添えて支給申請書を都道府県労働局又はハローワークに提出する必要があります。

【例：障害者を4月1日に雇入れ、職場支援パートナーを4月10日に配置した場合】



※ 支給対象期間の開始日は、賃金締切日が定められている場合は、職場支援パートナーの配置が完了した日の直後の職場支援パートナーの賃金締切日の翌日、賃金締切日に雇入れられた場合は当該賃金締切日の翌日、賃金締切日の翌日に雇入れられた場合は当該賃金締切日の翌日となります。

利用にあたっての注意点

- 対象労働者が過去3年間に働いたことのある事業所（出向、派遣、請負を含む）に雇入れられる場合は、支給対象となりません。
- 対象労働者が紹介日以前に雇入れ事業所で事前研修を受けていた場合や、アルバイトを行っていた場合、雇用予約がある場合は、支給対象となりません。
- 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に被保険者を事業主都合により解雇している場合、又は同期間において雇入れ日における被保険者数の6%を超える被保険者を特定受給資格者となる離職理由により離職させている場合（離職させた被保険者数が3人以下の場合を除く）、助成金は支給されません。
- 第1回目の支給申請がなされていない場合でも、第2回目の支給申請は行えます（ただし、第1回目分は支給されません）。
- この他にも支給の要件がありますので労働局またはハローワークへお尋ねください。

精神障害者等ステップアップ雇用により雇い入れた場合の助成金

12. 精神障害者等ステップアップ雇用奨励金及びグループ雇用奨励加算金

週 20 時間以上の就業を目指す精神障害者及び発達障害者を 3 か月から 12 か月の間試行的に雇用（ステップアップ雇用）した場合に奨励金（月額 2 万 5 千円）を支給します。

また、同時に複数の精神障害者及び発達障害者をステップアップ雇用し、支援担当者を選任した場合はグループ雇用奨励加算金（月額 2 万 5 千円）を支給します。

助成内容

精神障害者及び発達障害者（以下「精神障害者等」という。）をハローワークの紹介により雇い入れ、週 20 時間以上の就業を目指して 3 か月から 12 か月の間試行的に雇用（ステップアップ雇用）した場合、奨励金を支給します。

また、2 人以上 5 人以下のグループでステップアップ雇用を実施し、支援担当者を選任して対象者の支援を行う場合は、グループ雇用奨励加算金を支給します。

1 精神障害者等ステップアップ雇用

【支給額】

対象者 1 人当たり 月額 2 万 5 千円（最大 12 か月間）

ただし、対象者が本人の都合により休暇を取得した場合、ステップアップ雇用期間中に対象者の都合により離職した場合、ステップアップ雇用期間の途中で常用雇用へ移行した場合など、雇用期間が 1 か月に満たない月は、就労を予定していた日数に対する実際に就労した日数の割合に応じて、次表の額を支給します。

$$A = \frac{\text{対象者が 1 か月間に実際に就労した日数}}{\text{対象労働者が当該 1 か月間に就労を予定していた日数}}$$

割合	支給額(月額)
$A \geq 60\%$	25,000 円
$60\% > A > 0\%$	10,000 円
$A = 0\%$	不支給

【ステップアップ雇用の条件】

雇用期間	3 か月以上 12 か月以内
週所定労働時間	10 時間以上

事業主と対象者は 3 か月以上 12 か月以内の有期雇用契約を締結することが必要です。

2 グループ雇用奨励加算金

【支給額】

1 グループにつき月額2万5千円（最大12か月間）

※ グループのメンバーが同一の事業所において同一の日に勤務することが必要であり、少なくとも1か月間のうち2人以上のメンバーの実際に勤務した日が8日以上重なっていることが必要です。また、当該勤務日においては、2人以上のメンバーの予め定められている就業時間が1時間以上重複していることが必要です。

受給手続き

- ステップアップ雇用奨励金の支給申請は、原則として、ステップアップ雇用を開始してから6か月経過後及びステップアップ雇用期間終了後となりますが、希望に応じてステップアップ雇用期間後の一括申請も可能です。なお、ステップアップ雇用期間が6か月未満の場合は、ステップアップ雇用期間終了後に申請していただきます。
- また、グループ雇用奨励加算金の支給申請は、原則として、グループ雇用を開始して6か月経過後及びグループ雇用期間終了後となりますが、希望に応じて12か月経過後の一括申請も可能です。なお、グループ雇用期間が6か月未満の場合は、グループ雇用期間終了後に申請していただきます。
- 支給を受けようとする場合は、「精神障害者等ステップアップ雇用結果報告書兼奨励金支給申請書」「グループ雇用奨励加算金結果報告書兼支給申請書」を、ステップアップ雇用又はグループ雇用を開始してから6か月経過後及びステップアップ雇用期間又はグループ雇用期間終了した日の翌日から1か月以内に、ハローワーク又は管轄都道府県労働局長あてに提出してください。

利用にあたっての注意点

- ステップアップ雇用を実施する場合は、管轄するハローワークにステップアップ雇用に係る求人申込みを行っていただくことが必要です。
- 雇い入れる精神障害者等が、過去3年間に働いたことのある事業所に雇い入れられる場合は、支給対象となりません。
- ステップアップ雇用を開始した日の前日から起算して6か月前の日からステップアップ雇用を終了した日までの間に、被保険者を事業主都合により解雇している場合、又は同期間において当該雇入れ日における被保険者数の6%を超える被保険者を特定受給資格者となる離職理由により離職させている場合（離職させた被保険者数が3人以下の場合を除く）、この奨励金及び加算金は支給されません。

精神障害者雇用安定奨励金のご案内

精神障害者の雇用を促進し職場定着を図るため、精神障害者の雇入れや退職者の職場復帰にあたり、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対する奨励金を創設しました。

奨励金の概要

名称	対象	支給額	対象事業主
1 精神障害者支援専門家活用奨励金	精神障害者の雇用管理に関する業務を行う精神保健福祉士等の精神障害者支援専門家を新たに雇用又は委嘱した場合	①雇用する場合 年180万円を上限 (短時間労働者は 年120万円を上限) ②委嘱する場合 1回1万円 (年24万円を上限)	精神障害者を新規雇用する事業主
2 社内精神障害者支援専門家養成奨励金	社内の専門人材を養成するため、従業員に精神保健福祉士等の養成課程を履修・修了させた場合	養成課程を履修に要した費用の2/3 (上限50万円)	
3 社内理解促進奨励金	従業員に精神障害者の支援に関する講習を受講させた場合	講習に要した費用の1/2 (1回5万円を上限、 年25万円を上限)	精神障害者を新規雇用又は退職者を職場復帰させる事業主
4 ピアサポート体制整備奨励金	社内の精神障害者を他の精神障害者に対する相談等を行う担当者として配置した場合	配置した社内精神障害者 1人当たり25万円	

精神障害者の雇用や退職者の職場復帰の際の様々な場面でご利用いただけます。奨励金を組み合わせて利用することもできます。詳しくは裏面をご覧ください。

精神障害者雇用安定奨励金は次のような場合にご利用いただけます。

精神障害者を雇用したいが、専門家に仕事の指導やアドバイスをしてほしい。

1 精神障害者支援専門家活用奨励金

精神障害者を雇用したいが、人事担当者に精神障害者の支援に関する専門的知識を身につけさせたい。

2 社内精神障害者支援専門家養成奨励金

精神障害者を雇用するために、従業員に精神障害についての理解をしてもらいたい。

精神障害者の休職者の職場復帰に備え、同じ職場の従業員に精神障害に関する基礎的知識を学ばせたい。

3 社内理解促進奨励金

精神障害者を雇用するために、どのような配慮が必要か、社内の精神障害者からもアドバイスがほしい。

4 ピアサポート体制整備奨励金

精神障害者の休職者を職場復帰させ、安定した業務が行えるよう、社内の精神障害者に相談にのってほしい。



○ 精神障害者雇用安定奨励金は、例えば次のように組み合わせて利用することができます。ただし、「精神障害者支援専門家活用奨励金」と「社内精神障害者養成奨励金」は同時に支給を受けることができません。

【例1】「1 精神障害者支援専門家活用奨励金」と「3 社内理解促進奨励金」を利用
精神障害者支援専門家として精神保健福祉士を雇用した後に、精神障害者を雇用し、同じ職場の従業員に精神障害に関する講習を受講させる場合

【例2】「3 社内理解促進奨励金」と「4 ピアサポート体制整備奨励金」を利用
精神障害者の休職者を職場復帰させる前に、同じ職場の従業員に精神障害に関する講習を受講させ、さらに社内の精神障害者を担当者として任命し、休職者の職場復帰に向けた助言を受けた場合

○ トライアル雇用や精神障害者ステップアップ雇用を終了し、常用雇用に移行した後に、利用いただくこともできます。

○ 雇い入れた精神障害者について、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）を利用いただくこともできます。ただし、支給要件がありますので、都道府県労働局又はハローワークにご確認ください。

発達障害者雇用開発助成金のご案内

1 発達障害者雇用開発助成金とは

発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、発達障害者をハローワークの職業紹介により雇い入れる事業主に対して助成金を支給します。

事業主の方からは、雇い入れた発達障害者に対する配慮事項等についてご報告いただきます。

また、雇入れから約6か月後にハローワーク職員等が職場訪問を行います。

※ トライアル雇用や精神障害者ステップアップ雇用を終了し、常用雇用に移行した後に、利用いただくこともできます。ただし、支給要件がありますので、都道府県労働局又は最寄りのハローワークにご相談ください。

2 対象となる発達障害者

以下の方が対象になります。

発達障害者支援法第2条に規定する発達障害者

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害の診断を受けている方が対象です。

※ 障害者手帳を所持している方は、特定求職者雇用開発助成金の対象になりますので、本助成金の対象にはなりません。



3 受給できる事業主

以下のすべてに該当する事業主です。

- ① 雇用保険の適用事業主であること。
- ② 対象労働者（雇入れられた日現在における満年齢が65歳未満の者に限る。）をハローワークの紹介により、雇用保険の一般被保険者として雇い入れる事業主であること。
- ③ 管轄労働局長に対し対象労働者に係る雇用管理に関する事項を報告する事業主であること。
- ④ 対象労働者を助成金の受給終了後も雇用保険の一般被保険者として引き続き相当期間雇用することが確実であると認められる事業主であること。
- ⑤ 資本、資金、人事、取引等の状況からみて対象労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある事業主でないこと。
- ⑥ 対象労働者の雇入れ日の前後6か月間に事業主の都合による従業員の解雇（勧奨退職を含む。）をしていないこと。
- ⑦ 対象労働者の雇入れ日の前後6か月間に倒産や解雇など特定受給資格者となる離職理由の被保険者数が対象労働者の雇入れ日における被保険者数の6%を超えていない（特定受給資格者となる離職理由の被保険者が3人以下の場合を除く。）こと。
- ⑧ 対象労働者の出勤状況及び賃金の支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備・保管し、速やかに提出する事業主であること。

上記に該当する事業主であっても、対象労働者がハローワークの紹介以前に雇用（研修、アルバイトを含む。）されていた場合や雇用の予約があった場合、助成金の支給対象期間中对象労働者を事業主都合により解雇（勧奨退職を含む。）した場合等は、助成金の支給は行われません。

詳しくは、都道府県労働局又は最寄りのハローワークにご相談ください。

4 支給額

対象労働者に支払われた賃金相当額の一部として次のとおり助成金が支給されます。（6か月ごとの支給対象期に分けて支給されます。）

対象労働者	企業規模	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額	
短時間労働者以外の者	大企業	1年間	第1期 25万円	第2期 25万円
	中小企業	1年6か月間	第1期 45万円 第3期 45万円	第2期 45万円
短時間労働者	大企業	1年間	第1期 15万円	第2期 15万円
	中小企業	1年6か月間	第1期 30万円 第3期 30万円	第2期 30万円

5 支給申請の流れ

① ハローワークからの紹介

② 発達障害者の雇入れ

③ 助成金の第1期支給申請

④ 支給・不支給決定

⑤ 助成金の支給



雇い入れた発達障害者の方に対する配慮事項等の雇用管理に関する事項を報告いただきます。



ハローワーク職員等が職場訪問を行います。

※ 第2期、第3期の支給申請は、③、④、⑤の流れになります。

就職、職場適応、復職を目指す障害のある方へ

長野障害者職業センター ごあんない



独立行政法人

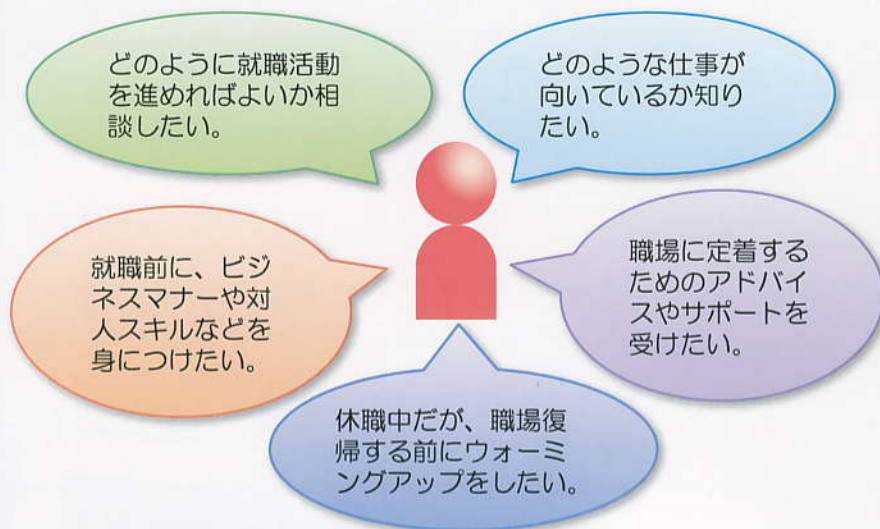
高齢・障害者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly and Persons with Disabilities (JEED)

長野障害者職業センター

長野障害者職業センターとは

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が設置・運営する機関です。長野県内にお住まいの障害のある方の雇用の促進と職業の安定を目的に、ハローワークや地域の支援機関と連携し、次のようなご相談をお受けしています。



ご相談・支援の流れ



職業のあっせん（職業紹介）は、ハローワークが行います。

職業相談・職業評価

安定した職業生活のためには、ご本人自身がお自分の特性を把握され、特性を踏まえた取組みを進められることが大切です。

職業相談・職業評価では、就職や職場定着、職場復帰に係るニーズをお伺いしたうえで、必要に応じて、職業能力や適性などを明らかにする職業評価を行い、今後の活動プラン（職業リハビリテーション計画）をご提案します。



職業準備支援

就職や職業生活に必要な働くリズム、ビジネスマナー、対人技能、作業遂行力、ストレス管理などを身につけていただくために、個々に応じて、次のカリキュラムを組合わせた支援を行います（1～12週間）。



ジョブコーチ支援

安定して働き続けるためには、ご本人の適応への努力と障害特性に応じた職場環境作りが必要です。

ジョブコーチ支援では、ジョブコーチ（職場適応援助者）が職場を訪問し、個別にご本人や事業主、職場の従業員に対して、サポートやアドバイスを行い、職場適応と雇用管理を支援します（1～7ヶ月間）。



職場復帰支援

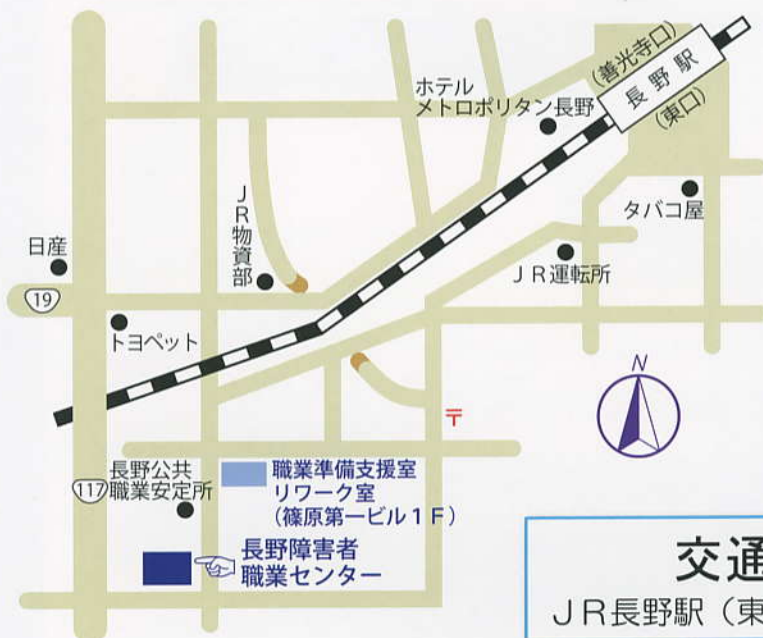
うつ病などの精神疾患で休職されている方で、ご本人、主治医、企業の三者の合意が得られた方を対象に、当センターにおいて、簡易事務作業、ストレス管理やアサーショントレーニング、認知療法などを通じた職場復帰（リワーク）のためのウォーミングアップと企業との調整を支援します（プログラムは標準3ヶ月間）。



その他、障害者雇用率制度の算定や障害者雇用援護制度の適用に必要な「雇用対策上の知的障害者及び重度知的障害者判定」を行っています。判定は、ご本人及びご家族からのご依頼、もしくは、ご本人及びご家族の同意に基づくハローワークのご依頼により行います。

ご利用のご案内

- 障害者手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病の方など、すべての障害のある方のご相談をお受けしています。
- ご相談の時間をしっかりお取りするためにも、ご利用は予約制とさせていただきますので、事前に電話・FAX・メールなどでご連絡ください。ハローワークや他の支援機関をご利用の方は、ご利用の機関からもお申込いただけます。
- 受付時間：平日（月～金）8時45分～17時00分
- ご相談は障害者職業カウンセラーがお受けします。また、個人情報、プライバシーは固く保護します。
- ご利用はすべて無料です。



交通のご案内

JR長野駅（東口）から徒歩約10分



独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構
長野障害者職業センター

〒380-0935
長野市中御所3-2-4
TEL 026-227-9774 FAX 026-224-7089
E-mail nagano-ctr@jeed.or.jp

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構では、国立職業リハビリテーションセンター(埼玉県)、国立吉備高原職業リハビリテーションセンター(岡山県)において、就職を目指す障害者の方々に対する職業訓練を実施しています。

詳しいパンフレットもございますので、お気軽におたずね下さい。

障害者を労働者として雇用する事業主の方へ

障害者雇用納付金制度に基づく

各種助成金のごあんない

この助成金制度における「労働者」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上の者(精神障害者にあつては、1週間の所定労働時間が15時間以上の者)をいいます。

また、「短時間労働者」とは、「労働者」のうち1週間の所定労働時間が30時間未満である労働者をいいます。

目次

1. 障害者雇用納付金制度に基づく助成金とは …………… P1
2. 認定申請から支給決定までの手続きの概要 …………… P1
3. 助成金の受給にあつての留意点 …………… P1
4. 障害者雇用納付金制度に基づく助成金一覧 …… P2～5
5. 助成金制度の対象となる障害者について …………… P6
6. 個人情報の保護 …………… P6
7. 助成金の活用事例と支給額 …………… P7



障害者雇用納付金制度に基づく助成金とは

障害者を労働者として雇用するにあたっては、障害者各人の能力と適性が十分に発揮されるよう、作業施設や作業設備等の整備や設置を必要とすることが少なくありません。また、障害者の能力開発や適切な雇用管理を行うために特別な措置の実施が必要となることもあります。

障害者雇用納付金制度に基づく助成金（以下「助成金」）は、このように事業主が障害者を労働者として雇用するにあたって、施設・設備の整備等や特別な措置を行う場合に、これらの事業主に対し独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」）の予算の範囲内において助成金を支給することによって、その経済的負担を軽減し、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的とするものです。

認定申請から支給決定までの手続きの概要

1 受給資格認定申請の手続き

- 助成金を受けようとする事業主または社会福祉法人等（以下「事業主等」）は、定められた期間内に、**障害者助成金受給資格認定申請書**および助成金ごとに定められている**添付書類**を機構に提出します。提出窓口は、申請に係る事業所が所在する都道府県の高齢・障害者雇用支援センター（当機構地域障害者職業センター雇用支援課（東京、大阪は窓口サービス課）の通称。以下同じ。）（注）となります。
なお、職場適応援助者助成金の第1号職場適応援助者助成金については、申請に係る社会福祉法人等が所在する都道府県の地域障害者職業センター（職業リハビリテーション業務を実施する機構の組織。以下「地域センター」）を経由して、**障害者助成金受給資格認定申請書**および**添付書類**を提出していただきます。
※ 高齢・障害者雇用支援センター及び地域センターの連絡先については、機構ホームページを参照してください。（アドレス <http://www.jeed.or.jp/>）
- （注） 高年齢者等の雇用に関する相談・援助、助成金・奨励金の支給申請の受付、障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請の受付、障害者雇用に関する講習・情報提供、啓発活動等の業務を実施しています。
- 助成金の受給資格の審査結果は、**助成金受給資格認定通知書**または**助成金受給資格不認定通知書**により事業主等に通知します。
- 助成金の受給資格の認定にあたり、支給請求書を一定期間内に提出すること、その他機構が必要と定める事項を遵守することを認定の条件とします。

2 支給請求の手続き

- 受給資格の認定を受け、助成金の支給を受けようとする事業主等は、定められた期間内に、**障害者助成金支給請求書**及び助成金ごとに定められた**添付書類**を機構に提出します。提出窓口は、高齢・障害者雇用支援センターとなります。
なお、職場適応援助者助成金の第1号職場適応援助者助成金については、請求に係る社会福祉法人等が所在する都道府県の地域センターを経由して、**障害者助成金支給請求書**及び**添付書類**を提出していただきます。
- 助成金の支給請求の審査結果は、**助成金支給決定通知書**または**助成金不支給決定通知書**により請求事業主等に通知します。なお、助成金は請求事業主等が指定する金融機関の口座に機構から振り込みます。
- 助成金の支給にあたり、支給に係る施設等を一定期間以上支給対象障害者のために使用することなど、機構が必要と定める事項を遵守することを支給の条件とします。

助成金の受給にあたっての留意点

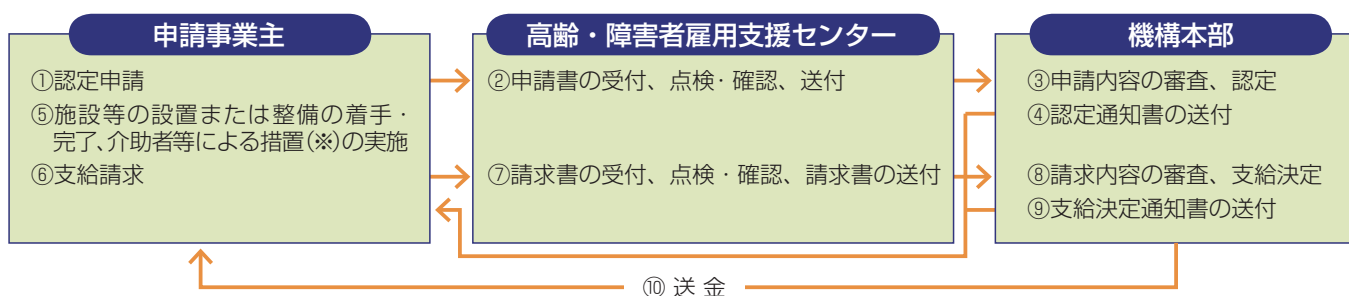
1 助成金の支給要件等

このリーフレットには、それぞれの助成金の概要を掲載していますが、このほか助成金ごとに支給に係る要件や申請の期限等が定まっていますので、詳細は高齢・障害者雇用支援センター（職場適応援助者助成金の第1号職場適応援助者助成金は、機構障害者助成部または地域センター）にお問い合わせください。

2 助成金の返還

- 偽り、その他不正の行為により助成金の支給を受けた事業主等に対しては、延滞金を賦し返還を求めることとなります。
- 申請書等の記載事項を確認するため、必要に応じて追加の書類の提出または提示を求められることがあります。また、添付書類に契約書（写）等がある助成金については、当該契約書等の相手側に対して直接質問することがあります。なお、これらの確認にご協力が得られず、支給要件に照らして申請書等の内容に疑義が認められるときは、助成金を支給できないことがあります。
- 支給の条件に違反した場合または助成金を受給した事業主等の責めに帰すべき事由がある場合には、受給した助成金の一部または全部を返還していただきます。

手続きの流れ図（高齢・障害者雇用支援センターを経由する助成金の場合）



（※）この場合の「着手」とは設置又は整備の発注・契約をいい、「完了」には代金の支払いの完了も含まれます。また、介助者等による措置の実施には、「措置」に要した費用の支払いも含まれます。

障害者雇用納付金制度に基づく助成金一覧

障害者作業施設設置等助成金（作業施設、作業設備等の整備等を行う事業主の方への助成金）

障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、その障害者が障害を克服し、作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設、就労を容易にするために配慮されたトイレ、スロープ等の附帯施設若しくは作業を容易にするために配慮された作業設備（以下「作業施設等」）の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①第1種作業施設設置等助成金 ○作業施設、作業設備等の設置または整備	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・中途障害者 ※上記の障害者である在宅勤務者	2/3	・障害者1人につき450万円 （作業施設、附帯施設、作業設備の合計） ※作業設備の場合 障害者1人につき150万円 （中途障害者の場合は1人につき450万円） ・短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額 （1事業所あたり一会計年度につき合計4,500万円）	3年間
②第2種作業施設設置等助成金 ○作業施設、作業設備等の賃借			・障害者1人につき月13万円 ※作業設備の場合 障害者1人につき月5万円 （中途障害者の場合は1人につき13万円） ・短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額	

[注] 認定申請書の提出期限：①の助成金…作業施設等設置・整備に係る契約（発注）日の前日の2ヵ月前まで
 ②の助成金…作業施設等の賃貸借契約日の翌日の3ヵ月後まで

障害者福祉施設設置等助成金（福利厚生施設の整備等を行う事業主の方への助成金）

障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主またはその事業主が加入している事業主団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設（以下「福祉施設等」）の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

対象となる障害者	助成率	限度額
・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・中途障害者 ※上記の障害者である在宅勤務者	1/3	・障害者1人につき225万円 ・短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額 （1事業所または事業主の団体1団体あたり一会計年度につき合計2,250万円）

[注] 認定申請書の提出期限：福祉施設等の設置・整備に係る契約（発注）日の前日の2ヵ月前まで

障害者介助等助成金（雇用管理のために必要な介助等の措置を行う事業主の方への助成金）

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または就職が特に困難と認められる身体障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①重度中途障害者等職場適応助成金 ○中途障害者の職場復帰を促進するための職場適応措置の実施	・中途障害者である重度身体障害者 ・中途障害者である45歳以上の身体障害者 ・中途障害者である精神障害者 ※上記の障害者である在宅勤務者	3/4	・障害者1人あたり 月3万円 （短時間労働者にあつては月2万円）	3年間
②職場介助者の配置または委嘱助成金 ○事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱 ○事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱	・2級以上の視覚障害者 ・2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害を重複する者 ・3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害及び3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を重複する者 ※上記の障害者である在宅勤務者		・配置1人 月15万円 ・委嘱1人 1回1万円 年150万円まで ・委嘱1人 1回1万円 年24万円まで	
③職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金 ○事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱の継続 ○事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱の継続	※上記の障害者である在宅勤務者	2/3	・配置1人 月13万円 ・委嘱1人 1回9千円 年135万円まで ・委嘱1人 1回9千円 年22万円まで	5年間

助 成 金	対象となる障害者	助成率	限 度 額	支給期間
④手話通訳担当者の委嘱助成金 ○聴覚障害者の雇用管理に必要な手話通訳担当者の委嘱	・3級の聴覚障害者 ・2級の聴覚障害者	3/4	・委嘱1人 1回 6千円 年28万8千円まで (障害者9人までの場合)	10年間
⑤健康相談医師の委嘱助成金 ○障害者の健康管理に必要な医師の委嘱	・4級以上の内部障害者 ・3級以上のせき髄損傷による肢体不自由者 ・てんかん性発作を伴う知的障害者 ・精神障害者 ・6級以上の網膜色素変性症、糖尿病性網膜症、緑内障等による視覚障害者		・委嘱1人 1回 2万5千円 障害者の障害の区分ごとに 委嘱1人 年30万円まで	
⑥職業コンサルタントの配置または委嘱助成金 ○障害者の雇用管理のために必要な職業コンサルタントの配置または委嘱	・重度身体障害者 ・3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害者 ・3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・上記の障害者である在宅勤務者 ・3級の下肢障害者である在宅勤務者 ・3級の体幹機能障害者である在宅勤務者 ・3級の内部障害者である在宅勤務者 ※対象障害者5人以上のための配置または委嘱であることが必要		・配置1人 月 15万円 ・委嘱1人 1回 1万円 年150万円まで	
⑦在宅勤務コーディネーターの配置または委嘱助成金 ○在宅勤務障害者の雇用管理及び業務管理の業務を担当する在宅勤務コーディネーターの配置または委嘱	・身体障害者である在宅勤務者 ・知的障害者である在宅勤務者 ・精神障害者である在宅勤務者		・配置 障害者1人あたり月5万円 (在宅勤務コーディネーター1人あたり月25万円まで) ・委嘱 障害者1人あたり1回3千円 (在宅勤務コーディネーター1人あたり年225万円まで) ・在宅勤務障害者の雇用管理・業務管理制度の設計及び就業規則等の諸規程の整備 初回に限り10万円(支給は1回を限度)	

[注] 認定申請書の提出期限：①の助成金…職場復帰日の翌日から3ヵ月後まで
②、④、⑤、⑥、⑦の助成金…配置または委嘱する日の前日まで
③の助成金…②の助成金の支給期間の終了する日の前日まで

職場適応援助者助成金

(障害者に対する職場適応援助者による援助の事業を行う社会福祉法人等または自社の事業所に職場適応援助者を配置し、雇用する障害者に対する援助を実施する事業主の方への助成金)

職場適応援助者による援助を受けなければ、事業主による雇入れまたは雇用の継続が困難と認められる障害者に対して、職場に適応することを容易にするため、職場適応援助者(機構が行う研修(※)または厚生労働大臣が定める研修(以下「研修」)を修了し、援助の実施に関し必要な相当程度の経験および能力を有すると認められる者)を障害者を雇用する事業所に派遣して、援助を実施する社会福祉法人等または自社の事業所に職場適応援助者を配置し、雇用する障害者に対する援助を実施する事業主に対して、その費用の一部を助成するものです。

※機構の障害者職業総合センターや地域センターが行う職場適応援助者の養成のための研修として行う職場適応援助者養成研修または職場適応援助者支援スキル向上研修

助 成 金	支援対象となる障害者	助成率	限 度 額	支給期間
①第1号職場適応援助者助成金 ○次の主な要件を満たす社会福祉法人等による援助の事業 ・法人格を有していること ・定款または寄付行為において障害者の雇用の促進に係る事業等、就労支援を実施することが規定されていること ・定められた研修を修了した者であつて、法人が雇用している者または法人の代表者若しくは役員を職場適応援助者として配置していること ・障害者雇用に係る支援の実績があること ・地域センターとの業務連携関係があること	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・その他、第1号職場適応援助者による援助を行うことが特に必要であると機構が認める障害者	3/4	・援助の事業を実施した日数1日につき14,200円(1日につき3時間に満たない場合は7,100円)(第1号職場適応援助者1人につき月284千円まで) ・雇用前支援において協力事業主に支払った費用相当額1日につき2,500円(支援対象となる障害者1人につき月5万円まで) ・研修の受講に係る旅費相当額または機構が別に定める限度額のいずれか低い額(研修修了後6ヵ月を超えて援助の事業を開始しない場合は不支給)	援助期間中 1人あたり 1回につき 1年8ヵ月 限度

助 成 金	支援対象となる障害者	助成率	限 度 額	支給期間
②第2号職場適応援助者助成金 ○雇用する障害者の職場適応援助を行うため第2号職場適応援助者を配置	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者	3/4	・配置1人 月15万円	支給期間 1人あたり 1回につき 6カ月 (累積12カ 月) 限度

[注] 認定申請書の提出期限：①及び②の助成金…原則として、職場適応援助者の配置の前日まで。ただし、職場適応援助者として配置しようとする者が認定申請の時点において研修の受講を修了しておらず、その者に機構が行う研修を受講させようとする場合については、当該研修を受講させる日の1カ月前まで。

重度障害者等通勤対策助成金 (通勤を容易にするための措置を行う事業主の方への助成金)

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または通勤が特に困難と認められる身体障害者を労働者として雇い入れるまたは継続して雇用する事業主、またはこれらの重度障害者等を雇用している事業主を構成員とする事業主団体が、これらの者の通勤を容易にするための措置を行う場合にその費用の一部を助成するものです。

助 成 金	対象となる障害者	助成率	限 度 額	支給期間
①住宅の新築等助成金 ○対象障害者用に特別な構造または設備を備えた住宅の新築・増築・改築・購入(事業主団体を含む)			・世帯用 1戸につき1,200万円 ・単身者用 1人につき 500万円 (1事業所につき5,000万円が限度)	
②住宅の賃借助成金 ○対象障害者用の住宅の賃借			・世帯用 月10万円 ・単身者用 月 6万円	
③指導員の配置助成金 ○対象障害者用住宅への指導員の配置(事業主団体を含む)	・重度身体障害者 ・3級の体幹機能障害者 ・3級の視覚障害者 ・3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者		・配置1人 月15万円	10年間
④住宅手当の支払助成金			・障害者1人 月6万円	
⑤通勤用バスの購入助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの購入(事業主団体を含む)	・知的障害者 ・精神障害者		・バス 1台 700万円	
⑥通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの運転に従事する者の委嘱(事業主団体を含む)	※ 「③指導員の配置」 「⑤通勤用バスの購入」 「⑥通勤用バスの運転 従事者の委嘱」	3/4	・委嘱1人 1回 6,000円	10年間
⑦通勤援助者の委嘱助成金 ○対象障害者の通勤を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者の委嘱	※ 「⑦通勤援助者の委嘱」 対象障害者が継続雇用者の場合は、通勤経路の変更を余儀なくされた場合であることが必要		・委嘱1人 1回 2,000円 ・交通費 1認定 3万円	1月間
⑧駐車場の賃借助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための駐車場の賃借			・障害者1人 月5万円	10年間
⑨通勤用自動車の購入助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための通勤用自動車の購入	・2級以上の上肢障害者 ・2級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害者 ・3級以上の体幹機能障害者 ・3級以上の内部障害者 ・4級以上の下肢障害者 ・4級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者		・購入 1台 150万円 (1級または2級の両上肢障害者の場合は1台250万円)	

[注] 認定申請書の提出期限：①、⑤、⑨の助成金…新築・改修・購入等に係る契約(発注)日の前日の2カ月前まで
 ②、⑧の助成金…住宅、駐車場の賃借借契約日の翌日の3カ月後まで
 ③、⑥、⑦の助成金…配置または委嘱する日の前日まで
 ④の助成金…住宅手当を初めて支払った日の翌日の3カ月後まで

重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金（障害者を多数雇用し施設等の整備等を行う事業主の方への助成金）

重度身体障害者、知的障害者または精神障害者を労働者として多数雇い入れるまたは継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると思われる事業主で、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
○対象障害者のための事業施設等の設置または整備	・ 重度身体障害者 ・ 知的障害者（重度でない知的障害者である短時間労働者を除く） ・ 精神障害者	2 / 3 特例 3 / 4	・ 1 認定 5千万円（特例1億円） （同一事業所に対する支給額の合計額は1億円を限度）	
※利息助成 ○上記の事業施設等の設置または整備に要する費用に充てるため、銀行または信用金庫から資金を借入	※対象障害者を1年以上継続して10人以上雇用し、雇用労働者数に占める対象障害者数の割合が2/10以上であることが必要			5年間

障害者能力開発助成金（能力開発訓練事業を行う事業主等の方や能力開発訓練を受講させる事業主の方々への助成金）

障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための能力開発訓練事業を行う事業主やその団体または社会福祉法人等が、能力開発訓練のための施設・設備の整備等を行う場合、その同事業を運営する場合、障害者である労働者を雇用する事業主がその障害者である労働者に障害者能力開発訓練を受講させる場合、及び障害者をグループにして事業所で就労することを通じて労働者として雇用されるための教育訓練の事業を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①第1種（施設設置） ○能力開発訓練のための施設等の設置または整備			・ 2億円	
②第1種（施設・設備更新） ○過去に支給対象となった施設・設備に係る施設の改善、設備の更新	・ 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者	4 / 5	・ 5千万円	
③第2種（運営費） ○障害者能力開発訓練事業の運営費	※第3種（受講）は、上記障害者である労働者が第2種（運営費）を受けている施設で訓練を受講させる場合に支給	3 / 4 特例 4 / 5	・ 受講生1人 月16万円 （特例 受講生1人 月17万円）	訓練期間中
④第3種（受講）			・ 受講生1人 月8万円	受講期間中
⑤第4種（グループ就労訓練請負型） ○社会福祉法人等が企業から業務を請け負い、障害者のグループに企業内で就労を通じた訓練を受講させ、雇用率の対象となる労働者への移行を促進する事業	・ 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 } である障害者のグループ （1ユニットは3人以上5人以下）	3 / 4	・ 訓練担当者1人 月24万円 （1事業主につき2ユニットを限度） ・ 協力事業主に支払った費用相当額 1日2,500円（月5万円まで） 訓練後、雇用率対象となる労働者へ移行した者がいる場合に継続支給が可能	
⑥第4種（グループ就労訓練雇用型） ○障害者のグループを雇用する事業主の事業所において、障害者のグループが就労することを通じて、当該事業主に雇用率の対象となる労働者として雇用されるための事業	・ 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 } である障害者のグループ （1ユニットは3人以上5人以下）		・ 配置 訓練担当者 1人 月25万円 ・ 委嘱 訓練担当者 1回 1万5千円（年250万円まで） 訓練後、事業実施主体の事業主において雇用率対象となる労働者へ移行した者がいる場合に継続支給が可能	
⑦第4種（グループ就労訓練派遣型） ○事業主等が、派遣先事業主として、障害者である派遣労働者のグループを受け入れ、派遣先事業所において、指導員の下、訓練を行い雇用率の対象となる労働者への雇用を促進する事業	・ 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 } である障害者のグループ （1ユニットは3人以上5人以下）	4 / 5	・ 配置 訓練担当者 1人 月25万円 ・ 委嘱 訓練担当者1回 1万5千円（年250万円まで） 訓練後、いずれかの事業主において雇用率対象となる労働者へ移行した者がいる場合に継続支給が可能	
⑧第4種（グループ就労訓練職場実習型） ○特別支援学校の高等部第3学年の生徒である障害者のグループが、事業主の事業所において職場実習を行うことを通じて、当該事業主に雇用率の対象となる労働者として雇用されるための事業	特別支援学校の高等部3年生である障害者のグループ（1ユニットは1人以上5人以下） ・ 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者		・ 雇用率対象となる労働者として雇用された者がいる場合、実習1日につき2,500円（月5万円まで）	

助成金制度の対象となる障害者について

「対象となる障害者」の範囲は次のとおりです。

- (1) **身体障害者**とは、原則として身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表（以下「障害等級表」）の障害等級が1級から6級までに掲げる身体上の障害がある者及び7級に掲げる身体上の障害が2以上重複している者をいいます。なお、重度の身体障害を有する重度身体障害者の範囲は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」）施行規則別表第1に該当する者で、障害等級表の1級または2級に該当する身体障害を有する者及び身体障害を2以上重複して有することにより、障害等級表の2級に相当する身体障害を有するものと認められる者をいいます。
- (2) **知的障害者**とは、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または法第19条第1項の障害者職業センター（以下「知的障害者判定機関」）により知的障害があると判定された者をいいます。なお、知的障害の程度が重い重度知的障害者の範囲は、知的障害者判定機関により知的障害の程度が重いと判定された者をいいます。
- (3) **精神障害者**とは、法第2条第6号に規定する精神障害者であって、次のイ及びロに掲げる者で症状が安定し、就労が可能な状態にあるものをいいます。
 - イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - ロ 統合失調症、そううつ病またはてんかんにかかっている者（イに掲げる者に該当する者を除きます。）
なお、ロに掲げる者にあつては、次の（イ）から（ハ）のいずれかに掲げる者をいいます。
 - （イ） 公共職業安定所の紹介に係る者
 - （ロ） 当該事業主の事業所において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の3に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者
 - （ハ） 障害者職業センターにおける職場復帰（労働者が精神障害者となった後当該労働者が精神障害となった時に雇用している事業主の事業所において就労することをいいます。）のための職業リハビリテーション措置を受けている者

注）障害者介助等助成金のうち重度中途障害者等職場適応助成金の対象となる中途障害者である精神障害者は、上記精神障害者のうちロの（ハ）に掲げる者に限ります。
- (4) **中途障害者**とは、労働者のうち、支給対象事業主に雇用された後に、身体障害者となった者（身体障害者にあつては、異なる身体障害を有することとなった者または身体障害の程度が重くなった者を含みます。）及び精神障害者となった者であつて、職場復帰（当該労働者が障害者となったときに雇用している事業主の事業所において就労することをいいます。）を行うものをいいます。
- (5) 上記（1）から（4）に掲げる障害者である**在宅勤務者**とは、労働者であつて、その労働日の全部または大部分を当該事業所に通勤することなく自宅において業務に従事する者をいいます。この場合、在宅勤務者は事業主との間に雇用関係が明確に認められるものであつて、在宅勤務者の業務内容、指揮命令系統、就業内容等の要件をすべて満たしていることが必要となります。
- (6) **発達障害者**とは、「発達障害者支援法」第2条第2項に規定する発達障害者をいいます。

個人情報の保護

助成金の申請のために支給対象障害者等の個人情報を取得、利用及び機構に提供するにあつては、個人情報保護の観点から、「個人情報の保護に関する法律」に従うとともに、厚生労働省の策定した「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」（厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha01/pdf/syuuchi01.pdf>）に準じて、以下の取扱いをしてください。

- (1) 助成金の申請のために、新たに、障害者であること、障害者手帳等の所持、障害の状況等を把握・確認し、その個人情報を機構に提供する場合には、本人に照会するにあたり、助成金の申請のために用いる等の利用目的等を明示し、同意を得てください。
- (2) 助成金の申請以外の目的（障害者雇用状況報告、他の助成金の申請など）で取得した個人情報を、助成金等の申請のために機構に提供するにあつては、助成金の申請のために用いる等の利用目的等を明示し、同意を得てください。
- (3) (1) または (2) の同意を得るにあたり、明示すべき事項は以下のとおりです。
 - ① 助成金の申請のために機構に提供するという利用目的
 - ② ①の申請等に必要な個人情報の内容
 - ③ 助成金の支給請求が複数回にわたる場合は、原則としてすべての支給請求において利用するものであること
 - ④ 助成金の支給にあたり、機構から照会、調査等があった場合は、個人情報を提供する場合があること
 - ⑤ 利用目的の達成に必要な範囲内で、障害等級の変更や精神障害者保健福祉手帳の有効期限等について確認を行う場合があること
 - ⑥ 障害者手帳等を返却した場合、または障害等級の変更があった場合は、その旨を人事担当者まで申し出てほしいこと
 - ⑦ 障害者本人に対する公的支援策や企業による支援策※⑦については、あわせて伝えることが望ましい。
- (4) (1) または (2) の同意を得るにあたり、照会への回答、障害者手帳等の取得・提出、同意等を強要しないようにしてください。
- (5) (1) 及び (2) の同意を得るにあつては、他の目的で個人情報を取得する際に、あわせて同意を得るようなことはしないでください。あくまで、助成金の申請時に、別途の手順を踏んで同意を得るようにしてください。

○助成金支給額の算出

助成金の支給額は、助成率の定めが無いものを除き、以下の算定式により算出された額となります。(千円未満切捨て)

支給対象費用	×	助成率	=	支給額
--------	---	-----	---	-----

○助成金の活用事例と支給額

活用事例① 障害に配慮された施設・設備の整備に要する費用の一部を助成

雇用する障害者の作業を容易にするために作業環境の整備を行う事業主	例) 車椅子利用の障害者を事務で採用するにあたり事務室の増床、床面の平端化を図る。	障害者作業施設設置等助成金	【作業施設の設置・整備】 【支給対象費用の例】 工事費 150万円	助成率 2/3	支給額 100万円
	例) 既存のエレベーターに車椅子用操作盤を新たに取り付けることにより、下肢障害者の事業所内の移動負担を軽減。		【附帯施設の設置・整備】 【支給対象費用の例】 取付工事費 45万円		支給額 30万円
	例) 点字・点訳ソフト等の導入により、視覚障害者の資料作成業務を容易にし、職域を拡大。		【作業設備の設置・整備】 【支給対象費用の例】 購入費 8万円		支給額 5万3千円

施設・設備の支給対象費用の額は事例によっては、施設または設備を使用する労働者等の数を除いて得た額に、支給対象障害者の数を乗じて得た額となる場合、施設の建築費・賃借料の場合は、助成金の支給に係る基準面積により、一定の床面積に係る建築費・賃借料が支給対象費用となる場合があります。その他、基準(標準)建設費(単価)の規定もあります。

雇用する障害者の福祉の増進を図るために福利厚生施設の整備を行う事業主	例) 肢体不自由の従業員が休憩時間にゆっくり休めるように、段差がある休憩室の1部屋をバリアフリー化し、福祉の増進に寄与。	障害者福祉施設設置等助成金	【福祉施設の設置・整備】 【支給対象費用の例】 工事費 120万円	助成率 1/3	支給額 40万円
	例) 中途障害者の職場復帰にあたり、福利厚生棟(社員食堂)への通路にスロープを設置。		【福祉施設に附帯する施設の設置・整備】 【支給対象費用の例】 工事費 220万円		支給額 73万3千円

福祉施設設置等助成金についても上記作業施設設置等助成金のように支給対象費用が上記事例のとおりとならない場合があります。

活用事例② 職場介助者の配置等に要する費用の一部を助成

雇用する障害者の業務遂行に必要な介助者等の配置または委嘱を行う事業主	例) ソフト開発部門に専従する重度四肢機能障害者の業務(PCによる設計図の入力等)の遂行のために必要な介助者を配置。	障害者介助等助成金	【職場介助者の配置】 【支給対象費用の例】 ① 介助者に支払われる賃金のうち割増賃金の基礎となる賃金額(1,420円) ② 介助の時間数: 50時間 ③ ①×②=7万1千円	助成率 3/4	支給額 1月 5万3千円
	例) 聴覚障害者の社内研修への参加及び業務の作業指導を受けるにあたり、確実な情報伝達を図るため、知識と技術のある手話通訳者を委嘱。		【手話通訳者の委嘱】 【支給対象費用の例】 ① 手話通訳者に支払われる1回あたりの委嘱費用(6,000円) ② 委嘱回数(月) 2回 ③ ①×②=1万2千円		支給額 1月 9千円

活用事例③ 通勤対策に要する費用の一部を助成

雇用する重度障害者等の通勤を容易にするための措置を行う事業主	例) 視覚障害者の通勤を容易にするため、事業所の近隣に単身者用の住宅を賃借し当該視覚障害者に貸与。	重度障害者等通勤対策助成金	【重度障害者等用住宅の賃借】 【支給対象費用の例】 住宅の賃借料 8万円 (共益費等は除く。)	助成率 3/4	支給額 1月 6万円
	例) 遠隔地への工場移転に伴い、知的障害者の通勤時の安全性の確保と就労継続を支援するため、通勤用バスを購入し最寄駅から運行。		【通勤用バスの購入】 【支給対象費用の例】 通勤用バスの購入費用 260万円 (諸経費等除く。)		支給額 195万円

上記事例の支給対象費用は、賃借する住宅の面積等に支給基準面積があること及び通勤用バスはバスの定員数1人当たり基準購入費があること等により、支給対象費用が上記のとおりとならない場合があります。

お問い合わせ

☆ 助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。
助成金の詳しい内容につきましては、左記までお問い合わせください。

助成金については当機構ホームページでも情報提供しております。

(機構ホームページ <http://www.jeed.or.jp/>)

(H23.9)

発達障害者支援のあり方検討会の概要

(1) 目的： 自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障害児（者）（以下「発達障害者」という。）に対して、乳幼児期から成人期までの全ライフステージや、保健、医療、福祉、教育、労働等の分野で途切れない一貫した支援のあり方を検討するために設置。

(2) 委員： 13名

＜氏 名＞	＜所 属 等＞	備 考
稲葉 雄二	信州大学医学部附属病院小児科 統括医長	医療（小児科）
平林 伸一	長野県立こども病院 神経科部長	医療（神経科）
木村 宜子	佐久総合病院 小児科 児童精神科医	医療（精神科）
福岡 寿 (座 長)	社会福祉法人高水福祉会常務理事 長野県障害者相談支援体制整備推進アドバイザー	福祉（療育）
藤村 出	NPO法人SUN 理事長	福祉（生活支援）
丸山 哲	高水福祉会ふっくら工房ふるさと、棚田の杜ほくずい所長	福祉（就労）
金田 要司	長野市教育センター教育相談室	教育（教育現場）
永松 裕希	信州大学教育学部 教授	教育（教員養成）
森 大和	さくら国際高等学校 校長	教育（高校）
百瀬 晃	長野労働局職業安定部職業対策課 地方障害者雇用担当官	労 働
川合 哲也	保健所発達障害デイケア利用経験者	当 事 者
新保 文彦	長野県自閉症協会 代表	家 族
小島 紀生	駒ヶ根市教育委員会 子ども課長	行政（市町村）

(3) 開催日：

- 第1回 6月16日（木）10時～12時 現状と課題について
- 第2回 8月18日（木）10時～12時 課題に対する対応案について
- 第3回 9月26日（月）10時～12時 今後の進め方、報告書案について

発達障害者支援に関する課題

(1) 年代別の課題

(ア) 乳幼児期

1. こどもの養育が困難と感じている父母を追い詰めないための（特に祖父母世代に対する重点的な）啓発活動が必要ではないか。
- 2.ペアレント・トレーニングをはじめとする療育が提供できる支援機関の整備が必要ではないか。
- 3.一部の専門家のみ負担が偏ることのないよう、全県的な診療機能の役割分担と連携の体制整備を行うべきではないか。

(イ) 学齢期

- 4.全ての教師が発達障害の基本的知識と対応力を習得するための対策が必要ではないか。更に通級教室の充実など個々に合わせた支援体制の充実が必要ではないか。
- 5.職業実習やSST（社会適応訓練）を学齢期のうちから体験させるなど、進学や就労を見越した準備を学齢期から計画的に行うことが必要ではないか。
- 6.行動障害に対応できる診療機能の整備が必要ではないか。

(ウ) 成人期

- 7.丁寧なアセスメント方法を行わずに支援を開始してしまっていることから、県内の支援機関が使用するアセスメントの標準化やその研修が必要ではないか。
- 8.成人期になってから発達障害に気づかれた場合に受診できる診療機能の整備が必要ではないか。

(2) 全年代を通じた課題

- 9.発達障害に関係することであれば年代や分野に拘わらずにアドバイスや支援のガイドができる全般的な分野の専門家の配置が必要ではないか。
- 10.年代や分野で途切れることなく情報の共有や引継ぎが行われるよう個別支援ノート（仮称）のようなものを機能させるための地域の環境整備が必要ではないか。

発達障害者支援のあり方検討会における今後の進め方のイメージ

対 応 の 内 容	対 応 時 期		
	早期に	数年以内	数年以降
① 全般的な分野の専門家の配置			
サポート・マネージャーの養成指針検討	○	○	
サポート・マネージャー研修施設の指定		○	
サポート・マネージャーの養成・認定		○	
サポート・マネージャーの活動開始		○	○
県によるバックアップ体制構築	○	○	○
サポート・コア・チームの位置付け、役割の明確化	○	○	
ペアレント・メンターのサポート指針検討	○	○	
ペアレント・メンターのサポート開始		○	○
② 情報共有のための環境整備			
個別支援ノートの運用指針検討	○	○	
運用指針に基づく個別支援ノート活用開始		○	○
③ 専門的な支援技術の強化			
標準的なアセスメントや支援の強化方法を検討	○	○	○
発達障害者支援関連の研修に反映		○	○
④ 社会の理解と協力を促すための普及啓発			
啓発、情報周知に関する指針検討	○	○	
指針に基づく啓発、情報提供の実施		○	○
⑤ 発達障害診療の体制整備			
中核的診療機関と地域の診療機関の情報交換	○	○	○
定期的な事例検討、研修等の実施		○	○
行動障害に関する診療体制の整備検討		○	

・・・働きたい、仕事上で困っていることがある人へ・・・

発達障害者の就労を支えるために

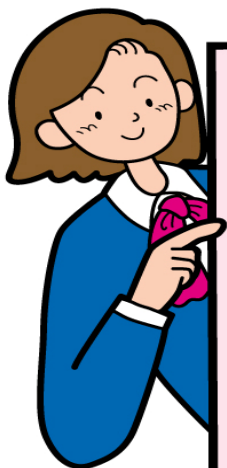
発達障害について

発達障害者支援法では、これまで制度の谷間におかれていて、必要な支援が届きにくい状態となっていた「発達障害」を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義し、支援の対象としました。

発達障害は生まれつきの脳機能のアンバランスです。早期発見と、障害の特性に添った地域や学校等での支援が必要になります。就労に関してはご本人が自分の障害特性を正しく理解し生活しているか、どんな職業生活を望んでいるかが大切になります。他の障害のある方と同様に、職場の方々の障害に対する理解と、その能力と適性に応じた職場への配置など働きやすい職場環境を用意することで、その能力を十分に発揮して就労することが可能となります。

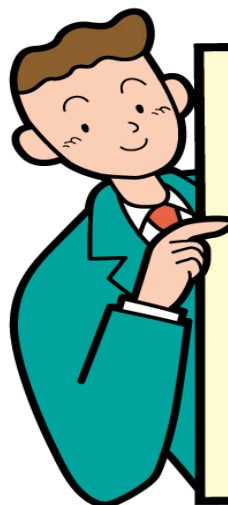
こうした取り組みが、だれもが働きやすい職場環境の実現につながります。

就労には「一般就労」と「障害者就労」があります。「どちらが良い」という考えでなく、支援者がそれぞれのメリット、デメリットを理解し、本人にわかる方法で説明し、本人や家族の意思を尊重、確認しながら進める必要があります。



一般就労・・・

ハローワーク・求職情報誌や広告等で求人を募集した会社に就職し、一定の給料がもらえます。



障害者就労・・・

障害者として働くことです。障害をオープンにすることで 仕事内容や環境面で障害への配慮を得やすくなります。給料は一般就労の雇用に比べると、低く設定されることが多いようです。

長野県自閉症・発達障害支援センター

(長野県精神保健福祉センター)

☆適した職業に就くために必要なこと…

就労準備性を身につけよう！

① 服薬管理、通院、健康管理、障害の理解等

- ・**健康管理** …体調不良時の早めの気づき、休みの申し出、通院、服薬管理。
- ・**障害の理解** …自分の障害や症状の正しい理解。

② 金銭財産管理、規則正しい生活、就床起床、食事、衛生管理等

- ・**金銭財産管理** …決められた生活費の中での計画的な生活。
- ・**規則正しい生活** …食事や睡眠、趣味や適度な運動。

③ 身だしなみ、会話、意思表示、環境変化適応等

- ・**身だしなみ** …場に合った服装、髪や爪、ひげそり等身体面での清潔保持。
- ・**会話** …自分の意思を正確に伝え、相手の話を聞く姿勢。
- ・**環境の変化** …仕事内容の変化への臨機応変な対応。

④ ビジネスマナー、職場のルール、出勤状況、報告、連絡、相談、欠勤の連絡、指示に従える、安全管理等

- ・**ビジネスマナー** …仕事をする上での身だしなみ、言葉づかい、挨拶、電話対応、来客対応、欠勤の連絡や相談。
- ・**職場のルール** …様々なルールの中での報告や連絡方法等、会社独自のルールを理解し、指示を素直に受け止める姿勢。

山の頂上に近づくほど、
就労可能性が高まります

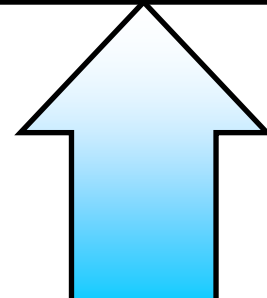


就労準備性ピラミッド

高齢・障害者雇用支援機構より

⑤ 業務処理能力、作業速度、持続力、正確性等

- ・作業の正確さ、仕事に対する意欲。



☆周りに理解してもらおう 発達障害の特性にあわせた職場の工夫



すべきこと・仕事の優先順位

その日の仕事の予定を掲示する。シートなどに順番を記入し、終わったら上司や仲間にチェックしてもらう。

指示の工夫

一度に多くを指示しない。順を追って指示する。このとき、絵、図、一覧表などを利用すると分かりやすい。具体的に指示してもらう。

職場環境

書類、道具などの場所を統一したり、作業の流れをそろえておく。

スケジュール

仕事に慣れるにしたがって、仕事のパターンを増やし、対応できるようにしていく。あらかじめ、仕事の見通しが分かっていることが大切。

職場で分からないことや困った時は、誰に相談すればいいのか教えてもらいましょう。

☆手帳について 手帳を取得することで障害者就労ができます。

種別	対象	区分(等級)	必要書類
精神障害者保健福祉手帳	精神障害 発達障害の方も取得可能です	1級、2級、3級	申請書、顔写真、医師の診断書等
療育手帳	知的障害	A (A1、A2) B (B1、B2)	申請書、顔写真
身体障害者手帳	身体障害	1級～6級	申請書、顔写真、医師の診断書

※問合せ先・申請先：市町村の福祉関係窓口

手帳を取得して就労する場合のメリット…障害者雇用の対象となります。

- ・**ハローワーク専門援助部門における相談**…障害者のための就職活動の総合窓口です。
- ・**職場適応訓練**…障害者の能力に適した職場において、1年以内の訓練を行い、訓練終了後は事業所に引き続き雇用してもらう制度です。
- ・**トライアル雇用**…事業主が原則3ヶ月間雇用し、その間業務遂行や職場適応の能力を見極め雇用の機会を掴む試行的雇用です。トライアル活用後の雇用は前提とはしません。
- ・**雇用保険失業給付の期間延長**…障害者雇用において失業給付を受給する場合、一般雇用よりも期間が長く受けられます。

手帳を持っていなくても…障害者雇用促進法上の「障害者」として支援を受けられる制度があります。主治医の診断書提出で支援が受けられる場合もあります。

障害者雇用促進法では従業員が56人以上の企業は障害者を1.8パーセント雇用することが義務づけられています。原則として手帳を所有する人です。

☆相談先一覧

「就労について相談したいのですが」と聞いてください



○公共職業安定所(ハローワーク)

・窓口にて職業相談・職業紹介、雇用保険給付等行っており、仕事を探している人に対してさまざまな工夫をしています。県内14ヶ所にあります。最寄りのハローワークにお尋ねください。

○障害者職業センター

・地域のハローワーク等と連携しながら、障害者の職業的自立のために広く事業主一般、障害者、関係機関の方々を対象に職業リハビリテーションや雇用管理に関するサービスを提供しています。

機関名	電話	住所
長野障害者職業センター	026-227-9774	長野市中御所2-2-4

○障害者就業・生活支援センター

- ・10圏域にセンターがあり、関係機関と連携して地域に根ざした支援をします。
- ・障害がある方が地域で安心して生活ができるように就業に関する支援員が、面接、電話、訪問により相談支援を行います。

圏域	機関名	電話	所在地
佐久圏域	障害者就業・生活支援センター佐久	0267-64-6644	佐久市
上小圏域	障害者就業・生活支援センター「シェイク」	0268-28-5522	上田市
諏訪圏域	障害者就業・生活支援センター	0266-54-7013	諏訪市
上伊那圏域	障害者就業・生活支援センター「きらりあ」	0265-74-5627	伊那市
飯伊圏域	障害者就業・生活支援センター「ほっと すまいる」	0265-24-3182	飯田市
木曽圏域	障害者就業・生活支援センター「ともに」	0264-52-2494	上松町
松本圏域	障害者就業・生活支援センター「あるぷ」	0263-73-4664	安曇野市
大北圏域	障害者就業・生活支援センター「スクラム・ネット」	0261-26-3855	大町市
長野圏域	障害者就業・生活支援センター「ウィズ」	026-214-3737	長野市
北信圏域	障害者就業・生活支援センター	0269-62-1344	飯山市

○自閉症・発達障害支援センター(発達障害者支援センター)

・就労したい気持ちがある。求職活動の仕方が分からない、どこへ行けば仕事がみつけれられるかわからない、仲間や上司との関わり方が分からない等について、本人への助言や既存の就労支援機関等と連携しながら、障害の特性を理解してもらうための啓発活動を行っています。

機関名	電話	住所
長野県自閉症・発達障害支援センター	026-227-1810	長野市若里7-1-7 (長野県精神保健福祉センター内)

ホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp/xeisei/withyou/> もご覧ください。

※平成22年3月からURLが上記の通り変わります。

お問い合わせ先 長野県精神保健福祉センター 026-227-1810

(参考) 発達障害者支援に関する統計

○発達障害者支援センターにおける就労支援

*出典：発達障害者支援センターにおける支援実績（発達障害情報センターホームページ）

(単位：人)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
長野県	23	19	16	16	13	24	21
全国平均	12	19	23	33	54	—	—

○発達障害者への精神保健福祉手帳交付数

*出典：精神保健福祉資料（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が毎年6月1ヶ月間の結果について都道府県・指定都市に報告を依頼している調査）

(単位：件)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21
長野県	0	0	4	2	2	1
全国平均	1	1	2	3	4	5

(各年度の6月1ヶ月間の結果)

平成23年度

高等学校における発達障害に関する実態調査の結果について

高校教育課
特別支援教育課
教学指導課心の支援室

1 調査対象

長野県公立高等学校生徒

全日制 85校 定時制 18校 通信制 2校

2 調査基準日

各年度8月末

3 調査方法

調査用紙を各学校に配布し、各項目について医師の診断のある生徒についてカウントした。

4 集計方法

特別支援教育課で集計した。

5 統計作成の留意点

対全体比の母数は、各年度5月に実施している学校基本調査の統計を使用した。

平成23年度

全日制 48,199人

定時制 2,191人

通信制 2,706人

合計 53,096人

平成23年度

高等学校における発達障害に関する実態調査の結果について

高校教育課
特別支援教育課
教学指導課心の支援室

1 診断を受けている生徒の在籍数

(1) LD(学習障害)

(単位：人・%)

年度	全日制	定時制	通信制	合計	対全体比
21年度	20	14	1	35	0.06%
22年度	34	19	5	58	0.11%
23年度	33	9	1	43	0.08%

(2) ADHD(注意欠陥多動性障害)

(単位：人・%)

年度	全日制	定時制	通信制	合計	対全体比
21年度	52	29	2	83	0.15%
22年度	93	31	7	131	0.24%
23年度	86	32	5	123	0.23%

(3) HF PDD(高機能広汎性発達障害)

(単位：人・%)

年度	全日制	定時制	通信制	合計	対全体比
21年度	116	48	7	171	0.32%
22年度	160	65	5	230	0.42%
23年度	179	85	15	279	0.53%

※高機能広汎性発達障害には高機能自閉症、アスペルガー症候群を含む

(4) 複数の診断

(単位：人・%)

年度	全日制	定時制	通信制	合計	対全体比
21年度	16	4	0	20	0.02%
22年度	21	7	1	29	0.05%
23年度	13	6	1	20	0.04%

※複数の診断に含まれる診断例：

LD(学習障害)とADHD(注意欠陥多動性障害)

ADHD(注意欠陥多動性障害)とHF PDD(高機能広汎性発達障害)

LD(学習障害)とHF PDD(高機能広汎性発達障害)

(5) 合計

(単位：人・%)

年度	全日制	定時制	通信制	合計	対全体比
21年度	204	95	10	309	0.57%
22年度	308	122	18	448	0.82%
23年度	311	132	22	465	0.88%

2 診断を受けている生徒が在籍する学校数

(単位：校)

年度	全日制	定時制	通信制
21年度	59	16	2
22年度	70	18	2
23年度	75	18	2

3 スクリーニングにより、特別な支援が必要だと思われる生徒数

(単位：人・%)

年度	全日制	定時制	合計	対全体比
21年度	605	165	770	1.42%
22年度	788	262	1050	2.06%
23年度	789	253	1042	2.07%

※通信制については、課程の特性により調査の対象外とした

4 診断を受けている生徒の進路状況(22年度卒業生)

(単位：人)

障害名	進学	就職	作業所等	その他	合計
学習障害 (LD)	5	4	0	1	10
注意欠陥多動性障害 (ADHD)	15	5	0	5	25
高機能広汎性発達障害 (HFPDD)	35	6	0	10	51
複数の診断	1	1	0	0	2
合計	56	16	0	16	88

※高機能広汎性発達障害には高機能自閉症、アスペルガー症候群を含む

※複数の診断に含まれる診断：

ADHD(注意欠陥多動性障害)とHFPDD(高機能広汎性発達障害)

※その他の進路：家居、アルバイト等

平成23年度 発達障害等のある生徒に関する実態調査

1 提出の日付	平成23年 月 日 ()
2 学校名	高等学校
3 課程 ()に○	() 全日制 () 定時制 () 通信制
4 記入責任者(職・氏名)	
5 連絡先:電話	

※ 全日制、定時制、通信制は別葉で回答してください。

※ 各設問について、あてはまる項目の回答欄に○印をつけてください。または記入してください。

1 特別支援教育コーディネーターが指名され、校内委員会が設置されて4年目になります。

学校全体として、特別支援教育についてどの程度理解が進んでいますか。

- ① 発達障害や支援方法などについて、内容まで理解している教職員が多い。
 - ② 発達障害、特別支援教育などの言葉を知っている教職員が多いが、内容まで理解している教職員は半数程度である。
 - ③ 発達障害、特別支援教育などの言葉を知っている教職員が多いが、内容まで理解している教職員は一部に限られている。
 - ④ 発達障害、特別支援教育などの言葉を知っている教職員は半数程度であり、内容まで理解している教職員は一部に限られている。
 - ⑤ 一部の教職員以外は、言葉も内容も知らない教職員が多い。
- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

2 特別支援教育を担当する委員会の名称をお答えください。

()

※委員会が未設置の場合は担当する係の名称をお答えください。

3 特別支援教育や発達障害に関する校内研修を行っていますか。

- ① 平成22年度、校内研修を行った→ (回数 回) ①
- ② 平成23年度、校内研修を行った(行う予定がある)→ (回数 回) ②
- ③ おもな研修内容をお答えください。外部講師に依頼した場合は、講師の所属と名前をお書きください

4 23年度(8月31日現在)、発達障害の診断を受けている生徒等の在籍状況についてお答えください。

- ① 診断を受けている生徒が在籍している。 ①
→ 在籍している場合は、5を回答してください。
- ② 診断は受けていないが、疑いのある生徒が在籍している。 ②
→ 在籍している場合は、6を回答してください。
※ 別添「実態把握のためのチェックシート」を参考に判断してください。
- ③ 診断を受けている生徒も、疑いのある生徒も在籍していない。 ③

5 発達障害の診断を受けている生徒が在籍している場合は、それぞれの生徒について次の内容を下表にお答えください。なお、公表に当たっては、個人や学校が特定されないよう配慮します。

- ① 診断名に○印をつける。診断名が複数の場合は、それぞれ○印をつける。「その他」については診断名を記入する。

※ 「その他」の診断名は、別添『「発達障害」の用語の使用について』を参考に記入する。

- ② 診断名や支援方法などの情報を高等学校が知った時期について、入学前(事前の教育相談や引継など)か入学後かを選択し、○印をつける。
- ③ どこからの情報か、選択し○印をつける。(複数回答可)

(平成23年8月31日現在)

No.	学年	性別	①診断名					②時期		③どこから				
			LD (学習障 害)	ADHD (注意欠 陥多動 性障害)	HFPDD (高機能 広汎性 発達障 害)	ODD (反抗挑 戦性障 害)	精神 疾患	その他 (診断名)	入 学 前	入 学 後	中 学 校	保 護 者	専 門 機 関	そ 他
例1	1	男	○	○				○		○				
例2	2	男					行為障害		○		○			
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
合計	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
		0	(女子)											

※ 行が足りない場合は、付け足してください。

※ 「高機能自閉症」、「アスペルガー症候群」については「高機能広汎性発達障害」に含めてください。

6 診断は受けていないが、発達障害の疑いがある生徒が在籍している場合は、次の内容を下表にお答えください。なお、公表に当たっては、個人や学校が特定されないよう配慮します。

※ 別添「実態把握のためのチェックシート」を参考に判断してください。

- ① 学年別に該当者の人数を記入する。
- ② これらの生徒の中で、入学前に中学校や保護者などから学習や生活など指導上配慮すべきことについて連絡があった生徒の人数を記入する。

(平成23年8月31日現在)

学年	1年	2年	3年	4年	合計
① 疑いのある生徒数	人	人	人	人	0 人
② 連絡があった生徒数	人	人	人	人	0 人

7 在籍中に発達障害の診断を受けていた、平成22年度卒業生の進路状況をお答えください。

No.	性別	診断名	進路先	進路指導上の工夫点・困難点
例	男	高機能広汎性発達障害	〇〇専門学校〇〇科	学校見学を重ねるとともに専門学校と懇談を行い、理解を得られるようにした。
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 行が足りない場合は付け足してください。

8 平成22年度の中途退学者数と、そのうち次に当てはまる人数をお答えください。

- ①発達障害の診断のある生徒
②特別支援学級から入学した生徒
③特別支援学校から入学した生徒

平成22年度の学年	1年	2年	3年	4年	単位制
	中途退学者数				
中途退学者のうち、①の数					
中途退学者のうち、②の数					
中途退学者のうち、③の数					

9 平成23年度、発達障害の診断を受けている生徒、特別支援学級から入学した生徒、特別支援学校から入学した生徒が中途退学した理由について、主なものを記入してください。

10 発達障害の診断を受けている若しくは疑いがある生徒への対応について、課題となっていることや困っていることは何ですか(複数回答可)。

- | | | |
|--------------------------------|---|--------------------------|
| ① 授業における学習支援(学習内容、指導形態、個別対応など) | ① | <input type="checkbox"/> |
| ② 学校生活における対人関係や社会性、コミュニケーション | ② | <input type="checkbox"/> |
| ③ 単位・進級・卒業認定 | ③ | <input type="checkbox"/> |
| ④ 学級不適応、不登校などの問題 | ④ | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 問題行動に対する対応 | ⑤ | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 生徒の理解 | ⑥ | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ 卒業後の進路や進路実現のための支援 | ⑦ | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ 校内の支援体制づくり | ⑧ | <input type="checkbox"/> |
| ⑨ 専門機関との連携 | ⑨ | <input type="checkbox"/> |
| ⑩ 保護者の理解・協力 | ⑩ | <input type="checkbox"/> |
| ⑪ 中学校との連携 | ⑪ | <input type="checkbox"/> |
| ⑫ その他 (具体的に) | ⑫ | <input type="checkbox"/> |
| ⑬ 特に困っていることはない。 | ⑬ | <input type="checkbox"/> |

11 10の課題や困っていることにどのように対応しているか、いくつか記入してください。

12 相談したり支援を受けたりしている専門機関などに○をつけてください(複数回答可)。

- | | | |
|------------------------------|---|--------------------------|
| ① 教育事務所 | ① | <input type="checkbox"/> |
| ② 特別支援学校 | ② | <input type="checkbox"/> |
| ③ 総合教育センター | ③ | <input type="checkbox"/> |
| ④ 高校教育課 | ④ | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 教学指導課・心の支援室 | ⑤ | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 特別支援教育課 | ⑥ | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ 保健厚生課 | ⑦ | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ スクールカウンセラー | ⑧ | <input type="checkbox"/> |
| ⑨ 病院 | ⑨ | <input type="checkbox"/> |
| ⑩ 精神保健福祉センター | ⑩ | <input type="checkbox"/> |
| ⑪ 児童相談所 | ⑪ | <input type="checkbox"/> |
| ⑫ 保健所 | ⑫ | <input type="checkbox"/> |
| ⑬ 障害者総合支援センター | ⑬ | <input type="checkbox"/> |
| ⑭ その他 (具体的に) | ⑭ | <input type="checkbox"/> |
| ⑮ 専門機関などに相談したり支援を受けたりしていない。 | ⑮ | <input type="checkbox"/> |
| ⑯ 相談したり支援を受けたりできる専門機関がわからない。 | ⑯ | <input type="checkbox"/> |

13 今後、高等学校においてどのような取組が必要だと思えますか。(複数回答可)

- | | | |
|---------------------------------|---|--------------------------|
| ① 特別支援教育や発達障害等についての研修(教員の資質の向上) | ① | <input type="checkbox"/> |
| ② 校内支援体制の整備(校内委員会の活動など) | ② | <input type="checkbox"/> |
| ③ 新たな教育の仕組みづくり(特別支援学級、通級指導教室など) | ③ | <input type="checkbox"/> |
| ④ 教員の加配 | ④ | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 専門職員の必要に応じた訪問と支援(巡回相談など) | ⑤ | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 高等学校における教育課程の検討 | ⑥ | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ 単位・進級・卒業認定についての検討 | ⑦ | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ 選抜方法の検討 | ⑧ | <input type="checkbox"/> |
| ⑨ 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成と活用 | ⑨ | <input type="checkbox"/> |
| ⑩ 進路指導の充実 | ⑩ | <input type="checkbox"/> |
| ⑪ 教育相談の充実 | ⑪ | <input type="checkbox"/> |
| ⑫ 保護者との連携の強化 | ⑫ | <input type="checkbox"/> |
| ⑬ 中学校との連携の強化 | ⑬ | <input type="checkbox"/> |
| ⑭ 特別支援学校や専門機関との連携の強化 | ⑭ | <input type="checkbox"/> |
| ⑮ その他 (具体的に) | ⑮ | <input type="checkbox"/> |

14 診断を受けている生徒の保護者の、高校教育に対する悩みや要望等、把握していることがあれば記述してください。

15 高等学校における特別支援教育の推進について意見・要望等を記入してください。

御協力ありがとうございました。

社会保障常任委員会次第

平成 24 年 8 月 6 日（月） 10 : 00～11 : 30
都道府県会館 3 階 知事会会議室

1. 開 会

2. 議 事

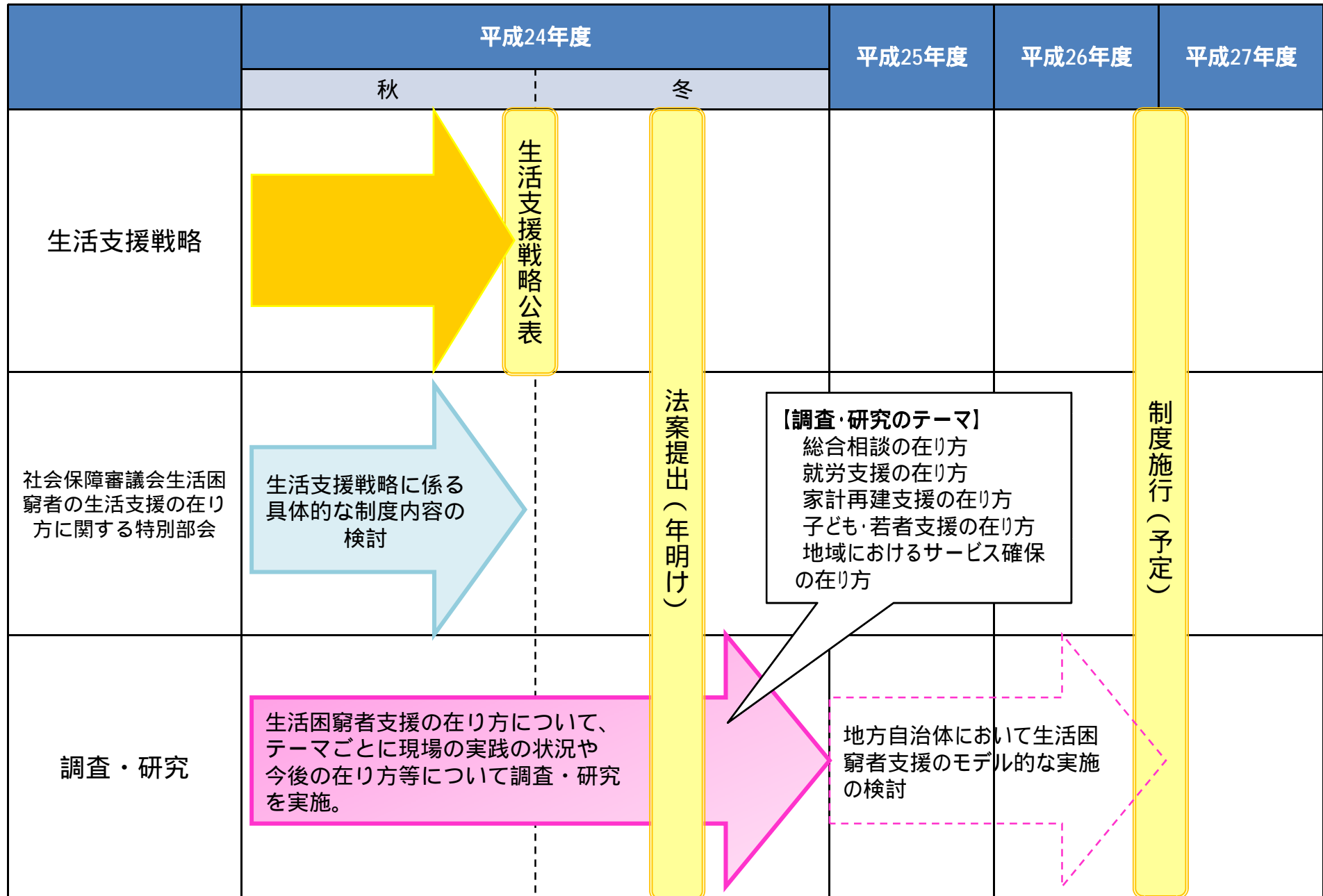
- (1) 「生活支援戦略」中間まとめに係る意見交換について
- (2) その他

3. 閉 会

【配布資料】

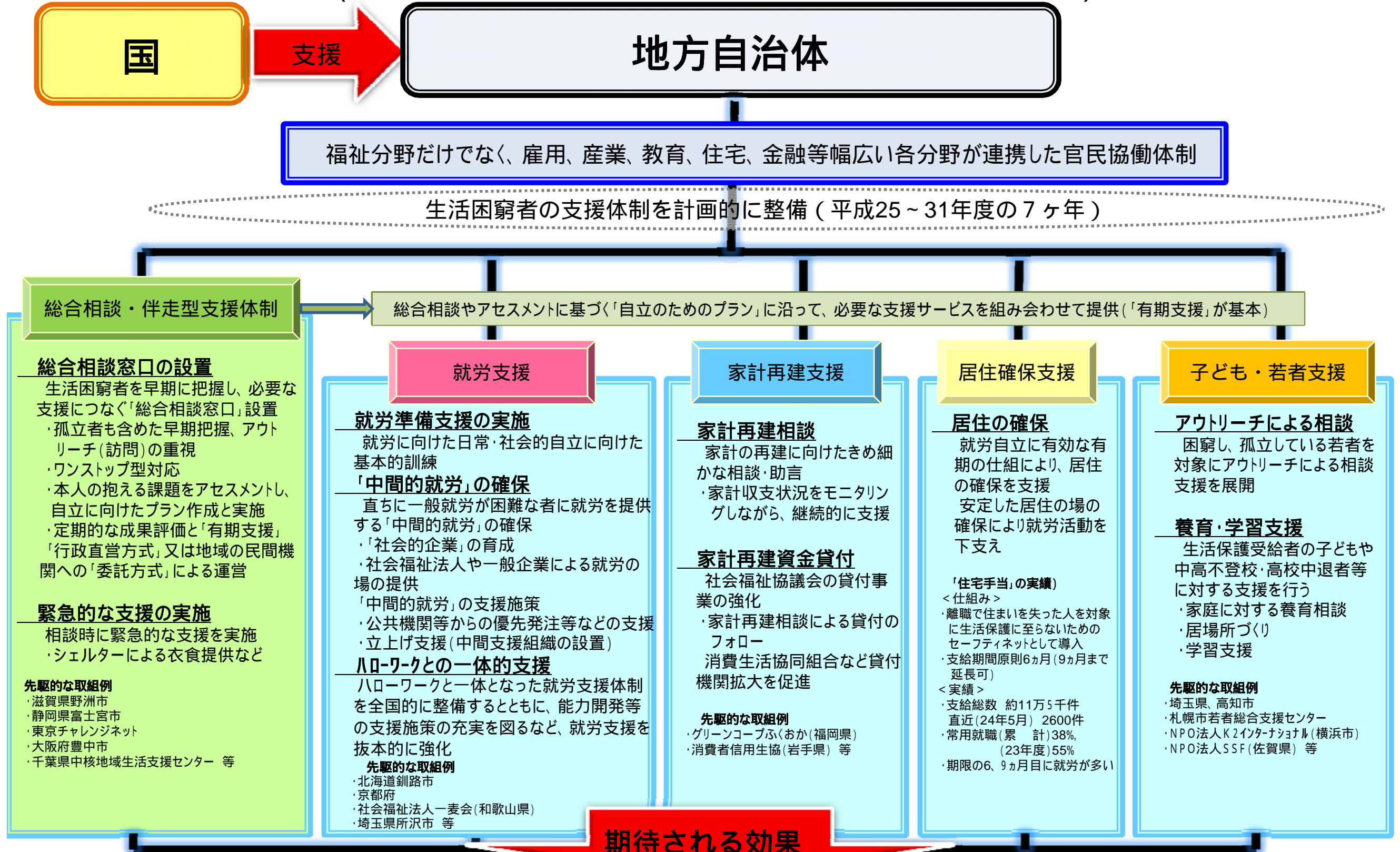
厚生労働省資料

生活支援戦略施行までのスケジュール案について



新たな生活困窮者支援体系のイメージ（未定稿）

（先駆的な取組を参考にした現時点でのイメージ案）



福祉分野だけでなく、雇用、産業、教育、住宅、金融等幅広い各分野が連携した官民協働体制

生活困窮者の支援体制を計画的に整備（平成25～31年度の7ヶ年）

総合相談・伴走型支援体制

総合相談やアセスメントに基づく「自立のためのプラン」に沿って、必要な支援サービスを組み合わせて提供（「有期支援」が基本）

総合相談窓口の設置

生活困窮者を早期に把握し、必要な支援につなぐ「総合相談窓口」設置

- ・孤立者も含めた早期把握、アウトリーチ（訪問）の重視
- ・ワンストップ型対応
- ・本人の抱える課題をアセスメントし、自立に向けたプラン作成と実施
- ・定期的な成果評価と「有期支援」「行政直営方式」又は地域の民間機関への「委託方式」による運営

緊急的な支援の実施

相談時に緊急的な支援を実施

- ・シェルターによる衣食提供など

先駆的な取組例

- ・滋賀県野洲市
- ・静岡県富士宮市
- ・東京チャレンジネット
- ・大阪府豊中市
- ・千葉県中核地域生活支援センター 等

就労支援

就労準備支援の実施

就労に向けた日常・社会的自立に向けた基本的訓練

「中間的就労」の確保

直ちに一般就労が困難な者に就労を提供する「中間的就労」の確保

- ・「社会的企業」の育成
- ・社会福祉法人や一般企業による就労の場の提供
- ・「中間的就労」の支援施策
- ・公共機関等からの優先発注等などの支援
- ・立上げ支援（中間支援組織の設置）

ハローワークとの一体的支援

ハローワークと一体となった就労支援体制を全国的に整備するとともに、能力開発等の支援施策の充実を図るなど、就労支援を抜本的に強化

先駆的な取組例

- ・北海道釧路市
- ・京都府
- ・社会福祉法人一妻会（和歌山県）
- ・埼玉県所沢市 等

家計再建支援

家計再建相談

家計の再建に向けたきめ細かな相談・助言

- ・家計収支状況をモニタリングしながら、継続的に支援

家計再建資金貸付

社会福祉協議会の貸付事業の強化

- ・家計再建相談による貸付のフォロー
- ・消費生活協同組合など貸付機関拡大を促進

先駆的な取組例

- ・グリーンコープふくおか（福岡県）
- ・消費者信用生協（岩手県） 等

居住確保支援

居住の確保

就労自立に有効な有期の仕組により、居住の確保を支援

安定した居住の場の確保により就労活動を下支え

「住宅手当」の実績

< 仕組み >

- ・離職で住まいを失った人を対象に生活保護に至らないためのセーフティネットとして導入
- ・支給期間原則6ヵ月（9ヵ月まで延長可）

< 実績 >

- ・支給総数 約11万5千件
- ・直近（24年5月）2600件
- ・常用就職（累計）38%（23年度）55%
- ・期限の6、9ヵ月目に就労が多い

子ども・若者支援

アウトリーチによる相談

困窮し、孤立している若者を対象にアウトリーチによる相談支援を展開

養育・学習支援

生活保護受給者の子どもや中高不登校・高校中退者等に対する支援を行う

- ・家庭に対する養育相談
- ・居場所づくり
- ・学習支援

先駆的な取組例

- ・埼玉県、高知市
- ・札幌市若者総合支援センター
- ・NPO法人K2インターナショナル（横浜市）
- ・NPO法人SSF（佐賀県） 等

期待される効果

社会参加と自立の促進
— 生保への流入を防ぎ、生保からの脱却を増やす —

「官民協働」による自治体業務軽減
— ケース-カ-業務の負担軽減
自立支援の強化 —

「貧困の連鎖」の防止
— 子どもの貧困の防止、若者の就労自立の促進 —

「生活支援戦略」中間まとめ

厚生労働省
平成24年7月5日

．基本的な方針

1．基本認識

近年の社会経済環境の変化に伴い、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活困窮者をめぐる問題が深刻化している。

生活保護受給者は、平成23年7月に過去最高を更新して以降毎月増加しており、その中では稼働層の受給者が急増する一方で、高齢化に伴い高齢者世帯も増加している。

また、年収200万円未満の給与所得者の割合や非正規労働者の割合が増加するなど、生活保護に至るリスクのある経済的困窮状態にある人が増加するとともに、複合的な課題を抱え、社会的孤立状態にある人の問題も大きな課題になっている。

2．基本目標

こうした現状を踏まえ、生活支援戦略では、生活困窮者が経済的困窮と社会的孤立から脱却するとともに、親から子への「貧困の連鎖」を防止することを促進する。

このことにより、国民一人ひとりが「参加と自立」を基本としつつ、社会的に包摂される社会の実現を目指すとともに、各人の多様な能力開発とその向上を図り、活力ある社会経済を構築する。

また、生活保護制度については、上記に併せ、必要な人には支援するという基本的な考えを維持しつつ、給付の適正化を推進する等によって、国民の信頼に応えた制度の確立を目指す。

3 . 3 つの基本的視点

生活支援戦略は、以下の3つの視点に立つ。

本人の主体性と多様性を重視する。

本人の能動的な主体性や自己決定を重視し、本人への動機付けを図りつつ、参加と自立に向けた積極的な努力を支援する。その場合、就労や自立に向けて、各人の多様性を尊重した対応を基本に置く。

「早期対応」による「早期脱却」と「貧困の連鎖」の防止を図る。

課題への「早期対応」により「早期脱却」を促進するとともに、幼年期・学齢期における取組により「貧困の連鎖」の防止を図る。

国民の信頼に応えた生活保護制度を構築する。

受給者の状況に応じた自立の助長を一層図るとともに、給付の適正化等を徹底する観点から、生活保護制度を見直す。

. 改革の方向性

生活困窮者支援体系の確立と生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、就労可能な人が生活保護に頼る必要がないようにするとともに、生活困窮から「早期脱却」できるよう、重層的なセーフティネットを構築する。

また、改革の具体案を検討する際には、現に生活困窮者支援を担っている現場関係者の意見を十分に踏まえる。

1 . 生活困窮者支援体系の確立

生活困窮者支援体系の確立に向け、以下の事項について検討を進める。

経済的困窮者・社会的孤立者の早期把握

経済的困窮者・社会的孤立者を早期に把握し、必要な支援につなぐため、地域のネットワークの構築や、民間事業者・公的機関と地方自治体との連携強化、縦割りでない包括的な総合相談体制の強化等を図る。また、その際、課題となる個人情報の取扱いについて、個人情報保護法との関係も踏まえた整理を検討する。

初期段階からの「包括的」かつ「伴走型」の支援態勢の構築

初期段階から、「谷間」のない総合相談や「待ちの姿勢」でない訪問型支援（アウトリーチ）チームアプローチによる支援を展開し、「包括的」かつ「伴走型」の支援態勢を築く。

民間との協働による就労・生活支援の展開

これまでの公的機関による支援だけでなく、NPOや社会福祉法人、消費生活協同組合、民間企業、ボランティア等の「民の力」との協働により、就労・生活支援事業を展開する。

「多様な就労機会」と「家計再建+居住の確保」等の新たなセーフティネットの導入の検討

社会的な自立に向けたサポートをする仕組みを組み込んだ「中間的就労」などの「多様な就労機会」の確保と「家計再建（貸付・相談支援）+居住の確保」などを柱とする新たなセーフティネットを検討する。これにより、ハローワークと一体となった支援と相まって、就労可能な人が生活保護に頼る必要がないようにするとともに、生活保護からの脱却を進める。

ハロ - ワークと一体となった就労支援の抜本強化

自治体とハローワークが一体となった就労支援体制（両者の一体的窓口や巡回相談等）を全国的に整備の上、就労可能な生活困窮者を広く対象に、早期のアプローチを徹底するとともに、対象者の課題に応じた能力開発等の支援施策の充実を図るなど、就労支援を抜本的に強化する。

「貧困の連鎖」の防止のための取組

「貧困の連鎖」の防止等の観点から、地域において教育関係機関と福祉関係機関等が連携して、幼年期・学齢期の子どもや高校中退者、不登校者及び課題を抱える家庭等に対する養育相談や学び直しの機会の提供も含めた学習支援を積極的に展開する。

「地域の力」を重視した基盤・人材づくりと政策の総合的展開

地域の特性に応じてサービス基盤の整備や人材づくりを計画的に進めるとともに、福祉のみならず、保健、雇用、文教、金融、住宅、産業、農林漁業などの各分野の取組が縦割りではなく、総合的に展開される体制を整備する。

2 . 生活保護制度の見直し

当面の対応として、以下の事項を実施し、生活保護給付の適正化、就労・自立支援の強化を図る。

(生活保護給付の適正化)

電子レセプトを活用した重点的な点検指導やセカンド・オピニオン(検診命令)の活用、後発医薬品の使用促進等による医療扶助の適正化
資産調査の強化(金融機関の「本店等一括照会方式」の導入)や「不正告発」の目安の提示等の制度運用の適正化

(就労・自立支援の強化)

保護開始直後から、期間を定めて「早期の集中的な」就労・自立支援を行うための方針を国が策定
就労・自立支援プログラム等の拡充や体制整備等

これらに併せて、以下の事項について検討を進める。

(1) 生活保護基準の検証・見直し

生活保護基準について、一般低所得世帯の消費実態との比較検証(全国消費実態調査等に基づく調査分析)を行い、今年末を目途に結論を取りまとめる。

(2) 指導等の強化

調査・指導権限の強化

- 生活保護受給者の状況等をよりの確に把握するため、現在資産・収入に関する事項に限られている地方自治体の調査権限について、拡大（就労活動等に関する事項の調査、過去に生活保護受給者であった者も対象）を検討する。
- 保護を必要とする人が受けられなくなることをないよう留意しつつ、扶養可能な扶養義務者には、必要に応じて保護費の返還を求めることも含め、適切に扶養義務を果たしてもらうための仕組みを検討する。
- 地方自治体の負担軽減にも配慮し、医療機関に対する指導に係る調査等について、民間委託の導入を検討する。 など

医療機関の指定等の見直し

保険医療機関に係る指定制度も踏まえつつ、現在の指定医療機関制度について、指定の要件、有効期間、取消要件など指定の在り方等について検討する。

罰則の強化

不正受給には、より厳正に対処する観点から、罰則（現在は3年以下の懲役又は30万円の罰金）の引上げを検討する。

(3) 「脱却インセンティブ」の強化

「生活保護基準体系」の見直し

就労・社会的自立を促進する観点から基準体系を見直す。

「就労収入積立制度（仮称）」の導入

生活保護脱却のインセンティブを強化するため、就労収入の一部を積み立て、生活保護脱却後に還付する制度の導入を検討する。

家計・生活指導の強化

生活保護受給者の自立を支援するため、自立に向けた家計・生活面の見直し指導を強化する。

生活保護脱却後のフォローアップ強化

生活保護脱却後に再度生活保護受給に至ることの無いよう、就労や生活の安定を図るためのフォローアップも含めた伴走型支援を行う。

(4) ハローワークと一体となった就労支援の抜本強化等

自治体とハローワークが一体となった就労支援体制(両者の一体的窓口や巡回相談等)を全国的に整備の上、生活保護受給者をはじめ、就労可能な生活困窮者を広く対象に、早期のアプローチを徹底するとともに、対象者の課題に応じた能力開発等の支援施策の充実を図るなど、就労支援を抜本的に強化する。

また、社会的な自立に向けたサポートをする仕組みを組み込んだ「中間的就労」をはじめとする「多様な就労機会」の確保を図る。

(5) 高齢者や障害者などに対する社会的な自立の促進

高齢者や障害者などに対し、ボランティアや地域活動に積極的に参加して頂くことを通じて、主体的に社会との繋がりを持つことができるよう、NPOや社会福祉法人などと協働した支援を検討する。

．生活支援戦略の進め方

本戦略の対象期間は平成25～31年の7カ年とし、生活困窮者への支援体制の底上げ・強化を図るため、体制整備を計画的に進めるための国の中期プランを策定する。

生活困窮者への支援を安定的に実施していくため、必要に応じ法制化も含め検討する。また、生活保護制度についても、自立の助長をより一層図るとともに、国・地方自治体の調査権限の強化などの不正受給対策を徹底する観点から、生活保護法改正も含めて検討。

国のプランの策定に際しては、主たる実施主体となる地方自治体の意見を聞くとともに、国・地方自治体がそれぞれの役割を適切に果たすという観点から、計画的に支援体制の拡大を図る。

「生活支援戦略」中間まとめ 参考資料

地方自治体等による既存の取組み等を踏まえた
現時点でのイメージである

厚生労働省

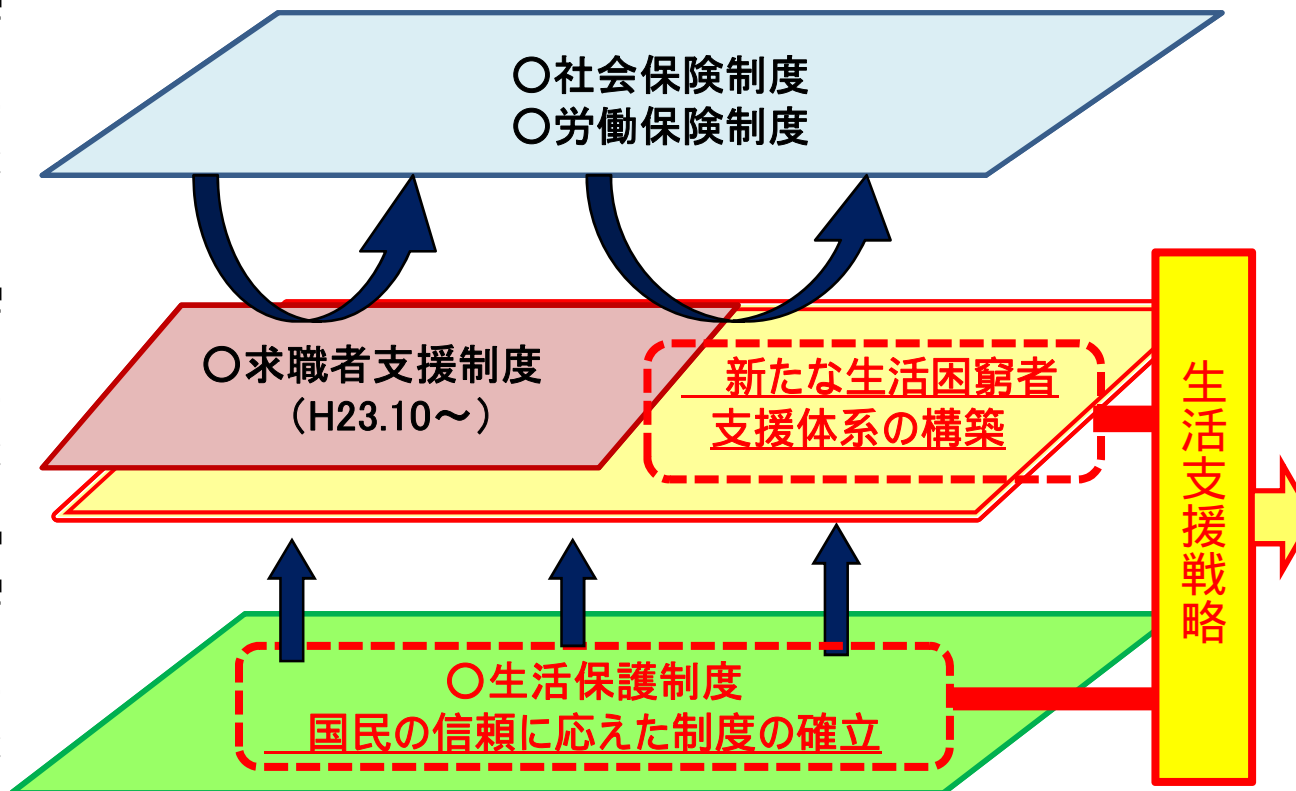
「生活支援戦略」の基本的な方針

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

基本目標

- ・生活支援戦略では、生活困窮者が経済的困窮と社会的孤立から脱却するとともに、親から子への「貧困の連鎖」を防止することを促進する。
- ・国民一人ひとりが「参加と自立」を基本としつつ、社会的に包摂される社会の実現を目指すとともに、各人の多様な能力開発とその向上を図り、活力ある社会経済を構築する。
- ・生活保護制度については、必要な人には支援するという基本的な考えを維持しつつ、給付の適正化を推進する等によって、国民の信頼に応えた制度の確立を目指す。

【第1のネット】
【第2のネット】
【第3のネット】



【期待される効果】

①社会参加と自立の促進

- ・生活困窮状態から脱却し、社会に参加し自立する人の増加

②「貧困の連鎖」の防止

- ・子どもの貧困の防止、若者の就労・自立の促進

③生活保護給付の適正化

- ・給付の適正化や、指導等の強化による生活保護給付の適正化の促進

④自治体業務の軽減

- ・「官民協働」による生活保護ケースワーカー業務の軽減と自立支援強化

総合的な相談と「包括的」かつ「伴走型」の支援

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

経済的困窮者・社会的孤立者の早期把握

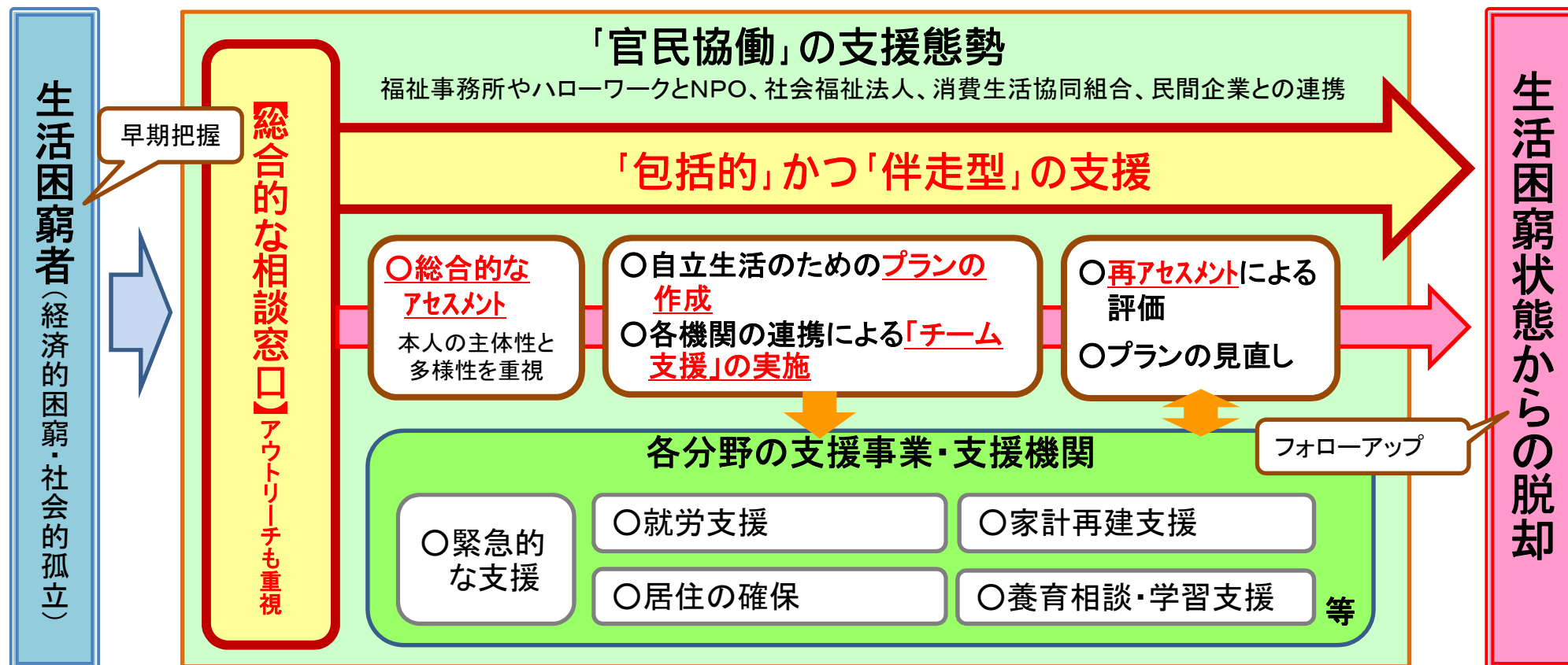
経済的困窮者・社会的孤立者を早期に把握し、必要な支援につなぐため、地域のネットワークの構築や、民間事業者・公的機関と地方自治体との連携強化、縦割りでない包括的な総合相談体制の強化等を図る。

初期段階からの「包括的」かつ「伴走型」の支援態勢の構築

初期段階から、「谷間」のない総合相談や「待ちの姿勢」でない訪問型支援(アウトリーチ)、チームアプローチによる支援を展開し、「包括的」かつ「伴走型」の支援態勢を築く。

民間との協働による就労・生活支援の展開

これまでの公的機関による支援だけでなく、NPOや社会福祉法人、消費生活協同組合、民間企業、ボランティア等の「民の力」との協働により、就労・生活支援事業を展開する。



就労支援の強化(多様な就労機会の確保)

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

「多様な就労機会」と「家計再建+居住の確保」等の新たなセーフティネットの導入の検討

社会的な自立に向けたサポートをする仕組みを組み込んだ「中間的就労」などの「多様な就労機会」の確保と「家計再建(相談支援・貸付)+居住の確保」などを柱とする新たなセーフティネットを検討する。

本人の「ステージ」に応じた多様な就労支援

「中間的就労の場」の提供等

・直ちに一般就労を目指すことが困難な人に対して、社会的な自立に向けたサポートをする仕組みを組み込んだ「中間的就労」などを提供

〈参考例〉

1. 自治体の取組 ①京都府では、ひきこもりの若者の就労支援として、食堂での雇用やものづくりの場での技術指導等の中間的就労の取組を実施。②釧路市では、就労型インターンシップとして、ゴミの選別作業・公園管理等を実施。
2. 民間の取組 ①「(福)一麦会(和歌山県)」では、障害者に加え、ひきこもりの若者を対象に農業(6次産業化)での就労を提供。②「(特)とちぎボランティアネットワーク」では、インターンシップによるニート等の就労支援や、地域の課題に対応した仕事おこしを通じた就労支援の取組を実施。

中間的就労

一般就労

自治体とハローワーク
とが一体となった就労
支援

・「福祉から就労」支援事業
の抜本強化

社会参加

日常生活自立

就労準備のための支援

- ・ 就労体験等を通じた訓練
- ・ 生活習慣確立のための指導や地域活動への参加等の
日常・社会生活自立のための訓練

家計再建支援と居住の確保

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

「多様な就労機会」と「家計再建 + 居住の確保」等の新たなセーフティネットの導入の検討

社会的な自立に向けたサポートをする仕組みを組み込んだ「中間的就労」などの「多様な就労機会」の確保と「家計再建(相談支援・貸付) + 居住の確保」などを柱とする新たなセーフティネットを検討する。

「新たなセーフティネット」の導入の検討

多様な就労機会の確保



家計再建支援

家計再建相談

- ・家計・生活状況を把握し、個別に家計の再建を助言指導
- ・家計収支状況をフォローし、必要な指導を実施



資金貸付

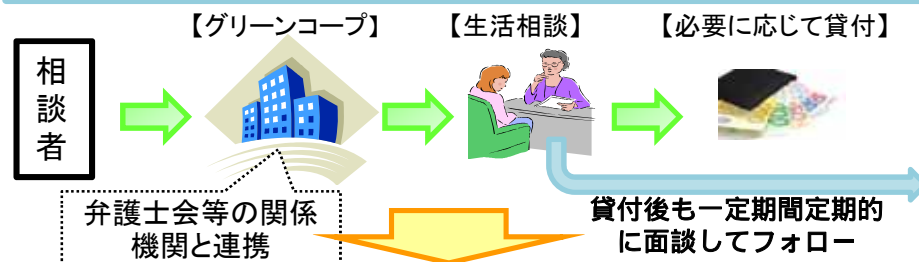
- ・家計再建のための小口貸付



居住の確保

【実践例】福岡県(グリーンコープ生協)の取組

生活困窮者に寄り添った丁寧な生活相談と家計指導を行いながら、その生活再生を支援。



平成22年度末までに貸倒処理となったケースは5人(約130万円、対貸付残高比：0.59%)。

	グリーンコープふくおか		5生協合計	
	22年度	開業累計	22年度	開業累計
電話件数	1,863	9,242	3,176	12,220
面談件数	1,182	4,984	2,062	6,941
家族を含む面談件数	1,184	5,332	2,066	7,385
貸付希望の件数	786	2,888	1,390	4,103
貸付金の件数	210	638	359	887
貸付金額(万円)	11,886	43,682	20,392	57,846
貸付残高(万円)	22,246	-	32,809	-
貸付平均額(万円)	57	68	57	65

生活再生貸付事業は、グリーンコープ生協ふくおか、グリーンコープ生協くまもと、グリーンコープ生協おおいた、グリーンコープやまぐち生協、グリーンコープ生協長崎で実施。

ハローワークと一体となった就労支援の抜本強化

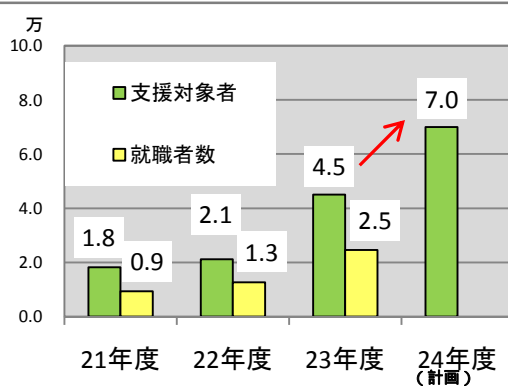
【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

ハローワークと一体となった就労支援の抜本強化

自治体とハローワークが一体となった就労支援体制(両者の一体的窓口や巡回相談等)を全国的に整備の上、就労可能な生活困窮者を広く対象に、早期のアプローチを徹底するとともに、対象者の課題に応じた能力開発等の支援施策の充実を図るなど、就労支援を抜本的に強化する。

<現状の取組み>

「福祉から就労」支援事業(23年度~)
 ・ハローワークと自治体の協定等による連携基盤を踏まえたきめ細かいチーム支援により実績伸長。



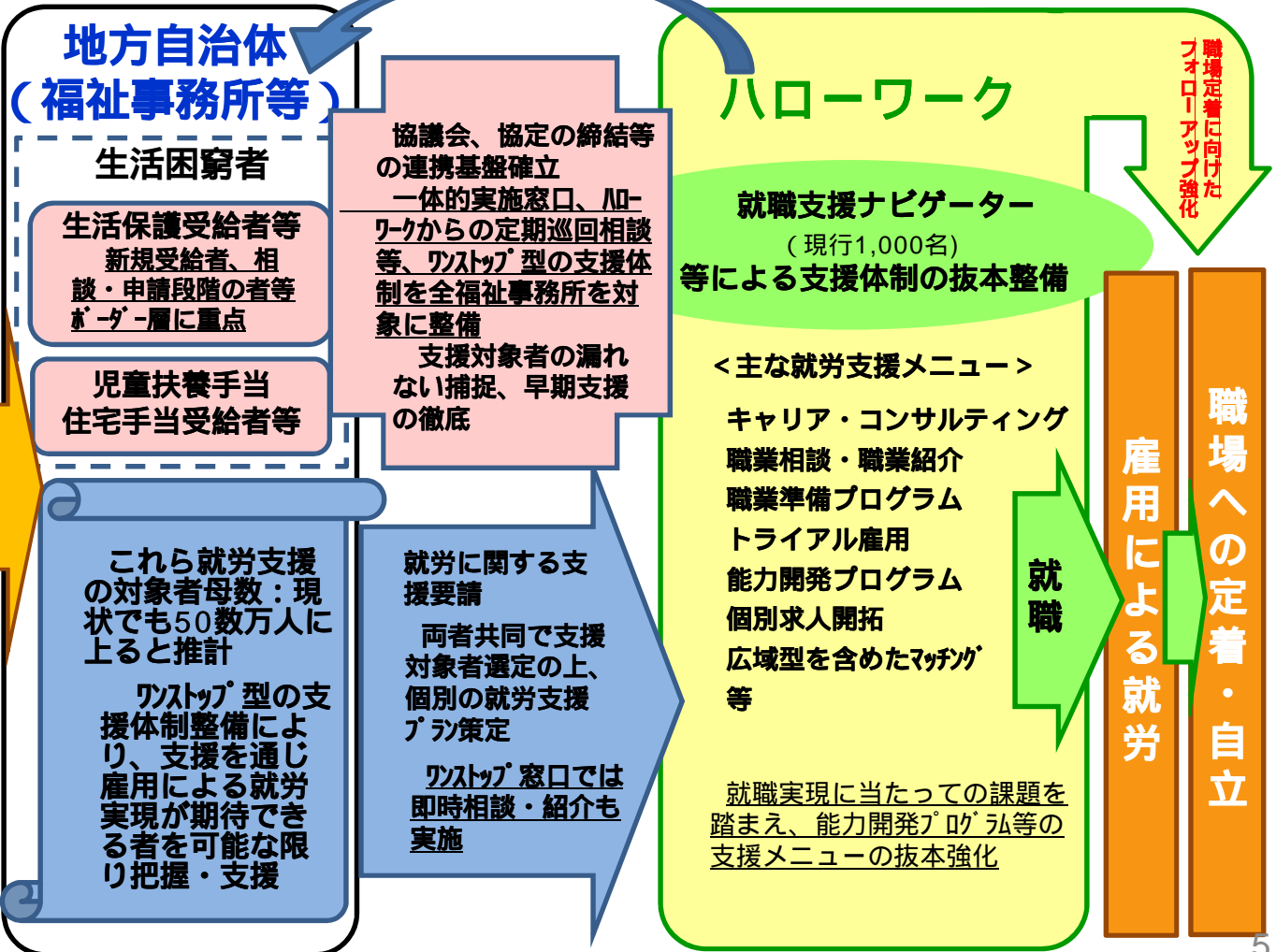
アクション・プランに基づく一体的実施

- ・国と市の一体的実施 33市区
 - ・うち生活保護受給者等を対象にしたもの 16市区(いずれも本年6月現在)
- 支援対象者数、就職者数等で目標・計画を大きく上回る実績
 福祉事務所の来所者を即時に職業紹介窓口へ誘導できる効果

(例)
 所沢市
 (平成23年9月~)
 就職者数 75人
 (目標36人)
 総社市
 (平成23年7月~)
 支援対象者数 126人
 (目標80人)
 就職率 67.5%
 (目標60%)



生活支援戦略の一環で再編・抜本強化

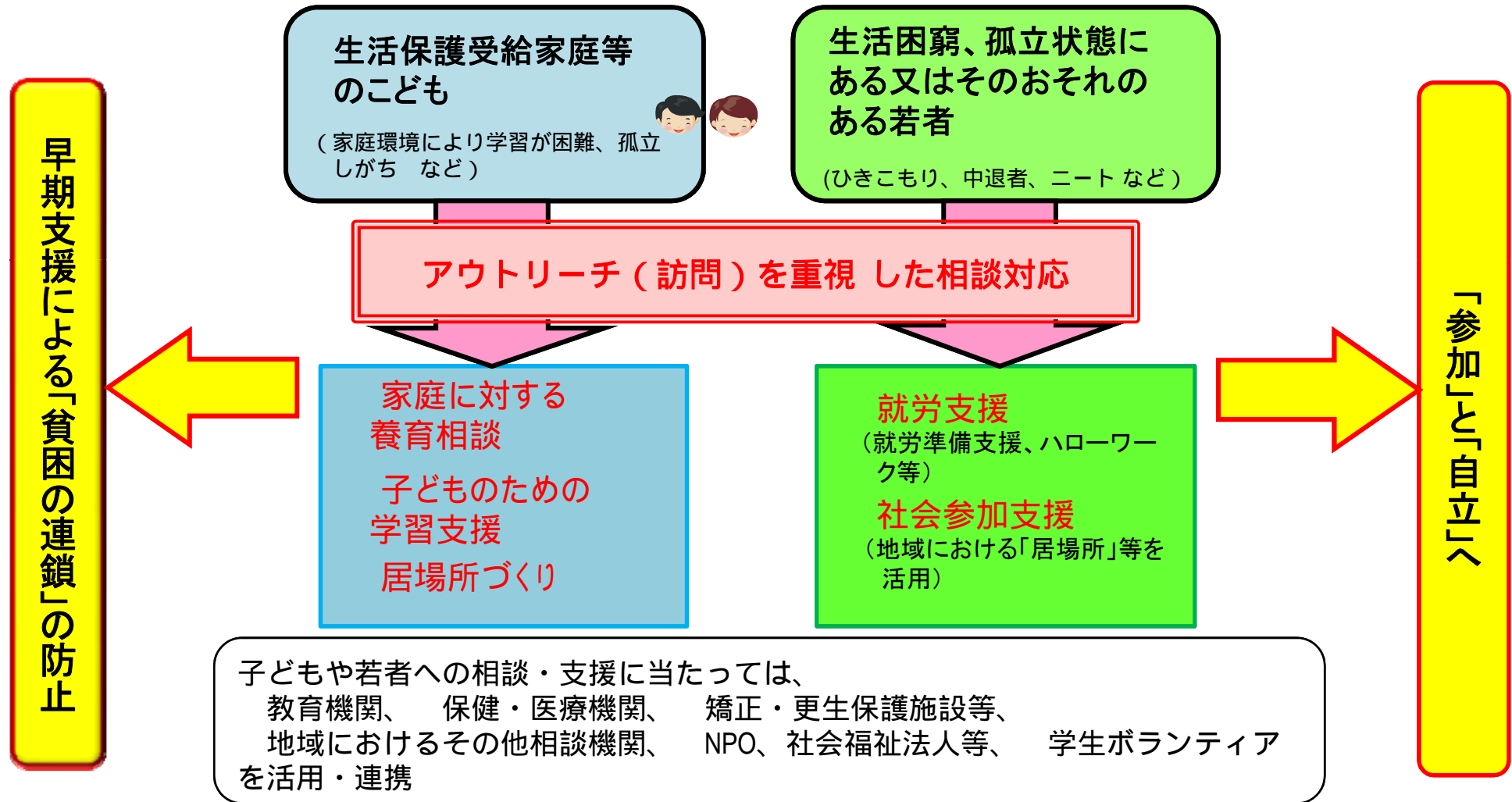


「貧困の連鎖」の防止のための取組

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

「貧困の連鎖」の防止のための取組

「貧困の連鎖」の防止等の観点から、地域において教育関係機関と福祉関係機関等が連携して、幼年期・学齢期の子どもや高校中退者、不登校者及び課題を抱える家庭等に対する養育相談や学び直しの機会の提供も含めた学習支援を積極的に展開する。



生活保護制度の見直し—医療扶助の適正化 —

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

生活保護の見直し

当面の対応

電子レセプトを活用した重点的な点検指導やセカンド・オピニオン(検診命令)の活用、後発品の使用促進等による医療扶助の適正化

点検機能

紙レセプトに比べて、抽出・点検作業が効率化

24年度改修(予定)

抽出機能を強化し、具体的な指導対象となり得る者を容易に抽出。

(例)

- 1月に15日以上3か月以上継続して受診している者
- 向精神薬を複数の医療機関から重複して処方を受けている者
- 180日以上入院している者 等

縦覧点検

複数月にわたるレセプトをグループ化して、頻回受診等を点検。

重複点検

あらかじめ設定した条件が同じで、重複して請求されているレセプトを点検。

資格点検

生活保護基幹システムとデータ連携し、生活保護受給者以外のレセプトが混在していないか等、レセプトの有効性を点検。

統計・分析機能

統計・分析機能により、適正化に向けた計画的な取組が可能

24年度改修(予定)

医療機関の分析機能を強化し、生活保護の請求が他に比べて突出している等、特徴のある医療機関を容易に抽出。

(例)

- 1件当たりの請求金額が高い医療機関
- 特定の診療行為が多い医療機関

医療費分析

指定した期間の医療費を集計し、任意に指定した傷病や、上位を占める傷病の割合を把握。

傷病別分析

傷病を指定し、レセプト件数、医療費、受診率等を集計。

年度別医療費分析

年間の医療費を、受診率、1件当たりの日数、1件あたりの医療費、1人あたりの医療費別に割合を算出。

医療機関別分析

医療機関ごとに医療費を集計し、指定した傷病の件数や医療費などを表示。

任意統計・分析

集計する対象・期間を任意に選択し、統計・分析表を作成。

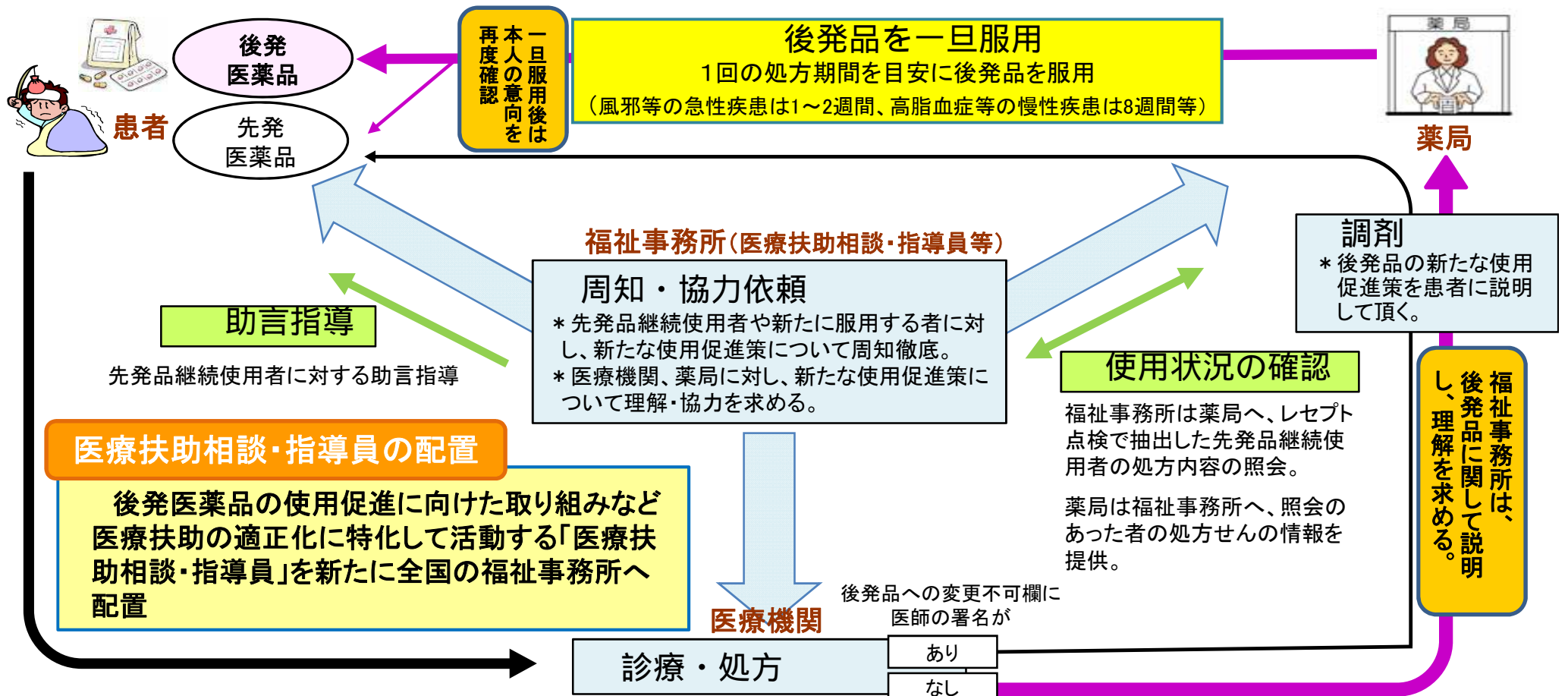


生活保護制度の見直し—医療扶助の適正化—

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

生活保護の見直し 当面の対応

電子レセプトを活用した重点的な点検指導やセカンド・オピニオン(検診命令)の活用、後発品の使用促進等による医療扶助の適正化



生活保護制度の見直し－医療扶助の適正化－

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

生活保護の見直し 制度の見直し

・医療機関の指定等の見直し

保険医療機関に係る指定制度も踏まえつつ、現在の指定医療機関制度について、指定の要件、有効期間、取消要件など指定の在り方等について検討する。

課題

- 指定医療機関に係る規定が、健康保険法等に比べて、
 - ・ 指定・取消要件等が具体的に定められていない
 - ・ 指導対象医療機関の選定に係る基準がない
 等の理由により、指導等が十分でないといった指摘を受けている。



見直し・検討事項

- 保険医療機関に係る指定制度も踏まえつつ、現在の指定医療機関制度について、指定の要件、有効期間、取消要件など指定の在り方等について検討する。

(参考)健康保険法(保険医療機関)

指定要件	> 厚生労働大臣は、次に該当するときは指定しないことができる。 (健康保険法第65条第3項) <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定取消の日から5年を経過しないもの ・ 健康保険法に基づく指導を重ねて受けたもの ・ 健康保険法等に違反し罰金の刑に処せられ、その執行を終わるまでのもの ・ 禁固以上の刑の処せられ、その執行を終わるまでのもの ・ 医療保険各法による保険料、負担金又は掛金を引き続き滞納しているもの ・ 前各号のほか、著しく不相当と認められるもの
有効期間	> 指定は、指定の日から起算して6年を経過したときは、その効力を失う。 (健康保険法第68条第1項)
取消	> 厚生労働大臣は、次に該当する場合には指定を取り消すことができる (健康保険法第80条) <ul style="list-style-type: none"> ・ 第72条第1項(保険医等の責務)の規定に違反したとき ・ 第70条第1項(保険医療機関等の責務)の規定に違反したとき ・ 支払に関する請求に不正があったとき ・ 報告等を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告したとき ・ 出頭を求められてこれに 응 ぜず、又は検査を拒み続けた等のとき ・ 医療保険各法による療養に関し、前各号に相当する事由があったとき ・ 罰金の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者に該当したとき ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者に該当したとき ・ 前各号のほか、この法律若しくは国民の保険医療に関する法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき

生活保護制度の見直し—調査・指導権限の強化—

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

生活保護の見直し

当面の対応

- ・資産調査の強化(金融機関の「本店等一括照会方式」の導入)や「不正告発」の目安の提示等の制度運用の適正化

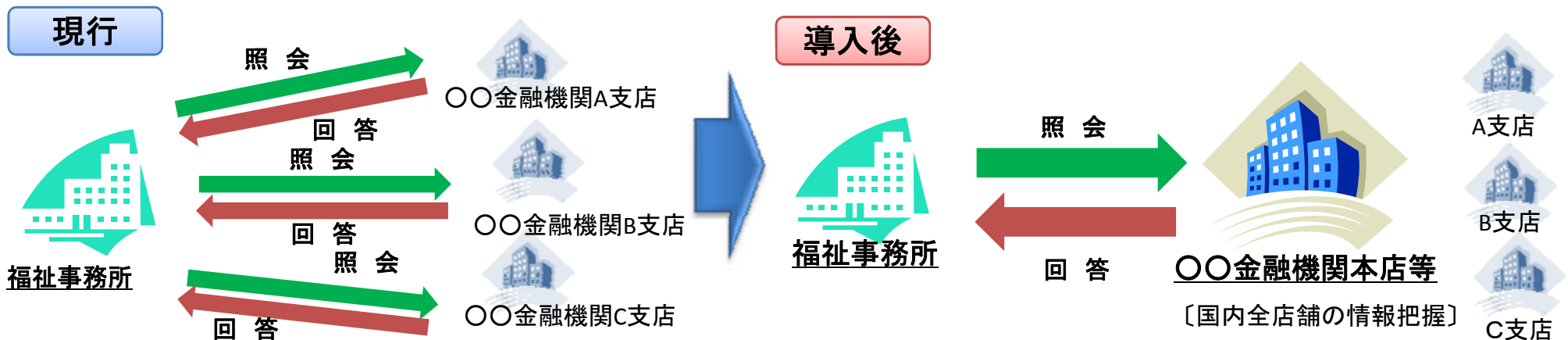
制度の見直し

・調査・指導権限の強化

地方自治体の調査権限について、**拡大**(就労活動等に関する事項の調査、過去に生活保護受給者であった者も対象)を検討する。

金融機関本店等への一括照会

現在、地方自治体が金融機関の各支店に個別に照会している資産調査について、本店等に照会した場合、国内全店舗における口座の有無等の状況を一括して確認できるようにすることにより、効率的、効果的な資産調査が可能になる。(関係団体と調整済み、平成24年12月から実施予定)



生活保護法第29条の見直しの検討

現行、生活保護受給者等の「資産及び収入の状況」を対象としている。

調査項目に「**就労に関する状況**」等を加える見直しを検討する。
あわせて、調査対象に「生活保護受給者であった者」も含まれることの明確化を検討する。

生活保護制度の見直し—「就労収入積立制度(仮称)」の検討—

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

生活保護の見直し

・「就労収入積立制度(仮称)」の導入

生活保護脱却のインセンティブを強化するため、就労収入の一部を積み立て、生活保護脱却後に還付する制度の導入を検討する。

課 題

生活保護制度では、収入があれば生活保護費はその収入分減額する(収入認定)のが基本。
現在は、就労インセンティブの観点から就労収入の一部を収入認定から除外し、手取りが増える仕組み(勤労控除)となっている。
しかし、生活保護脱却後に税や社会保険料等の負担がかかるが、現在の仕組みでは、生活保護脱却に向けたインセンティブとしては弱く、自立が進まないと指摘されている。

見直しの方向性

- 生活保護受給中に就労した場合は、就労収入の一部に相当する額を積み立て、就労により生活保護を脱却した場合には、その積立額を還付する制度(就労収入積立制度)の導入を検討する。
- この制度の導入により、生活保護脱却後の税や社会保険料等の負担に対応できるようになり、自立が進むと考えられる。

